

9月7日(月曜日)午前9時30分開議

議事日程(第1日)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第94号 教育委員会委員の任命について  
議案第95号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第4 議案第100号 請負契約の締結について  
議案第101号 請負契約の締結について
- 日程第5 認定第1号 平成3年度可児市水道事業会計決算認定について  
議案第84号 平成4年度可児市一般会計補正予算(第2号)  
議案第85号 平成4年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)  
議案第86号 平成4年度可児市平牧財産区特別会計補正予算(第1号)  
議案第87号 平成4年度可児市大森財産区特別会計補正予算(第1号)  
議案第88号 平成4年度可児市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)  
議案第89号 平成4年度可児市老人保健特別会計補正予算(第1号)  
議案第90号 平成4年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第91号 平成4年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第92号 平成4年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第93号 平成4年度可児市可児都市計画西可児土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)  
議案第96号 可児市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第97号 可児市水田農業確立特別対策基金条例を廃止する条例の制定について  
議案第98号 可児市幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第99号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について  
議案第102号 分担金の減免について
- 日程第6 請願3号 公立小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める請願書

---

会議に付した事件

日程第1から日程第6までの各事件

---

議員定数 26名

---

出席議員 (26名)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	高木利行君	2番	遠藤久夫君
3番	亀谷光君	4番	芦田功君
5番	太田豊君	6番	小池邦夫君
7番	村上孝志君	8番	渡辺佳彦君
9番	大沢和明君	10番	渡辺朝子君
11番	近藤忠實君	12番	続木重数君
13番	可児慶志君	14番	今井成美君
15番	河村恭輔君	16番	大江金男君
17番	勝野健範君	18番	村瀬日出夫君
19番	渡辺重造君	20番	小池優之助君
21番	松本喜代子君	22番	奥田俊昭君
23番	田口進君	24番	林則夫君
25番	林義弘君	26番	澤野隆司君

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市長	鈴木告也君	助役	纈纈義昭君
収入役	山田豊君	教育長	渡邊春光君
総務部長	山口正雄君	民生部長	小池勝雅君
経済部長	可児文一君	建設部長	井藤實義君
水道部長	大沢守正君	福祉事務所長	鈴木益廣君
教育次長 (総務)	可児征治君	教育次長 (学校教育)	吉田博君
秘書課長	長瀬文保君	総務課長	奥村雄司君
市民課長	青山嘉佑君	農政課長	曾我宏基君
土木課長	可児教和君		

出席議会事務局職員

議会事務局長	林邦夫	係長	寺尾政年
書記	勝野正規	書記	山口嘉之
書記	溝口晴美		

---

議長（奥田俊昭君） おはようございます。

昨日は早朝より可児市の総合防災訓練に多数の皆様方の御参加をいただきまして、すばらしい防災訓練を見せていただきまして、まことにありがとうございました。大変御苦労さまでございました。

本日、平成4年第4回可児市議会定例会が招集されましたところ、議員各位には御参集を賜りまして、まことにありがとうございました。

---

#### 開会及び開議の宣告

議長（奥田俊昭君） ただいまの出席議員は26名でございます。したがって定足数に達しております。これより平成4年第4回可児市議会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ち、市長から特に発言を求められておりますので、これを許します。

市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 本日、平成4年第4回の可児市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、極めて御多忙のところ定刻に御参集賜りまして、まことにありがとうございます。

9月に入りましたが、まだまだ残暑厳しき折から、議員各位におかれましては、ますます御健勝の御様子、まずもってお喜び申し上げます。

おかげをもちまして市政も順調に進展いたしております、これもひとえに議員各位を初め、市民の皆様のお協力のたまものと厚くお礼を申し上げる次第でございます。

また、昨日挙行いたしました可児市総合防災訓練におきましては、議員各位を初め、関係機関、市民皆様の御協力により、実りある訓練が実施できましたことを厚くお礼申し上げます。

さて、今期定例会に御提案申し上げます案件は、決算の認定に関するもの1件、予算に関するもの10件、人事に関するもの2件、条例に関するもの3件、契約に関するもの2件、その他の案件2件の合計20件でございます。詳細につきましては後ほど御説明申し上げますので、何とぞ十分御審議賜りますようお願い申し上げます。開会のごあいさつとさせていただきます。

議長（奥田俊昭君） 次に、諸般の報告を事務局長からいたさせます。

議会事務局長（林 邦夫君） それでは、諸報告を申し上げます。

議長会の関係でございますけれども、去る8月20日に岐阜県市議会議長会が羽島市で開催されました。その内容につきましてはお手元に配付してございますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

議長（奥田俊昭君） 以上をもって、諸般の報告は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付いたしましたとおり定めましたので、よろしくお願いをいたします。

---

#### 会議録署名議員の指名

議長（奥田俊昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において13番議員 可児慶志君、14番議員 今井成美君を指名いたします。

---

#### 会期の決定について

議長（奥田俊昭君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から9月21日までの15日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月21日までの15日間と決定いたしました。

---

#### 議案第94号及び議案第95号について（提案説明・質疑・採決）

議長（奥田俊昭君） 日程第3、議案第94号 教育委員会委員の任命について、議案第95号 人権擁護委員候補者の推薦についての2議案を一括議題といたします。

〔教育長 渡邊春光君 退場〕

提出議案の説明を求めます。

市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 議案第94号 教育委員会委員の任命につきましては、現委員であります奥村 勲氏及び教育長 渡邊春光氏の任期が平成4年9月30日で満了となり、引き続いて委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めますのでございます。

奥村 勲氏につきましては、可児市消防団長、岐阜県消防協会副会長等の要職を歴任されまして、昭和63年に10月1日より可児市教育委員として1期4年間御活躍いただいております。

渡邊春光氏につきましては、前、工藤教育長の辞任に伴う後任として、蘇南中学校長から昨年の4月1日、教育委員教育長として御尽力いただいております。就任以来まだ1年半でございますし、奥村・渡邊両氏ともに人格は高潔にして温厚篤実であり、教育、学術、文化に関するその識見と指導力は高く評価されております。教育委員会委員としての職に適任であると考えますので、何とぞよろしく御同意賜りますようお願いを申し上げます。

議案第95号 人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現委員の三宅令子さんが平成4

年12月14日で任期満了となるため、再び推薦するに際し、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

三宅さんは人格温厚にして識見高く、また経験豊かで市民からの信頼も厚いことにより、人権擁護委員としての職に適任であると考えまして、再び推薦することにいたしましたわけでございますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長（奥田俊昭君）

これより質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案については、討論、並びに委員会の付託を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 異議がないものと認めます。よって、議題となっております本案について、討論並びに委員会の付託を省略し、直ちに採決することに決しました。

それでは議案第94号及び議案第95号の2議案を一括採決いたします。

お諮りいたします。本2議案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 異議がないものと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

〔教育長 渡邊春光君 入場・復席〕

休憩 午前9時39分

---

再開 午前9時40分

議長（奥田俊昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、教育長より発言を求められておりますので、これを許します。

教育長（渡邊春光君） 大変貴重な時間をおかりしてまことに恐縮でございますが、一言御礼を申し上げます。

ただいまは私の再任につきまして御同意をいただきまして、まことにありがとうございます。

顧みますと、昨年就任以来、前任者の残任期間ということで1年6ヵ月務めさせていただいたわけでございますが、その間、皆様方の御支援、御指導をいただきまして、大過なく務めることができたことを心から深く感謝を申し上げておる次第でございます。再任された上は、皆様方、並びに市民各位の信託におこたえすべく、誠心誠意職務に励んでまいりたいと存じておる次第でございます。今後とも一層の御指導を賜りますよう心からお願いを申し上げます。簡単でございますけれども、お礼の言葉とさせていただきます。どうもあり

がとうございました。

---

議案第100号及び議案第101号について（提案説明・質疑・採決）

議長（奥田俊昭君） 日程第4、議案第100号及び議案第101号の請負契約の締結についてを一括議題といたします。

提出案件の説明を求めます。

総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） では、お手元の定例会の議案の資料番号1番をよろしく願います。ページ数は12ページでございます。

議案第100号 請負契約の締結についてでございます。契約の目的につきましては、可児市立旭小学校プール建設事業でございます。これは高学年用プールと低学年用プールをあわせて建設する予定でございます。契約の方法といたしまして、指名競争入札10社でございます。契約の金額 1億1,948万円。契約の相手方 可児市広見五丁目77番地 小池土木株式会社 代表取締役 小池誠之介。工事期間は、議決の日から平成5年3月25日といたしております。それから13ページをお願いいたします。

議案第101号、同じく請負契約の締結についてでございます。契約の目的として、帷子污水幹線管渠築造工事でございます。第5工区の1の工事でございます。契約の方法といたしまして、指名競争入札、14社で行いました。契約の金額として1億5,141万円でございます。契約の相手方として、岐阜市徹明通八丁目22番1 矢作建設工業株式会社岐阜営業所でございます。所長 加納峰雄。工事期間は、議決の日から平成5年3月19日といたしております。以上でございます。

議長（奥田俊昭君） これより質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案件については、討論、並びに委員会の付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 異議がないものと認めます。よって、議題となっております本案件については、討論、並びに委員会の付託を省略し、直ちに採決いたすことに決しました。

ただいまから議案第100号及び議案第101号の2議案を一括採決いたします。

お諮りいたします。本2議案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 異議がないものと認めます。よって、本2議案を原案のとおり決することに決しました。

---

認定第1号及び議案第84号から議案第93号まで、並びに議案第96号から議案第99号ま

で、及び議案第102号について（提案説明）

議長（奥田俊昭君） 日程第5、認定第1号及び議案第84号から議案第93号まで、並びに議案第96号から議案第99号まで、及び議案第102号の16議案を一括議題といたします。

提出議案に対する市長の説明を求めます。

市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 認定第1号の平成3年度可児市水道事業会計決算の認定につきまして、地方公営企業法第30条第4項及び第32条第2項の規定によりまして、別冊の監査委員の意見をつけて、決算の認定と欠損金処分の議決をお願いするものでございます。

まず平成3年度の概況でございますが、平成3年4月よりますますふえ続ける水の需要及び平成15年度の計画給水人口10万5,600人に安定供給を行うため、全量県水受水に踏み切りました。これに伴いまして水道施設の整備が必要となり、中央監視センター大森ポンプ場等の建設を初め、20.7キロメートルにわたる配水管の布設工事に多額の費用増となり、経常収支では3億3,676万4,408円の損失を生じました。

次に業務概要につきましては、平成3年度末の給水人口は8万2,074人となり、前年度末に比べ1,534人、1.9%の増、給水件数は2万2,744件となり、前年度末に比べ637件、2.9%の増となりました。年間給水量も1,073万3,377立方メートルとなり、前年度末に比べ65万1,892立方メートルと6.5%増加し、1日平均2万9,326立方メートル使用したことになります。また生活様式の変化により、1人1日平均給水量も前年度より0.2立方メートル増加したのを初め、1日最大給水量は平成3年7月25日に3万5,848立方メートルを記録し、前年度に比べ3,044立方メートルの増加でございました。

続きまして経営面でございますが、平成3年度水道事業収入総額は、借り受け消費税を除き16億7,007万2,833円となり、前年度に比べ13.9%の減となりました。これは前年度には川合浄水場売却の特別利益があったものであり、給水収益は14億6,693万3,707円となり、4.1%の増、受取利息も1億5,303万857円となり、45.2%の増収と順調な伸びを示しました。

事業費用は仮払消費税を除き20億683万7,241円となり、前年度に比べ39.2%の増となりましたが、これは受水費が11億2,608万8,278円と、前年度に比べ7億2,570万9,680円、181.3%の増加となったためであります。

以上のように、経常収支は先ほども御説明いたしました、3億3,676万4,408円の純損失となり、11年ぶりに赤字となったわけでございます。

また、平成4年度から料金改定を実施し、経営の改善を図っておりますが、市民生活への影響を配慮し、改定幅を最小限に抑え、一般会計から2億円を繰り入れる予定であります。

なお、欠損金3億3,676万4,408円は平成4年度に繰り越し、平成6年度に予定しております料金改定をにらみながら、平成5年度以降も2億円程度の繰り入れを行い、赤字の解消を図りますとともに、なお一層の経営の合理化、漏水調査の強化など、経営努力を続けてまいります。

続きまして、資本的収支につきまして御説明申し上げます。

収入は11億 7,074万 7,300円となり、前年度に比べ16.3%の減となりました。これは前年度においては、川合浄水場固定資産売却代金があったためでございます。

支出におきましては、19億 3,526万 8,477円となり、前年度に比べ68.8%の大幅増となりました。中央監視センター、大森、桜ヶ丘ポンプ場の建設を初め、川合浄水場売却に伴う事業債の一部繰り上げ償還額 2億 6,640万 3,003円の支出によるものであります。

差し引き収支は7億 6,452万 1,177円の不足を生じますが、減債積立金 3億 3,675万 8,862円の取り崩し、消費税資本的収支調整額 2,534万 1,065円、過年度分損益勘定留保資金 4億 242万 1,250円で補てんいたしました。なお、平成3年度末の利益剰余金積立金は5億 361万 4,182円でございますが、事業債残高が29億 9,708万 4,990円残っておりますことから、これらの償還財源及び平成4年度資本的収支が当初予算で7億 9,900万円不足する見込みであり、これの補てん財源に充てる予定でございます。

以上で、平成3年度の水道事業会計決算の説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

次に、議案第84号の平成4年度可児市一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ8億 1,000万円を追加し、歳入歳出予算のそれぞれの合計を210億 1,170万円とするもの、及び既定の債務負担行為の追加、既定の地方債の追加変更でございます。

議案第85号の平成4年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ1,221万円を追加し、それぞれの合計を23億 8,221万円とするもの、及び直診勘定の歳入歳出予算にそれぞれ22万 3,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を4,972万 3,000円とするものでございます。

議案第86号の平成4年度可児市平牧財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ1,825万 9,000円を減額し、歳入歳出予算それぞれの合計額を344万 2,000円とするものであります。

議案第87号の平成4年度可児市大森財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ46万 4,000円を追加し、歳入歳出それぞれの合計を177万 7,000円とするものでございます。

議案第88号の平成4年度可児市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,520万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を8,190万円とするものでございます。

議案第89号の平成4年度可児市老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を25億 900万円とするものでございます。

議案第90号の平成4年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を31億 8,

600万円とするもの、及び既定の地方債の変更でございます。

議案第91号の平成4年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,419万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれの合計額を2億9,753万4,000円とするもの、及び既定の地方債の変更でございます。

議案第92号の平成4年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3億3,438万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれの合計を9億818万2,000円とするもの、及び既定の地方債の変更でございます。

議案第93号の平成4年度可児市可児都市計画西可児土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4,600万円を追加し、歳入歳出予算それぞれの合計を6億2,000万円とするものでございます。

議案第96号の可児市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、基金の額について、基金の一層の拡充を図るため、毎年度予算に定める額を積み立てるよう改正するものでございます。

議案第97号の可児市水田農業確立特別対策基金条例を廃止する条例の制定につきましては、水田農業確立後期対策が本年度で終了することに伴い、基金の全部を処分し、勤労体験学習のための学校教育田の購入、米消費拡大事業に充てるものでございます。

議案第98号の可児市幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国の補助基準である幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正に伴い、3歳児の保護者にも保育料等の減免を適用するよう改正するものでございます。

議案第99号の岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更につきましては、地方自治法の一部改正による監査委員の要件の変更及び明宝村の名称変更に伴う組合理約の一部改正のため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第102号の分担金の減免につきましては、平成4年8月11日から12日にかけての集中豪雨による市内の土地改良施設の災害復旧事業に係る分担金を免除することについて、可児市営土地改良事業分担金徴収条例第5条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、詳細につきましては、後ほど総務部長より御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議長（奥田俊昭君） 続いて総務部長に、認定第1号を除く15議案について詳細な説明を求めます。

総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） では、お手元の資料番号5番の一般会計補正予算書（第2号）でお願いいたします。

まず1ページでございます。

今回の一般会計の補正予算は、8億1,000万円を追加いたしまして210億1,170万円とするものでございます。これにあわせまして債務負担行為の補正、それから地方債の補正をそ

れぞれお願いをいたしております。

2 ページをお願いいたします。

まず歳入によりまして、市税でございます。個人所得割として1億円を計上いたしました。

それから分担金及び負担金につきましては、県単の土地改良分担金の増と、それから林道の開設事業分担金、あるいは県営ため池の整備分担金が今回減となっております。差し引き129万8,000円の増となっております。

それから国庫支出金におきましては、国庫負担金といたしまして、公共土木の災害復旧費として、例の8月11日から12日にかけての関連でございます。2,401万2,000円の増でございます。

国庫補助金につきましては、高齢者の能力活用事業のシルバー人材センターの作業所に今回700万円の補助が参っております。それと道路橋りょう費の増減がございまして1,065万円の減でございます。

それから委託金につきましては、国民年金収納特別交付金がございまして333万8,000円の増でございます。

県支出金につきましては、県補助金といたしまして県営土地改良事業の補助金、あるいは春里公民館の野外施設の交付金、振興補助金でございます。それから次郎兵衛塚の古墳に対しましても県の振興補助金が参っております。合わせて2,197万2,000円でございます。

それから財産収入におきましては、財産運用収入といたしまして、基金利子の増減がございまして426万6,000円の増でございます。

財産売払収入といたしまして、土地売払収入、広見・土田線の関連、その他でございます。6,367万5,000円の増でございます。

寄附金におきましては、道路改良事業の寄附金がございましたし、一般寄附金もございました。合わせて2,768万9,000円の増でございます。

繰入金につきましては、基金繰入金といたしまして、財調の繰り入れ2億3,850万円、あるいは水田農業確立特別対策基金の繰り入れ等がございまして、合わせて2億5,424万6,000円となっております。

それから財産区の繰入金につきましては、大森財産区の地元負担金といたしまして116万6,000円でございます。

特別会計の繰入金につきましては、簡易水道の事業及び老人保健の特別会計の繰り入れがございまして3,381万7,000円の増でございます。

繰越金につきましては、平成3年度の繰越金2億3,848万7,000円。

それから諸収入につきましては、市預金利子でございます。151万9,000円の増。

雑入におきましては、コミュニティー事業の助成金、あるいは長寿社会のソフト事業交付金というのが参っております。その他もございまして、679万1,000円の増でございます。

市債につきましては、西可児区画整理、あるいは臨時地方道の整備事業債が参っております。それから災害復旧の事業債、合わせまして3,800万円の増でございます。

歳入合計 8 億 1,000万円の増でございます。

4 ページをお願いいたします。

歳出でございます。まず総務費でございますけれども、総務管理費といたしまして、人件費の一部の増減、あるいは土地開発基金の繰り出しの増、あるいは今回交通フェスティバルが行われる予定になっております。そういった補助の増がございまして 3,688万 3,000円の増でございます。

徴税费につきましては、過誤納金の納付がございまして、還付をいたす予定でございます。1,500万円の増でございます。

戸籍住民登録費につきましては、職員給の減で 284万 3,000円の減。

統計調査費におきましては、各種統計調査員の報酬費の増がございまして、35万 7,000円の増でございます。

民生費におきましては、社会福祉費といたしまして、一部人件費の組み替えがございましたし、先ほど申しましたシルバー人材センターの作業所工事費と地域福祉基金の積み立て等がございまして、1 億 2,200万 4,000円の増でございます。

それから衛生費におきましては、保健衛生費といたしまして、東濃病院への補助金 5,000万円、この件につきましては、さきの東濃病院の機能充実への財政援助ということで、先般、平成 4 年の 3 月 5 日だと記憶いたしておりますが、全協におきまして、超電導 MRI システムを東濃病院に導入し、いわゆる脳血管、あるいは骨と関節、心臓、それに老人性の痴呆等の治療・予防に役立てるということで、平成 5 年度末に約 1 億 6,000万円ほどの助成をお願いし、御説明申し上げた経緯がございまして、今回、東濃病院の病床の増に伴いましての建設事業を行っておりますけれども、その予算の配分の中で MRI の配備が可能となったということで、さきをお願いいたしておりました MRI の補助を取りやめまして、従来からお願いいたしております 5,000万円前後の補助ということに切りかえ、今回は寝台つきのエレベーター方式のエクス線テレビジョン装置ということで、約 4,100万円ほどかかりますけれども、それと、その他の機種について助成することとしたものでございまして、変更につきましては、ひとつ御理解を賜りたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

それから、続いて清掃費でございますけれども、空き缶の回収奨励金と環境浄化を進める会への補助金が今回新たに加わりました。合わせて 240万円でございます。

上水道費につきましては、上水道事業会計の繰出金で 1,231万 5,000円の増。

それから労働費につきましては、労働諸費といたしまして、雇用促進住宅の測量委託で、従来、業者に予定をいたしておりますけれども、今回、公社にて事業を行うということで、ここで 504万 3,000円減額をいたしております。

それから農林水産業費につきましては、農業費として職員給の増減と、それから土地改良施設維持費の管理適正化事業ということと、県単土地改良事業の工事費の、合わせて 4,998万 8,000円の増でございます。

林業費につきましては、森林修景測量設計委託ということと、あわせて工事請負費の増減

がございまして28万円の増でございます。

商工費につきましては、市商工振興補助といたしまして 531万 5,000円増にいたしております。

土木費につきましては、土木管理費、これは職員給の増減がございまして 277万 5,000円の増。

道路橋りょう費につきましては、道路維持工事費、あるいは道路改良工事費と土地購入費、あるいは交通安全施設の整備費ということで1億 9,715万 2,000円の増でございます。

河川費につきましては、河川改良工事費の 4,090万円の増でございます。

それから都市計画費につきましては、給与費の増減、あわせて広見・土田線の道路改良工事、それと駐輪場の整備等々でございます。2億 5,671万 7,000円の増になっております。

消防費につきましては、消防音楽隊への一部助成を今回 186万 8,000円お願いをいたしております。

教育費につきましては、総務費で人件費の増減がございましたし、今回、可児工業高校の創立30周年がございまして、その助成として60万円お願いをいたしております。増減がございましたので、減額の 522万 3,000円でございます。

幼稚園費につきましては、瀬田幼稚園の拡張計画に伴いまして、瀬田公民館の建物がございしますが、これの補償として 665万 5,000円をお願いいたしております。

社会教育費につきましては、次郎兵衛塚古墳の整備工事費の増と、それから生涯学習センターの機械の中で一部金額的に増減がございました。それから春里公民館の土地代の減額がございまして、差し引き 5,398万 5,000円の減額となっております。

災害復旧費につきましては、公共土木災害復旧費として8月11日の災害関連で 3,980万円の増。

それから農林土木施設災害復旧費につきましては 1,150万円の増でございます。

合計8億 1,000万円。歳入歳出を、それぞれ 210億 1,170万円とするものでございます。

次いで、資料番号6番をお願いいたします。可児市特別会計補正予算でございます。

議案第85号の関連でございます。1ページからお願いします。

平成4年度の可児市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

今回、歳入歳出にそれぞれ 1,221万円を追加いたしまして、予算総額を23億 8,221万円とするものでございます。なお、直診勘定におきましては22万 3,000円を追加いたしまして、そのトータルを 4,972万 3,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。まず事業勘定でございます。

歳入につきましては、繰越金として、前年度繰越金が 1,221万円増となっております。歳入の合計 1,221万円でございます。

歳出につきましては、総務費といたしまして、管理費として電算事務委託料が40万 6,000円の増でございます。それから保険給付費につきましては、審査支払手数料ということで50万円の増でございます。次いで、老人保健拠出金につきましては、医療費及び事務費の拠出

金でございます。930万2,000円の増。それから諸支出金につきましては、精算確定がございまして、還付金が200万2,000円でございます。合わせて補正合計1,221万円となっております。

以上、歳入歳出予算の総額を、それぞれ23億8,221万円とするものでございます。

直診勘定でございます。3ページです。

歳入につきましては、診療収入、外来収入といたしまして、老人保健の診療報酬の減がございまして240万円の減でございます。次いで繰越金につきましては、前年度繰越金として262万3,000円の増でございます。差し引き22万3,000円の補正増でございます。

歳出につきましては、総務費といたしまして、一般管理費の増減がございまして2万7,000円の減です。それから、次に医業費につきましては、医薬材料の減がございまして、50万円の減でございます。それから予備費といたしまして75万円の増。それぞれ差し引き22万3,000円の増でございます。

したがって歳入歳出の合計を、それぞれ4,972万3,000円とするものでございます。

13ページをお願いいたします。

議案第86号 平成4年度可児市平牧財産区特別会計補正予算(第1号)でございます。

歳入歳出それぞれ1,825万9,000円を減額するものでございます。したがって、歳入歳出の合計をそれぞれ344万2,000円とするものでございます。

14ページをお願いいたします。

まず歳入につきましては、財産収入といたしまして、基金利子の減がございまして、1,845万9,000円の減でございます。それから繰入金につきましては、基金繰り入れということで7万9,000円の増。そして繰越金につきましては、前年度繰越金が12万1,000円の増。差し引き、合計補正額が1,825万9,000円の減でございます。

歳出につきましては、総務管理費といたしまして、基金利子の積み立て減と草刈り業務が20万円増になっております。差し引き1,825万9,000円の減額補正でございます。

歳入歳出をそれぞれ344万2,000円とするものでございます。

19ページをお願いいたします。

議案第87号 平成4年度可児市大森財産区特別会計補正予算(第1号)でございます。

歳入歳出にそれぞれ46万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算を177万7,000円とするものでございます。

20ページをお願いいたします。

歳入につきましては、財産収入といたしまして、基金利子の減がございました。70万2,000円減額をいたしております。繰入金につきましては、基金の繰り入れ116万6,000円の増、差し引きいたしまして、補正額46万4,000円の増でございます。

歳出につきましては、総務費といたしまして、管理費の利子積み立ての減がございました。70万2,000円の減。諸支出金におきましては、一般会計からの繰出金といたしまして116万6,000円の増。差し引きいたしまして、補正額46万4,000円の増とするものでございます。

したがって歳入歳出をそれぞれ 177万 7,000円といたしております。

25ページをお願いいたします。

議案第88号 平成4年度可児市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

今回 1,520万円を追加いたしまして、歳入歳出予算をそれぞれ 8,190万円とするものでございます。

26ページをお願いいたします。

歳入でございます。分担金及び負担金といたしまして、まず分担金といたしまして、該当戸数の減がございました。したがって、分担金の減になっております。18万 7,000円でございます。使用料及び手数料につきましては、戸数の減と供用開始の時期等が若干ずれましたので減がでございます。21万円の減でございます。財産収入におきましては、財産運用ということで、利子収入、これも減額となっております。12万 5,000円の減でございます。繰入金につきましては、大平地区の簡水の寄附金と、それから一般会計からの繰り入れがございまして、1,231万 5,000円の増になっております。繰越金につきましては、前年度繰越金でございます。22万 8,000円の増。諸収入につきましては、雑入として 317万 9,000円の増。補正トータル 1,520万円の増とするものでございます。

歳出につきましては、簡易水道事業ということで、簡易水道事業費、基金積立金の増、あるいは利子積立金の減、その他一般会計からの繰り出し等がございまして 1,595万 3,000円の増でございます。公債費につきましては、借入額の変更に伴っての長期債の利子の減がございまして68万 5,000円の減でございます。予備費につきましても、予備費の減 6万 8,000円。

補正額トータル 1,520万円の増。したがって、歳入歳出をそれぞれ 8,190万円とするものでございます。

35ページをお願いいたします。

議案第89号 平成4年度可児市老人保健特別会計補正予算(第1号)でございます。

今回の補正は 3,000万円を追加いたしまして、歳入歳出をそれぞれ25億 900万円とするものでございます。

36ページをお願いいたします。

まず歳入につきましては、支払基金交付金におきましては、過年度分の医療費の交付金、あるいはその他がございまして 962万 9,000円の増でございます。国庫支出金につきましては、国庫負担金として過年度分の医療費の負担金、その他で 1,484万 3,000円。県支出金につきましては、県負担金、過年度分の医療費と負担金 318万 9,000円。それから繰越金につきましては、前年度の繰越金 203万円でございます。諸収入といたしまして、第三者行為の賠償金として30万 9,000円でございます。合わせて 3,000万円の増額補正でございます。

歳出につきましては、諸支出金といたしまして、償還金といたしまして、国庫等の精算返還金と借入利子の減がございました。したがって、差し引き81万円の減。繰出金につきましては、一般会計繰出金の増がございました。3,081万円の増でございます。歳出合計 3,

000万円。

したがって、歳入歳出をそれぞれ25億 900万円とするものでございます。

43ページをお願いいたします。

議案第90号 平成4年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)でございます。

今回2億円の追加をいたしまして、歳入歳出をそれぞれ31億 8,600万円とするものでございます。あわせて地方債の補正をいたしております。

44ページでございます。

歳入でございます。まず国庫支出金でございます。国庫補助金といたしまして、国の大型補正がございまして、その補助金の増がございました。したがって6,000万円の増。それから県支出金におきましては、県補助が国庫補助金の増に伴いまして、県補助金についても増がございまして240万円の増。それから繰入金につきましては、一般会計の繰り入れを減額いたしております。3,556万 2,000円の減。繰越金につきましては、前年度繰越金の5,316万7,000円。市債につきましては、下水道事業債として7,830万円の増でございます。それから諸収入につきましては消費税の還付がございまして4,169万 5,000円の増。補正合わせて2億円でございます。

歳出につきましては、下水道事業費といたしまして、下水道施設費として2億円補正をいたしております。したがって、歳入歳出をそれぞれ31億 8,600万円とするものでございます。

46ページでございます。

地方債の補正で変更がございまして、公共下水道事業につきましては7,830万円の限度額増をお願いいたしております。その他、起債の方法、利率、償還の方法等については異動はございません。

51ページをお願いいたします。

議案第91号 平成4年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)でございます。

今回は2,419万 4,000円の追加をいたしております。歳入歳出を、それぞれ2億 9,753万 4,000円とするものでございます。あわせて地方債の補正をお願いいたしております。

52ページをお願いいたします。

まず歳入につきましては、分担金及び負担金といたしまして、負担金として久々利、広見東地区で受益者負担金の増減がございました。したがって262万円の減でございます。繰入金につきましては、一般会計の繰入金218万 1,000円の減でございます。繰越金につきましては、前年度繰越金705万 3,000円の増でございます。諸収入につきましては、消費税の還付金で194万2,000円の増。市債につきましては、広見東地区の事業債の増がございまして、2,000万円の増でございます。補正合計2,419万 4,000円の増でございます。

歳出につきましては、久々利地区の下水道事業につきましては、久々利処理場の汚泥の発生が増になっております。したがって225万円の予算増でございます。また広見東地区の下水道事業費につきましては、県道舗装の負担金がございまして、これが1,050万円の増

でございます。予備費といたしまして、広見東地区の予備費でございます。1,144万4,000円の増。補正合計2,419万4,000円でございます。したがって、歳入歳出をそれぞれ2億9,753万4,000円とするものでございます。

54ページでございます。地方債の補正で変更をお願いいたしております。広見東地区の特定環境保全公共下水道事業についてでございます。今回2,000万円の増でございます。起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

61ページでございます。

議案第92号 平成4年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)でございます。

今回3億3,438万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算を9億818万2,000円とするものでございます。あわせて地方債の補正をお願いいたしております。

62ページでございます。

歳入といたしまして、分担金及び負担金といたしまして、塩河地区の農業集落事業の分担金の減がございまして、240万円の減でございます。負担金につきましては、今地区の農業集落の下水道管の布設がえ工事がございまして、これらの負担金といたしまして400万円の増でございます。それから国庫支出金につきましては、補助金といたしまして長洞地区の農集の補助金が8,837万5,000円の増でございます。それから県支出金につきましては、県補助といたしまして長洞地区の農集補助として2,275万円。それから繰入金につきましては、今、塩河、長洞の各地区の事業費の一般会計繰入金としまして、合わせて増減がございましたが、816万2,000円の増でございます。繰越金につきましては、今、塩河地区の平成3年度の繰越金として1,555万3,000円。市債は長洞地区の事業債として1億9,400万円。それから諸収入につきましては、雑入として消費税の還付金でございます。補正合計3億3,438万2,000円といたしております。

歳出につきましては、まず今地区の農業集落排水事業費として、下水道施設の改修工事等の工事請負費がございまして、400万円の増でございます。また塩河地区の農業集落排水事業につきましては、前納報奨金として減額の35万円。それから長洞地区の農業集落排水事業につきましては、処理場の用地費とその他で3億2,675万円の増。予備費といたしまして398万2,000円の増。歳出合計3億3,438万2,000円で、歳入歳出をそれぞれ9億818万2,000円とするものでございます。

64ページでは、地方債の補正でございます。これも変更でございますけれども、長洞地区の農業集落排水施設建設事業ということで、1億9,400万円の増をお願いいたしております。起債の方法、あるいは利率、償還の方法については異動はございません。

73ページの議案第93号でございます。平成4年度可児市可児都市計画西可児土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

今回4,600万円の追加をいたしまして、歳入歳出予算を6億2,000万円とするものでございます。

74ページで、歳入でございます。

まず国庫支出金におきましては、国庫補助ということで、事業費の補助金の増、あるいは臨時交付金の減がございまして、差し引き 2,200万円の減でございます。それから県支出金につきましても、ただいまのような理由で 240万円の減でございます。財産収入につきましては、保留地処分の売払収入がございまして、2,492万 2,000円の増。繰入金につきましては、一般会計の繰入金でございまして 4,390万円の増。繰越金につきましては、前年度繰越金として 157万 8,000円の増でございます。歳入補正合計は 4,600万円でございます。

歳出につきましては、区画整理費といたしまして、区画整理事業費として、歩行者の専用道路工事費と上水道工事の負担金がございまして、合わせて 4,600万円の増でございます。

歳入歳出補正を 4,600万円、歳入歳出それぞれ予算を 6億 2,000万円とするものでございます。

特別会計は以上でございます。

次に、議案書をお願いいたします。4ページからお願いいたします。

議案第96号 可児市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本文は5ページでございます。

本条例は、平成4年の第1回の定例会におきまして可決されております条例でございますけれども、いわゆる地域指導による高齢者保健福祉の施策の促進のために制定されておることは御存じのとおりでございます。今回、ここにございますように、第2条を、従来は基金の額を 6,600万円と定めておりましたけれども、さらに基金の充実を図ることによりまして、このたび改正をいたしまして、「毎年度予算に定める額を積み立てること」と変更をしたものでございます。

6ページをお願いいたします。

議案第97号 可児市水田農業確立特別対策基金条例を廃止する条例の制定でございます。

次の7ページをお願いいたします。

本条例は、平成2年3月に水田農業確立特別対策の円滑な推進を図るために、主に転作の円滑な推進、あるいは水田の多面的利用によるところの地域活性化、それから米等の消費拡大等々、いろいろな事業を行うということで、条例を制定いたしておりましたけれども、今回、水田農業確立後期対策が平成4年度で終了することになりましたので、本条例を廃止し、基金を処分するものでございます。基金の用途については、東明小学校の学習田、あるいはその他関連の費用に使用することとなっております。

それから8ページをお願いいたします。

議案第98号 可児市幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

9ページでございます。

本条例は、第3条で入園料及び保育料の減免について定めておりますけれども、今回、国の基準に従いまして、従来の4歳児、または5歳児の減免範囲をさらに3歳児を追加いたし

まして、3歳児、4歳児、5歳児について適用することと改めたものでございます。適用は平成4年4月1日と予定をいたしております。

10ページでございます。

議案第99号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更についてでございます。

11ページに本文がございます。

これもさきの地方自治法の改正によりまして、監査委員の選任の要件として変更がございました。これに沿って改めるものと、それから1村、1組合の名称が変更になったこととございます。これは、変更する場合には議会の議決が必要ということで、今回、「明方村」を「明宝村」に、それから「南大野衛生施設利用組合」を「南大野地域行政事務組合」に、それぞれ改めるものでございます。

それから14ページをお願いいたします。

議案第102号 分担金の減免についてでございます。

平成4年8月11日から12日にかけての集中豪雨による市内の土地改良施設の災害復旧事業に係る分担金の全額を免除することにつき、可児市営土地改良事業分担金徴収条例第5条の規定により、議会の議決を求めるというものでございます。

御存じのように、この災害によりまして、市内約11カ所がこれに該当いたしまして、本条例第5条で分担金の減免について、市長は、天災その他特別の事情がある場合には、分担金の減免を必要と認めるものに限り、市議会の議決を経て分担金を減免することができることといたしております。復旧事業費に要する事業費の40%をとということに定められております。

以上でございます。

議長（奥田俊昭君） 以上で16議案の提案説明は終わりました。

---

請願3号について（提案説明・委員会付託）

議長（奥田俊昭君） 日程第6、請願3号 公立小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める請願書についてを議題といたします。

紹介議員、提案理由の説明を求めます。

5番議員 太田 豊君。

5番（太田 豊君） 請願書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

公立小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める請願書。

現行の学校事務職員制度は、昭和28年の義務教育費国庫負担法の施行後、学校運営に必要な制度として定着し、全国で約4万4,000名が配置されています。

また学校栄養職員は、昭和49年から同法の対象となり、約8,700名が学校給食の運営に当たっています。

しかし、大蔵省は60年度予算編成以来、義務教育費国庫負担制度の見直しを進める中で、

学校事務職員・栄養職員の人件費の削減を上げています。このことは学校の基幹職員として位置づけられてきた歴史的経過を無視するものです。

今日、学校運営において、学校事務職員・栄養職員の果たす役割は重要です。国庫負担法から除外されれば、各地方自治体の財政負担増大を招くとともに、学校事務職員・栄養職員の身分、勤務条件に重大な影響を及ぼします。また、地方自治体の財政事情により定数の削減が予想され、教育の機会均等とその水準の維持向上を著しく阻害することになります。

貴議会におかれましては、このような制度の改正に強く反対され、義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員の給与を「義務教育費国庫負担法」から除外しないための意見書を提出して下さるよう、ここに強くお願いいたします。

以上です。よろしくお願ひいたします。

議長（奥田俊昭君） 以上で紹介議員の提案説明は終わりました。

それでは、ただいま議題となっております本請願については、文教民生委員会にその審査を付託いたします。

以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこの程度にとどめ、議案の精読のため、あすから9月15日までの8日間を休会といたしたいと思ひます。これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 異議がないものと認めます。よって、明日から9月15日までの8日間を休会といたすことに決しました。

---

#### 散会の宣告

議長（奥田俊昭君） 本日はこれもちまして散会いたします。

次は9月16日午前9時30分から会議を再開いたしますので、よろしくお願ひをいたします。本日は長時間にわたりまことに御苦勞さまでございました。

散会 午前10時35分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成4年9月7日

可児市議会議長

署名議員

署名議員

9月16日（水曜日）午前9時30分開議

議事日程（第2日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 認定第1号及び議案第84号から議案第93号まで、並びに議案第96号から議案第99号まで、及び議案第102号

日程第4 議案第103号 平成4年度可見市一般会計補正予算（第3号）

議案第104号 平成4年度可見市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第105号 平成4年度可見市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

会議に付した事件

日程第1から日程第4までの各事件

議員定数 26名

出席議員（26名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	高木利行君	2番	遠藤久夫君
3番	亀谷光君	4番	芦田功君
5番	太田豊君	6番	小池邦夫君
7番	村上孝志君	8番	渡辺佳彦君
9番	大沢和明君	10番	渡辺朝子君
11番	近藤忠實君	12番	続木重数君
13番	可見慶志君	14番	今井成美君
15番	河村恭輔君	16番	大江金男君
17番	勝野健範君	18番	村瀬日出夫君
19番	渡辺重造君	20番	小池優之助君
21番	松本喜代子君	22番	奥田俊昭君
23番	田口進君	24番	林則夫君
25番	林義弘君	26番	澤野隆司君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	鈴木告也君	助役	纈纈義昭君
収入役	山田豊君	教育長	渡邊春光君

總務部長 山口正雄君  
經濟部長 可兒文一君  
水道部長 大沢守正君  
教育次長  
(總務) 可兒征治君  
秘書課長 長瀬文保君  
市民課長 青山嘉佑君  
土木課長 可兒教和君

民生部長 小池勝雅君  
建設部長 井藤實義君  
福祉事務所長 鈴木益廣君  
教育次長  
(学校教育) 吉田博君  
總務課長 奧村雄司君  
農政課長 曾我宏基君

---

出席議會事務局職員

議會事務局長 林 邦夫  
書記 勝野正規  
書記 鈴木由紀子

係長 寺尾政年  
書記 山口嘉之

---

議長（奥田俊昭君） おはようございます。

本日、会議を再開いたしましたところ、議員各位には御参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日は帷子自治会の役員の方皆さん方も傍聴に来ていただいておりますので、執行部におかれましては明確な御答弁をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

---

#### 開議の宣告

議長（奥田俊昭君） ただいまの出席議員は26名でございます。したがって、定足数に達しております。これより休会前に引き続き会議を再開いたします。

本日の日程は、お手元に配付しましたとおり定めましたので、よろしくお願いいたします。

---

#### 会議録署名議員の指名

議長（奥田俊昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において15番議員 河村恭輔君、16番議員 大江金男君を指名いたします。

---

#### 一般質問

議長（奥田俊昭君） 日程第2、一般質問を行います。

通告がございますので、順次質問を許します。

18番議員 村瀬日出夫君。

18番（村瀬日出夫君） 18番議員 村瀬日出夫でございます。私は以下4点について質問をいたします。

まず第1点でございます。美しいまちづくり条例の制定についてであります。

この件は昨年12月定例議会で質問しましたが、市では花いっぱい運動との関連で取り上げなかったものであります。その後、環境美化に対しては各地でも積極的に考え、取り組んでいるところであります。例を挙げれば、本年6月、和歌山市では罰金を付した「美観推進美観保護条例」として制定しておりまして、新聞にも大きく取り上げられておるところであります。

そこで提案いたします。この条例の単独制定により、まちの美化活動を展開し、市民とともに清潔で住みよいまちづくりを進めるため、市民と市が一体となって快適な生活環境をつくり出そうとするものであります。さらには、本市が掲げる快適で潤いあるまちの実現の一環として、清潔で緑あふれるまちづくりを進めるため、グリーンシティ、グリーン可児を、全市を目標としてこれを掲げたい。

この条例には、広告・看板のはんらん、空き缶、ごみの野外捨ての禁止、犬猫の脱ぶんの

処理、空き地の雑草刈りの徹底、道路・公園の清掃など細部を含めるとともに、加えて毎月清掃の日の設定により、市民一人ひとりが家の周り、周辺道路の清掃などを実践するもの  
といたしたい。なお、これには、現行の「生活環境の確保に関する条例」との調整が必要で  
あります。このように市民のモラル向上を基本に、市民の連帯感と熱意により、まちを美し  
くする運動の積極的推進と景観意識の向上を望むものであります。ぜひ実行されんことを望  
みます。

次に2番目でございますが、豪雨災害等について。

さきには、可児市総合防災訓練が地震を想定して行われました。防災体制の確立と防災意  
識の高揚にそれぞれの効果を上げられ、まことに感謝にたえません。当地域には、豪雨災害  
による土砂崩れなどの心配もあります。この危険は年々解消されていますが、今新たに  
見直し、急傾斜地等崩壊対策は大丈夫か、さらにお伺いいたします。

それから3番目でございますが、市民広場（多目的スポーツ広場）の整備についてで  
あります。

物の豊かさがある程度達成された今日、生活の潤い、心の触れ合いなど、生活大国として  
強く求められております。市民の体力づくり、スポーツ、レクリエーションを気軽に行える  
環境づくりを進めることが重要であることは言うまでもありません。また、学校週5日制が  
始まり、学校を離れて家庭での教育の点などを考えるとき、その効果は意外に大きなもの  
があります。児童・生徒にとって自主的遊び場の体験は、心身の成長と人間形成に極めて重  
要な役割を持つものであります。生活環境の一部として、適当な遊び場が不足して  
おります。かかる点から、多目的広場の整備を市東南部の住民は切望して  
おります。特にこの地では、現在第5次、6次の団地造成が進められて  
います。この機会に、前記広場の確保に何分の御高配をお願いいた  
します。

第4番目でございますが、可児市を「かに市」と平仮名書きに変更することについて。

日常生活の中で、よく「カニ市の『カニ』可児は漢字でどのように書きますか」、また「  
可児」はどのように読みますか、わかりませんと、市外の人からよく尋ねられるところ  
であります。このようなことを解消するため、市制10周年を機に新生可児市を平仮名  
書きにて「かに市」と変更したらどうか、かように思うものであります。御意見を伺  
いたい。

次に、市民の住所表示は昔ながらのままで見直しをしていない。長い住所名で不便を  
している市民もあります。例えば、岐阜県可児市久々利柿下入会3-1233のごときもの  
があります。このように長い住所表示は簡易化できないものか、ここに伺い申し上げ  
ます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（奥田俊昭君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 村瀬議員の美しいまちづくり条例の制定について、お答えを  
いたします。

議員御指摘のように、現在、可児市では春秋2回花いっぱい運動で、清掃を行って  
花を植えるというような事業を実施いたしておるところでございます。ただ、これ  
だけで十分では

ないことはもちろんでございますので、これからも特に市民意識の高揚ということはやっぱり考えなきゃならんというふうに考えておるわけでございます。議員が御指摘になりました和歌山市が今年の11月1日から実施し、福岡県の北野町が10月1日から施行する罰則ありの美観条例が可決されました。和歌山市の担当者にお聞きしますと、マスコミの取り上げにより、意識啓発に効を奏しているというような話でございますけれども、ただし、罰則については、軽犯罪法等、12の他法律との調整をしながら対応する必要があり、実施面ではパトロールしかないとのことでございました。

今後、本市といたしましては、現在の生活環境の確保に関する条例をよく見きわめながら、また道路清掃は最終処理場の捨て場の点、景観については、広告・看板のはんらんにごう対処していくのかというような問題、この広告の問題につきましては、現在、花街道ということで、県の方と、今その広告の規制というような問題について検討を進めておるところでございます。そうしたことを踏まえながら、関係各課と十分調整をしながら考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（奥田俊昭君） 建設部長 井藤實義君。

建設部長（井藤實義君） 村瀬議員の質問の2番目でございますして、豪雨災害についてお答えをさせていただきます。

急傾斜地崩壊対策は大丈夫かという御質問でございますけれども、これにつきましては、昭和61年3月に全市内を調査し、その危険度に応じてランクづけしていることは議員も御承知のことと存ずるわけでございますけれども、ランクづけにつきましては、いま一度申し上げますと、AランクからCランクまであるわけでございまして、Aランクにつきましては、危険度のきつところということでございます。それからBランクにつきましては、少し危険であるけれども様子を見て退去した方がよろしいというものでございまして、Cランクにつきましては、さほど危険ではないと思われる箇所、その当時の調査によりますと201カ所ほどあったわけでございます。この調査に基づきまして、その後、毎年事業を進めておるわけでございますけれども、急傾斜地の事業といたしますと、1カ所やるにも相当な事業費がかさむということもございまして、この指定地の国の方の枠、県の方の枠につきましても非常に少ないのが現状であるわけでございまして、現在、可児市の中につきましても、お尋ねのところは安全であるかということでございますけれども、確実に安全であるとは言いかねるわけでございます。

それで、現在帷子の伊洞というところ、それから久々利の中岩等で、そういう危険なところを、今、事業をやっていただいておりますけれども、今後とも急傾斜地のところでも安全に生活できる生活基盤をつくりたいと思って、一層推進する必要があると考えておるわけでございます。そういう意味におきまして、今後ともこの事業の推進を、強く県・国の方に要望してまいりたいと考えておるわけでございます。

また、ちょっと御質問の趣旨とはそれですけれども、この急傾斜地対策事業の5カ年計画というものがございまして、今年度で前期が切れまして、平成5年から9年の間に、その5

ヵ年の策定をするわけでございますけれども、国の方におきましては1兆3,000億円確保したいということで、国民の快適な地域社会の基盤を形成したいということで、事業の要求をされておるわけでございまして、その事業の5ヵ年計画を私どもの方も最大限に活用し、まだできていないところを、今後事業を推進したいと考えておりますから、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（奥田俊昭君） 総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） では、ただいまの市民広場、以下3点ほどお答えを申し上げます。

まず市民広場の整備につきましてでございますが、最近では余暇の時間が大変増加の傾向にございますので、その利用につきましては、また希望も広範囲、多種多様になっておることは皆さん御存じのとおりだと思います。そうした中で、さらに対応すべく、できる限りの事業はいたしております。さしあたっては、ただいま鳴子でやっております近隣公園、またはそれに付随したいろいろの公園でございます。また、坂戸のグラウンド等の整備も一応終わったところでございますが、今後とも各地の諸条件が整えば、積極的にこれに対応していかねばならないと考えております。

議員御質問の市東部の桜ヶ丘周辺での広場の確保につきましては、いわゆる桜ヶ丘ハイツの造成も引き続いて現在も進行中でございます。現在、第5次が造成中で、造成もかなり進行中でございますので、そこに例えば市民広場的な広場を計画することは、これは困難かと考えられます。しかし、次の第6次がまだこれからの事業でございますので、こういったところで何とかそういった広場ができるかどうか、事業者と一遍よく検討をし、努力をいたしたいと考えております。また、よろしく願いをいたします。

それから、可児市を「かに市」、いわゆる平仮名書きにしたらどうかというような御提案でございます。議員が御存じのように、確かにこの「可児」という字は、「かじ」とかいろいろ読み方が大変難しいというお話もでございます。また、電話等で読んで正確に書いていただける部分も多々難しいようでございます。がしかし、全国的には、例えばいわき市、えびの市、つくば市とか、そういった平仮名書きの市町村名もございますし、また片仮名で北海道のニセコ町とか、滋賀県のマキノ町と、こういったところは片仮名の町名でございます。しかし、この漢字の可児は、市制のときにもいろいろ話が出ておりましたけれども、古くは奈良時代に編さんされました美濃の国司解にも見られるように、長い歴史を持った漢字の地名でございます。そうした、大変いわれのある、歴史のある名前でございますので、我々は大事にしなければいけないということで、最近では可児市制の10周年を迎えるに当たっては、ひとつ可児市のイメージをうんと上げようではないかということで、いろいろのイベントを行っておるところでございます。今回の花フェスタの関係でも、可児の名前を上げるためには一番いいときであるということ認識し、進めておるわけでございます。

したがって、現在のところ「可児」の漢字を片仮名、あるいは平仮名に変更することは考えてはおりません。これについては、将来、市民の間でそうした機運が盛り上がって検

討されるときがあれば、その機会にお任せをいたしたいということを考えております。

それから、次に住所表示の簡素化についてでございます。これにつきましては、比較的可児市は、以前から積極的に取り組んでおるつもりでございます。古くは町村合併のときに、かなり努力されて町名をつけておるようでございます。それから、市制時におきましても、広見東部地区の、例えば広見瀬田、広見柿田、広見淵之上とか、そういった名前がございましたけれども、整理をいたしまして、瀬田、柿田、淵之上、平貝戸というようなふうに変更、いわゆる由緒ある地名をなるべく残すことに努力をいたしつつ、住民の方の御理解を得て進めておったような状況でございます。

住所表示の変更につきましては、地名にはやはり歴史的な重みもございますので、特にその地域住民の方々が該当地域に不動産を所有をされるとか、そういったいろいろの影響が大きいこともございます。変更につきましては皆さんの合意が必要で、これからいろいろお聞きをしなければいけないと思っております。

久々利柿下入会の関係につきましては、現在、この地名に 250名ほどの方々が住んでおられます。が、しかし、ほとんど小滝苑にお住みでございます。小滝苑につきましてちょっと触れますと、ここは可児市と多治見市とにまたがる団地であることは御存じのとおりでございますが、可児市の部分は団地の全体の16%強でございます。したがって、住所表示の変更につきましては、地域の住民の方だけではなくて、多治見市とも調整を図る必要が生じてまいります。可児市側を、例えば可児市小滝苑何丁目と設定した場合に、多治見市側も、また独自に多治見市小滝町一丁目何番地と設定いたした場合は、同じ団地の中で多治見市と可児市と、それぞれ土地の番地が同じような可能性が生じてきまして、かえって混乱を招くという、いろいろな問題も生じてきます。

こうしたいろいろな問題も起こってきますので、このように住所表示の変更がかえって混乱を招くことがあってはなりませんので、関係機関とこれは十分協議をして対処してまいりたいと考えております。確かに地域の住民の方にも御不便をかけておるかと思っておりますので、一遍、当方で研究は続けさせていただきたいと思っております。以上でございます。

〔18番議員 挙手〕

議長（奥田俊昭君） 18番議員 村瀬日出夫君。

18番（村瀬日出夫君） ただいまの回答の中で一部不明な点がありましたので、もう一遍念を押しておきます。

第1点の美しいまちづくり条例の制定についてでございますが、私は非常にまちの美しさ、この点について特に関心を持っておると思うわけでございます。可児市へ一步入れば、ああきれいなまちだと、こういうような風評をいただきたい。それがためには、やはり市民のモラルの高揚も大切でございますが、やはり条例の新たな制定ということがないと、なかなか守れないものでございます。よく自治会の話の中で一番問題になるのは、犬の脱ぶんがこのごろ目立ってしょうがないと。そのためにはいろいろ市のチラシやら、あるいは自治会がチラシを出して実施をしておりますけれども、なかなか守ってもらえない。これが現実でござ

います。だから、これは根気よく市民のモラルに訴えて、あるいは監視して実施しなければ守られない、こういうようなことかと思うわけでございます。どうかそういう実情をわきまえて、市長の言われたように、いろいろ今後の問題もありますので、それと絡んでしっかりした条例の制定を改めてお願いしておきます。以上でございます。

議長（奥田俊昭君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 今の御意見も十分参考にいたしまして研究してまいりたいと、かように思いますので、よろしく願いいたします。

議長（奥田俊昭君） 18番議員 村瀬日出夫君、よろしいですか。

〔「はい」と18番議員の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 以上で18番議員 村瀬日出夫君の質問を終わります。

8番議員 渡辺佳彦君。

8番（渡辺佳彦君） 8番議員 渡辺でございます。議長の許可を得ましたので、以下3点について質問します。

第1点は、過日新聞で、当市は本年度地方交付税の不交付団体に昇格したと報道されました。県下では大垣市に次いで2番目で、財政豊かな市であると額面どおり受け取ってよいものか、私はいささか疑問を感じるところです。

固定資産税を例にとってみると、私自身も15年前に退職金を当てにしまして家を建てました。そこで10年もたてば当然償却年に入り、固定資産税も少しは安くなると期待をしていましたが、どうしてどうして、高くなるばかりで、少しも安くなりません。また、新しい市民の方々が緑豊かな新興都市・可児にあこがれ、第2のふるさとの家を求め購入されますが、多くの方々が20年、30年という長期のローンで大きな借金を抱え家を求められても、固定資産税は容赦なくかけられます。これは若干の救済措置はあると聞いていますが、経済大国日本が豊かさをあまり感じないと言われていています。そこで、国においても景気浮揚と生活大国を目指して諸政策が行われていますが、可児市においてもこれと同じような感じを受けてなりません。

そこで、私はこの件については再質問はいたしませんので、市長の率直なる心境をお伺いいたします。

次に、第2点として広見東公民館の改築についてであります。当市においては公民館建設に関して、原則として小学校下1館として、本年度春里を最後として一応の計画が終了しましたことは私も承知しております。しかし、東部地域におきましては、昭和49年、土地改良により用地を確保し、農協と同居する変則的な形で、瀬田、柿田の財産区よりの地元負担を主体として建設されて現在に至っております。新しく建設された他地区の立派な公民館と比べれば見劣りすることは事実であります。そこで、昨年市への要望事項として、東部地域の最大の課題であると申し入れたところであります。ことしに入って各自治会より推進委員を選び、去る8月10日に市長、教育長に陳情し、早急に改築をしていただきたいと、地域住民の切なる願いであります。

後に質問をしますが、東海環状道路との関連、また最近急に浮上してきました、県において1995年を節目とし、21世紀を目指し、「花の都ぎふ」をアピールする「花フェスタ95」が可児公園において計画され、先般、県より市への協力方の依頼があり、市長より議会の対応の打診もあったところです。議会としていろいろな意見もありましたが、原則として周辺地域の道路及び信号等の整備拡充を条件として、前向きに協力することに意見の一致を見たところです。平成7年4月下旬より6月上旬の45日間に100万人の入場者を想定した一大イベントが実施されようとしています。当市においても、この機会をとらえ、活力ある振興都市をアピールする絶好の機会と思われまます。しかしながら、百聞は一見にしかずと言われまます、大勢の人々に、あのようなみずばらしい公民館が3年先に現存するとするならば、いくら帷子、桜ヶ丘、ことしできる春里等に立派な公民館があったとしても、市の恥を内外にさらすようなことになりかねないので、何としても近い将来、東の玄関口にふさわしい公民館に改築されることを強く要望しまます。

次に第3点として、当市は現在、東と西に大きな問題を抱えております。東は東海環状自動車道路、西は環境センターと、私が申すまでもなく、この二つの事業の成否は、可児市の将来の運命を決定づけると言っても過言ではありません。過去3回にわたって東の問題を取り上げてまいりましたが、きょうは一つの提案を含めて質問いたしまます。

顧みれば、ルート発表がなされてより4年になりましたが、成田空港ではありませんが、初めからボタンのかけ違いかわかりまます、絶対反対の粹からなかなか抜け出せない状況が続いていまます。が、ことしになって、一部にこのままではいけない、何とか話し合いの糸口はできないものかとの機運が出てきたことは市長も御承知のことですが、現状ではまだまだスムーズに進むとは思われまます。一方、建設省は、ルートはもちろん、インターの場所の多少の変更も認めないとのこと。これでは地元の合意を得ることは不可能な状態です。

それで、反対の理由は多々ある中で、一番大きな原因は地形と思われまます。南が山で囲まれている、その上、北側に高さ14メートルもある小山のようなインターができれば、柿田地区はすり鉢の底で生活をしなければなりません。これが反対の最大の理由であると思われまます。そこで、前に私も私見として言ったことがあります、公式の場で発言するとなると、地元では大目玉を食うこと必定ですが、あえてさきに言いまます、反対の最大ポイントはインターの高さです。これを少しでも低くすることができないのか、検討の余地は十分あると思いまます。世界をリードする日本の土木技術の粹を結集して、何としてでも高さを10メートルぐらいに下げよう構造の改良ができないものか。市としても国との交渉をし、地元の理解を得るべく努力をする考えがあるかどうかをお伺いして質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（奥田俊昭君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 渡辺議員の最初の交付税の問題について、お答えをいたしまます。

不交付団体になっても重税感が強いということ、それに市民生活に豊かさが感じられないではないかということだと思われまます。地方交付税の算定につきましては、都道

府県、市町村が行う標準的な事業の項目のうちから、需要額と収入額の差で決定されるものでございます。すなわち、交付税の基準財政需要額に算入される事業とそうでないものがあり、必ずしもその公共団体の姿と一致するものではないのでございます。

例えば、当市が多大な投資をしてまいりました公民館、老人福祉センター、また今後の課題としております文化会館などは算定項目に含まれておらないわけでございます。時代の趨勢によって変わってはきておりますけれども、端的に言えば、生活を営む上で基本的なものに限られておるわけでございます。すべてではないわけでございます。豊かさ、文化的な事業は含まれないということでございます。

御指摘の税との関係でありますけれども、当市は標準税率を適用しております、不交付団体になったからといって税が減額できるものではないということでありまして、非課税、あるいは減免措置が適用されるもの以外は法で定められまして、容赦なく賦課しているわけでないことを御理解願いたいと思うわけでございます。固定資産税についても、国の評価基準によって課税しておるわけございまして、別段可児市が高いわけでもないわけでございます。

いずれにいたしましても、不交付団体になったからといって市民の皆様へ直接の影響が及ぶことはないと考えておりまして、今後、交付税算入の事業の拡大を図りながら健全な財政運営に努めていく所存でございますので、よろしくお願いをいたします。

次に広見東公民館の建設についてでございますが、広見東地区におきましては、東海環状自動車道路の建設と「花フェスタ95」の開催等、当市にとりまして重要事業の計画があり、地元の皆様には多大な御迷惑をおかけしておりますが、ぜひとも御理解と御協力をいただきたいと思うわけでございます。

さて、御質問の広見東公民館の建設につきましても、当市の公民館整備計画に基づき、市内各小学校区に1館を目標に整備を進め、本年度の春里公民館建設で一応の区切りをつけたところでございます。しかし、地元の方々に公民館建設委員会を組織され、先日陳情をお受けしたところでございますが、当市におきましても、地域の実情や生涯学習まちづくり構想の一環としての学習施設整備計画を考慮し、研究しているところでございます。当市の情勢は、議員既に御承知のとおり、ごみ処理施設、幹線道路網の整備等、緊急を要する事業が山積している中、公民館建設の財源確保に努め、将来に向けて検討課題にしてまいりたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

次に、東海環状自動車道建設に伴うインターの高さについて、建設省と交渉する考えがあるかということでございますが、東海環状自動車道の計画については、平成元年2月の地元説明会以来、柿田地域より環状線反対の強い意見が出されました。これは優良農地の減少、柿田部落の分断、環境の破壊、そして自動車公害の発生が大きな反対理由であります。国の大事業として、また名古屋圏の発展、しいては可児市の発展のために必要な道路事業として、何としても完成しなければならない事業であることは皆様御認識のとおりであります。このため、市も柿田地区の役員に何回となく話し合いの場を持つべくお願いに上がっており

ますが、調整がつかず、柿田地区に入れられない状況でありました。しかし、昨年より少し動きが違ってまいった気がします。

昨年8月に、代表者が建設省多治見工事事務所長及び建設省中部地方建設局道路部長に、路線の変更、インターの位置の変更の陳情に出向かれましたが、その場においてははっきりと、路線の変更、またインターの位置の変更はできないと回答され、柿田住民の中においては、環状線は計画どおり行われるものと認識を新たにされた方が多いと思うわけでございます。このため柿田の一部の方々から、反対であくまで通すよりも、話し合いの場を持ち、計画の細部について話を聞き、今後の対応を考えるべきとのことで、今年5月に東組において会議を持つことができました。その後、8月に柿田区の話し合いとして私も出席いたしました。東組と西組の会合を開き、話し合いを行ったところでございます。また道路建設に向かって、柿田地区とよく似た場所の視察として、伊勢自動車道の伊勢インターの建設場所へも20名の参加を賜り、現場の説明に対して熱心な研修をなされたと聞いております。これは環状道路建設に向けて大きな前進であると考えますし、この間において、柿田自治会、地元の渡辺市議を初め役員の皆様の御協力に対してお礼を申し上げるところでございます。

今後につきましては、柿田住民の全員が路線の変更及びインターの位置の変更なく道路建設が進められることを御理解賜り、大きな反対理由の自動車公害に対しどのように対処すべきかを柿田の皆さんと市が一緒になって取り組み、国に対して環境整備に全力を期していただくよう強く働きかけていきたいと思うわけでございます。

今回の質問にありますインター建設に伴う道路の高さにつきましては、環状線と国道21号バイパスの高架、インターから21号バイパスへの乗り入れ、また反対の21号バイパスからインターへの乗り入れ、排水路、用水路、また名鉄電車の高架、可児川の橋等の高さを決めるポイントがあり、路面高を出していると聞いておりますが、あくまで概略でありますので、地元の皆さんの御協力を賜り、現況の調査、測量をさせていただき、詳細に検討ができることにより、道路計画高についても調整ができるのではないかと考えております。

このため市といたしましても、早い時期に地元の皆さんの御理解と御協力を賜り、現地への立入許可をいただくよう話し合いを進めてまいりたいと存じます。また、この結果の測量、現況調査をもとに、地元要望を生かしていただくよう、建設省に対しても強く交渉を重ねてまいります。市といたしましてもできる限りの努力をいたしてまいりたいと考えております。今後とも柿田地区の住民の皆さんの御理解と御協力を賜りますよう、議員からも御交渉賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

〔8番議員 挙手〕

議長（奥田俊昭君） 8番議員 渡辺佳彦君。

8番（渡辺佳彦君） 今、市長より答弁をいただきましたが、公民館につきましても、あれは建設ではなく、あくまでも改築でございます。それについては来年度というような早急なことは申しませんが、せめて用地だけなど取得をしておいて、あそこに公民館建設用地というような立派な看板が見られるようになれば、先ほど言いました花フェスタのときでも、

可児市はここにまた立派な公民館を建てるというようなことが皆さんに御理解が得られると思いますので、国が進めておる景気浮揚の一環としての公共用地の先行取得というようなことも打ち出されておりますので、何としてでも本年度、できなければ来年度にはこの用地の獲得ぐらいはしておいていただきたい。これにつきましては、地元で責任を持ってその場所等は地権者に了解を得ますので、その点ひとつよろしくをお願いします。

また、環状道路につきましては、なかなかお願いするだけではこれはいかないので、何かひとつあいつた、初からの絶対反対というようなことでございますが、市としても国へ強力な交渉をして、こういったものが見出せばいいかと思いますが、どうしてもできないという場合なら、地元をお願いするだけでなく、上の方へも向かって強力な改善方を要請して、その姿勢を見せるというようなことも非常に地元の理解を得るためには大事なことだと思いますので、その点、今後十分検討をしていただきまして進めていただくようお願いしまして質問を終わります。

議長（奥田俊昭君） 以上で8番議員 渡辺佳彦君の質問を終わります。

24番議員 林 則夫君。

24番（林 則夫君） 通告に基づきまして、順次6点にわたって質問をさせていただきます。

まず第1点は、職住の近接政策の一環として、工業団地、工場用地造成がなされてまいりましたが、その目的の達成はできたかどうか。また、今後の計画についてお尋ねをいたします。答弁は市長からお願いをいたします。

第2点といたしまして、2010年における可児市の人口予想、年代別について、これも市長から御答弁をいただきます。

3点目に、下水道整備完了年度の見通しについて、これも市長から御答弁を賜りたいと存じます。

4点目、定着してまいりました花いっぱい運動により空き缶等は除去されましたが、特に目につくのは、雑草・雑木の繁茂であります。花いっぱいと同時に、もしくは別途計画による土手美化運動によるため池の管理、県市道、河川敷等の美化はできないものか、この点につきまして、経済部長並びに建設部長から御答弁をいただきます。

5点目に、学校週5日制に伴う児童・生徒の余暇の開発について、お尋ねをいたします。この点につきまして、何かお考えがありますか。一例として、可児市は世界的な古代生物の化石の地でもございます。それを認識させるべく、講座、化石発掘等を子供たちにさせたらどうか。また、市外へ流出いたしました化石等を何とかお返し願う方法はないものか。不可能ならば、レプリカ等の作成はできないものかを教育長に御答弁をいただきます。

6番目に、私立保育園・保育所に対する施設費の助成を考慮おられるのか。また、それがどの程度になるのかお聞かせをいただきたいと存じます。これは福祉事務所長から御答弁をいただきます。以上です。

議長（奥田俊昭君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 林議員の第1番の工業団地の開発による職住近接政策の達成度ということでございますが、一番新しい統計によりますと、可児工業団地の事業所数は54で、従業員数は4,084人となっております。実際には、現在4,500人ぐらいの従業者があるというふうに聞いております。市内在住者の雇用状況は、これはちょっと古いんですが、63年の統計によりますと、大体46.1%が市内居住者ということになっておりますが、これはだんだん市内居住者の割合が増加しておるようでございますので、現在はそれよりもさらに多くなっておるのではなからうかというふうに考えておるわけでございます。市内全体の数値を見ますと、昭和60年の国勢調査で、市内在住の方で市内で働いてみえる方が1万6,858人、平成2年の国調で同じく2万514人と、21.7%の伸びとなっております。この間の総人口の伸びが14.9%ですので、職住近接政策の目的は達成されているのではなからうかというふうに考えておるわけでございます。

また、今後につまましてでございますが、職住近接政策の推進はもちろんのこと、高齢化社会の到来を踏まえまして地域の活性化を図っていくには、工業団地開発による企業誘致はどうしても必要なことであると考えております。着工がおくれております下切南部の開発も、本年度じゅうには着工できる見込みであります。

また次の工業団地の開発については、昨年度に、県及び県土地開発公社において工業団地開発に係る可能性調査が行われ、これについて現在問題点の内部調整が進められております。こうした調査・調整を進めた上で、問題点をクリアした後に事業化を進めていきたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

それから、次に人口推計でございますが、2010年における人口予想についてですが、人口推計については、各種の計画を策定する場合に、計画期間終了時の各目標フレームを設定するために行っております。御存じのとおり、総合計画では平成12年度末の総人口を11万人と予測し、5歳以下級別人口についても同様に推計しておるわけでございます。議員御指摘の2010年における人口推移は現時点では行っておりませんが、平成12年の人口予測で参考にさせていただきたいと思うわけでございます。ただ現時点では、実は策定当時よりも人口の増加率が鈍っておりますので、若干差が出てくるのではなからうかということも考えております。年齢別推計は、現在いたしておりませんが、これはことしの市勢要覧にも年代別の人口総数が記してございますけれども、推計となりますと、その年代の死亡者、あるいは転入者等の差が出てまいりますので、なかなか難しいわけでございますが、現在のところの推計については市勢要覧に出ておるとおりでございますので、それを10年先に、多少の変動はあろうと思いますが、それで推計をするよりほか方法はないのではなからうかというふうに考えておりますが、年齢別の推計は現在のところ行っていないということでございますので、御了承賜りたいと思います。

次に、下水道整備の完了の見通しについての質問でございますが、御承知のように可児市公共下水道は、その上位計画であります木曾川右岸流域下水道計画に基づきまして、流域関連公共下水道基本計画を策定しております。それによりますと、おおむね20年後の完成を目

標としており、可児市の下水道着手は昭和63年であることから、完了予定は平成18年度となっております。

下水道整備はまだ始まったばかりであり、公共下水道整備に約400億円、特環及び農集事業に約160億円を予測しておりますが、いずれにいたしましても多額の予算を必要とし、これらの事業は補助金の額によって完了年度にも大きな影響があります。また、処理面積1,950ヘクタールを計画されている区域外で、特環や農集事業でできない地域約400ヘクタールについても公共下水道区域に編入し、整備したいと考えております。

このように可児市全域下水道化を目指して、公共下水道、特環、農集など、いずれか可能の費用を用いて、財政的に可能な限り推進していく所存でございますので、よろしく御了解を賜りたいと思うわけでございます。

議長（奥田俊昭君） 経済部長 可児文一君。

経済部長（可児文一君） 林議員の御質問の土手美化運動によるため池管理、あるいは道路、河川敷の美化はできないかという御質問の中で、ため池管理について御回答申し上げたいと存じます。

本市は、市内に水田面積の約7割に相当する660ヘクタールがいわゆる池がかり水田でございまして、市内には160余の大小に及ぶため池がございまして、このうち防災ため池につきましては、御承知のように可児川防災ため池組合が直接管理に当たっておりますけれども、一般の農業用のかんがため池につきましては、それぞれ地元で受益関係者がおられまして、受益関係者の手によって日常的に関係受益する農業用施設、いわゆるため池、農業用排水路、そして農道、そして河川に設置してございまして頭首工、これらの維持管理を、過去を通じて現在も管理をさせていただいております。御承知のように、近年農業離れ、あるいは農業に対する関心の薄れ、そして農業に関するそうした意欲の低下等から、一部のため池におきまして堤体の草刈りを怠っておりますところもございまして。

御指摘のように、そうしたため池については、現在、雑草・雑木等の生い茂っている箇所も若干見受けられるところもございまして、そうした箇所につきましては、事あるごとに、土地改良管理施設組合がございまして、そうした組合を通じて草刈り等の管理を徹底していただくよう今も申し上げておるところでございますけれども、先般もそうした会議の中でお願いをしておりますけれども、御承知のように、そうした農業に対する関心の薄れということから大変難しい面もございまして、議員御指摘の土手美化運動とまでいかないにいたしましても、ため池の堤体の今後の保守管理の上で、当然必要なこととございまして、今後とも引き続きまして、そうした各地元の受益者に対しまして徹底していただくようお願いを続けていく所存でございますので、どうかよろしく御理解賜りますようお願いいたします。以上でございます。

議長（奥田俊昭君） 建設部長 井藤實義君。

建設部長（井藤實義君） 御質問の土手美化運動の中の、ただいまはため池の部分につきまして経済部長から御答弁させていただいたわけですが、私につきましては、県・市道、並

びに河川敷が少しきれいにならないかという御質問でございまして、お答えさせていただきます。

道路、河川につきましては、愛護、環境、それから交通の面から、一部の自治会市民の方々により清掃作業をお願いしておるわけでございまして、非常に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもって厚くお礼申し上げます。

お尋ねの公共施設であります、市道、県道、河川敷の美化につきましては、かなりの事業量というか面積にもなるわけでございまして、これらをいかにしてきれいにしていくかということは、私どもこの事業をやらせてもらっておる者として、日ごろから適切な維持・管理がないものかということで、模索というか検討をしておる中でございまして、議員御指摘の花いっぱい運動の一環ないし土手美化運動というものを起こせないかということでございませけれども、花いっぱい運動の中ということになりますと、かなり事業量もたくさんになるということもございまして、また、これの母体でございます自治連合会の方やら市民の御理解を得なければできないことございまして、今後、また別の土手美化運動ということもできないかということでございまして、この御提案につきましては、関係する機関の方の御理解、また市民の方の御理解が得られれば、私どももぜひやっていきたいと思っておりますから、いましばらく御検討というか今後のあり方について、私どもも考えさせていただきたいと思っておりますから、どうぞよろしくお願いたします。

議長（奥田俊昭君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） 林議員の5番目、学校週5日制に伴う児童・生徒の余暇の開発についての御質問にお答えを申し上げます。

初めに、まず大変大きな関心を呼んでおりました学校週5日制でございますが、去る12日にその第1回が実施されました。その後精査しておるわけでございませぬので、十分把握したとは申せませぬけれども、特に問題もなく実施されたものと考えております。これも皆様方の御理解と御協力がありましてのことで、感謝を申し上げておる次第でございます。

その5日制でございますが、5日制の趣旨は、児童・生徒がゆとりを持ち、主体的に判断して、体験的な活動をすることにあります。そのために活動の場がありますとか、内容等についての条件整備が必要であることは当然であります。しかしながら、大人があまりにもおぜん立てをし過ぎるということも、趣旨からいって問題があるかというふうに考えておりますが、私は週5日制の休日になる土曜日に、昨今の子供たちの様子から見ますと、地域で異年齢集団の子供たちが自由に遊ぶような、そういう姿こそ望ましいものだというふうに思っております。その点、第1回目の実施の場面で、子供たちが外でそういう地域の集団で遊んでおるといふ姿が十分見られなかったというようなことは、今後の課題にしていきたいなあというふうに思っております。

さて、議員御指摘の件でございますが、子供たちが「ふるさと可児市」の自然や歴史を学習することは非常に大切なことであるということは、私どもも考えておるところでございます。お説のように、当市には古代からの化石や、そのみならず古い文化遺産や自然が残っ

ております。郷土歴史館では、毎年、親と子のふるさと教室を行っておりまして、昨年度は古墳の発掘調査の体験、あるいは植物標本のつくり方でありますとか、化石の学習というようなことを行いましたし、また本年度は親子で陶芸に挑戦してもらおうというような教室も開校したわけでございます。今後におきましても、学校週5日制の対応だけにとらわれずに、ただいま検討しております生涯学習の一環として、歴史でありますとか、自然、文化についての、広く可児市の学習ができるような教室や講座を充実するように検討してまいりたいと考えております。

次に化石等の収集活用でございますが、昨年度ヒラマキウマの下あご、カニサイの下あご、それから、議員が従来から大変関心を持っていただいておりますコウライオヤニラミの化石のレプリカを購入いたしまして、現在、郷土歴史館において展示、公開をしておるところでございます。

なお、発見されました化石が市外に流出しておりますことは、まことに残念なことであります。今までに判明しておりますものにつきましては、いろいろとお願いをしていきたいと考えておりますけれども、なかなか困難な問題もありますので、可児市から出た代表的なものについては、引き続きレプリカの作成等を含めて資料の収集に努めてまいる所存でございますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（奥田俊昭君） 福祉事務所長 鈴木益廣君。

福祉事務所長（鈴木益廣君） 私から、私立の保育園の施設整備に対する助成について、お答えを申し上げたいと思います。

御承知のように、可児市内には二つの保育園がございまして、いずれも40年余の伝統ある歴史を持っておられまして、しかも両方とも厚生大臣表彰を受けられた堅実な運営をやっておられる児童福祉施設であります。これまで可児市の福祉行政に対しまして多大な御貢献をいただいておりますのでございまして、これまで園舎の改築に際しましては、園側から何がしかの助成をお願いしたいという御相談を受けまして、ある程度の助成をしてきたというのが経緯でございまして、ただ、そのとき文書化してないものですから、今回、2月の18日付で市長に対して、何とかそういう助成制度を設けてほしいという陳情がございました。それを受けまして、助成制度を設けていくということで上司の決裁を得ております。

今、最高限度額は一応 500万円ということにいたしておりますが、用地の買収とか造成、そういった土地の関係につきましては、一応対象外ということにいたしております。近日中にその効力を発生していきたいということを考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

〔24番議員 挙手〕

議長（奥田俊昭君） 24番 林 則夫君。

24番（林 則夫君） ただいま御答弁いただきました中で、市長からの第1番目の答弁でございますが、私の調査とほぼ一致するものであります。工業団地内の企業が約50社で、従業員数が4,433名と、その中で可児市の在住者が1,950名で44%、その中で外国人が180名

ということで、この数が所期の目的が達成できたかできんかは、これはまた議論が分かれるところでございますが、私個人といたしましては、評価できる数字ではなからうかというふうに考えておるところでございます。

しかし、ここでひとつよく考えていただきたい。というのは、可児市民全員でございますけれども、子供ができますと、それ塾へやり、少しでもいい学校へやり、いい大学へやりと、要するに高学歴化志向ですね、現在。これはもう間違いのないところかと思うわけでございますが、ただ可児市に工業団地をつくって、無公害の企業を誘致して、何でもいいから地元で職住の近接で就職をなさいと言っても、これはなかなか難しい問題があると思うんですわ。要するに、そうした企業というものは、就職しても、いわゆる産業ロボットのワンパーツになる可能性が多いもんですから、わざわざ一生懸命勉強して、最高学府を出てきて、そういうところへ就職するということはということで敬遠する向きが多々私はあるのではないかというふうに考えておるところでございます。

また我が国は、現在、世界に冠たる経済大国とでも申しましょうか、これからどんどん国際貢献をしていかなければならない立場にあるわけでございますが、そうしたものを大々的に行うとすれば、全部が全部可児市内で職住の近接を図るという政策じゃなくして、現在外国から来ておる、その国へ行って工場を建ててやって、外国人のための職住近接を図ってやるのが、これからの日本の企業、また日本の政治が置かれた立場ではなからうかというふうに考えるところでございます。むしろ若い年代のうち、可児から外、外国へ出て、そして国際感覚を十分に身につけて帰ってきて、また可児市の発展のために貢献してもらおうと、そんなような考え、発想の転換をしていく必要があるのではないかというふうに考えておるわけでございます。むしろくどいようですが、可児市民のための職住近接もさることながら、また外国人のために職住近接をやってやるような方策を考えていく必要があるというふうに考えるわけでございます。

また、今後の計画について、先ほど市長から御答弁がございましたが、私ただいま申し上げましたように、これから工業団地を造成されて、企業を誘致される場合には、高齢者を対象にしたような企業、これで可児市内の職住の近接を図っていけるような、こういう企業を誘致して、そして高齢者の働き場所をつくっていただきたいと、こういうふうに考えるところでございます。

それから、市長に一つだけ御注文をいたすわけでございますが、工業団地、工業用地を造成するに当たりましては、地元の皆様方、地権者の父祖伝来の、本当に血の出るような土地の御提供を願うわけでございますから、一たん工場用地に造成されたら、速やかに工場建設をして機能を果たすような御指導をいただきたいと、こういうふうに考える次第でございます。せっかく造成をいたしましても、雑草まるけになつては、これは地権者に対して申しわけのないことではなからうかというふうに考えるところでございますので、この点につきましても、よく御指導をお願いしたいというふうに考える次第でございます。

それから2点目でございますが、今、永田町あたりでは9増10減の論議がなされておりま

す。可児市におきましては、言葉はよく似ておりますけれども、「急増急減」の対策をどうしていくかということが大きな問題ではなからうかと私は考えております。急にふえて急に減る。永田町は九つふえて十減らす9増10減と。可児市のは急増急減ですね。これは、先ほど市長が年代別の統計はとってないということでございましたが、私も年代別の統計をとるまでのいとまがなかったわけでございますが、大体2000年、平成13年に10万100名ですか、それから2010年には11万5,000人というような統計が出ております。これはいろんな諸条件がありまして変わってくるわけでございますが、総合計画というものは、そのときどきに見直しをしながらやっていくというのが総合計画でございますので、別にはっきりした数をつかまなきゃならないとか、またつかめるものではないと思いますので、それで結構かと思いますが、いずれにいたしましても、高齢者が非常に多くなると。非常に多くなるという表現をするわけでございますが、これは現在の平均年齢三十二、三歳ですか、これから「老年都市可児市」になっていくのは、これは必定でございます。

それで、先ほどにも申し上げましたように、若い世代をいかにしてこの市にとどめておくかというような問題にも配慮しなければならないと思いますけれども、現在急増してまいりました団地、団地あたりでは敷地が狭い関係で2世帯住宅に建て直すというのは非常に僕は困難な状態ではなからうかなと思うわけでございます。したがって、若者たちはそこから出ていくということになって、極端な言い方をすれば、団地はすべて老人ホーム化するようなことになってはいけないぞというふうに考えるわけでございます。

そこで市長、出ていった若者が、将来可児へ帰ってきたくなるようなふるさとづくり、こういうものをお考えになる必要があるのではないかとございまして。で、若いときは職場は少々遠くても、5時過ぎれば、ちまたに赤いネオン、青いネオンがつけば、そこへ行って1日の労をねぎらうというようなことで、我々も若い年代を過ごしたわけでございますが、そうした将来の可児市のために、先ほどは「職」、いわゆるビジネスと住まいの近接でございましたけれども、食べる方の「食」と住まう方の「食住の近接」も図っていただいて、可児市のどっかにばーんとした歓楽街とでも申しましょうか、そばの好きなやつはそば屋がずらっとあって、小中の専門店があって、そして旅館も建ち並ぶと。それで、そこへ横浜から中華街の一部を持ってきて、世界各国の料理が食べられるというようなことになれば、いわゆるグルメの食文化のまちづくり、こういうものを作っていけば、将来そんなに老年都市可児市になるようなことはないのではないのかというふうに考えておるところでございますので、ぜひそういった意味合いにおきましても、何らかのときには一つの参考にされたらどうかと。要するに、観光バスの中継地、そして中継したついでに可児市の古跡、また文化財を見ていこうというような形になればいいのではないかと考える次第でございますので、よろしく願いいたします。

それから3番目ですが、これは私本人が下水道対策特別委員会に属しておりながら、あえて市長にお尋ねをした、その真意というのは、実はこういうことなんですわ。市長に直接会って、僕はこういう話聞いたけど市長知っておられますかと言って、うん、その話は聞いて

おらんぞとおっしゃればそれで済むことであつたけれども、それでは市長と私の私事に過ぎんわけです。だから、こういうことは市民の前に公にしようというようなことでお伺いをしたわけでございます。かといってそんなに大したことでじゃないんです。

現在、下水道の普及率、あの世界有数の大東京が90%です。神奈川県が74%、大阪66%、北海道65%、京都64%。悪いとこ、和歌山の4%、三重・徳島の9%、岐阜は29%で、平均が45%だそうでございますから、岐阜県はいかに下位にあるかということでございます。

こうした意味で、先ほどの話に戻りますけれども、先般、ある衛生社ですか、あそこの業者が「わしらの商売もあと9年やわな」と言ったんですわ。僕はそう深くは考えなかったけど、そうしたら先方が、「後継ぎもおらんし、えらいし、あと9年で終わりやわな」ということを言ったもんですから、そういう9年たてば可児市の下水道が完備できるかということをして市長が多少御存じかなと思って意地悪な質問をしたわけでございますが、先ほど約20年後だということで、我々が委員会で議論をしておる線に近かったもんですから、あの人はまたほかに考えがあつて9年先ということをおっしゃったなということが初めてわかつたわけでございます。市長がお嫁さんをおもらいになるころは、愛さえあればいいというようなことであつたかもしれませんが、現在、若い娘さんが一番行きたくないと言つておる嫁入り先は御存じですか。これは、まず第1に長男、それで農家、それで自営業者、下水道のないとこ、その上に銭のないとこ、こうなりますと、まったく私のうちに当てはまるもんですから、これは何とか、できれば9年ぐらいで下水道が完備していただくとありがたいなというような考えでおるところでございます。先ほど議運の席で公共下水道、それから農業集落、これに特別会計補正予算を組み入れていただきまして、それでまた現在可児市の下水道の普及率が1.8%でございますけれども、またこれで数%伸びるのではないかということで、かすかな期待をいたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、今後は大きな問題に取り組みながら、要するに足元を照らす行政をお願いしたいということでございます。

それから4番目、人類の歴史は雑草との戦いにあるということが言われておるわけでございます。先祖伝来、雑草と戦つて雑草に苦労し、またこれから未永く雑草と戦いながら人類は繁栄していくと思ひますけれども、少しは頭も使わな、ただ労力を使うだけはいかんと。頭を使うことも考えんといかんとというようなことで、一例を引きますと、福祉事務所長 鈴木益廣君が10年ぐらい前になりますか、私にセイダカアワダチソウがとにかくいっぱい生えて何ともならんということで、私はその根元へハッシュイモを植えたらと。ハッシュイモを植えたら、ハッシュイモが物すごい勢いでそのセイダカアワダチソウをやつつけたわけですね。だから、今、所長の近辺にはセイダカアワダチソウがないそうです。沖縄あたりへ行くとハブという毒蛇がおります。あいつをやつつけるためにマングースというイタチの一種を導入したんですね。そうしたら、あいつがハブを食つて、要するに天敵政策とでも申しましょうか、そんなような形でやれば多少なりとも雑草をやつつけることができるのではないかというふうにご考慮しておりますし、また従来、国縣市町村は農家に対して非常に

甘えがあったわけです。国道が通り、県道が通り、市道が通り、町道が通り、村道が通って、そのわきに田んぼがありますと、百姓は自分とこで耕作しておる田んぼに草が生えちゃどうもならんということで、その路肩の草は全部農家が刈っておったわけです。だから、それをいいことにして行政はあまり、ああいうところは百姓がまた自分で刈るわぐらいのことで、なかなか雑草の始末をしてくれなんだということが1点取り上げられるわけでございます。

それから、草刈りと雑木の除去の違いですが、これはエンジンがまで切れるやつが草で、エンジンがまで切れんやつが雑木なのか、その辺の考え方というのを一遍教えていただきたいと思うわけですが、それが残るわけ。エンジンがまで切れん木が。あれは大体、ニセアカシアが多いですね。それで物すごく大木になっておるんです。あのときにエンジンがまじやなくしてのこぎりで切っておいてくれれば、あんなに大きい木になる前に処理ができたわけでございますが、そうした雑木を絶やして、ここで私が特に申し上げたいのは、宮前・羽崎線、あの中郷川の堤防でございますが、あそこが非常に雑草と雑木が繁茂しておるわけでございます。そこで、そのうちに花フェスタもやらないかんでしょう。それなら表玄関口になりますから、中郷川の右岸は、あれは雑木・雑草を処理していただいて、そして僕は、左岸には大変大きくなる花、アジサイまたはフヨウ、こういったものを試験的に植えてみられれば、ああした木の下へは草は生えませんか、ぜひ試験的にやっていただきたいというふうにご考えておるところでございます。アジサイなんかは各家庭にございますし、各家庭にまた不要になったフヨウもあるかと思えますんで、そうしたものを花いっぱい運動か何かのときにお持ち寄りをいただいて、そしてあそこへ植えてもらえれば、そんなに市民の血の出るような税金を使わなくてもいけるんじゃないかというような考えでございまして、そういうことも含めて、ひとつ土手美化運動に何らかの形で試験的にやっていただきたい。

それから経済部長、ため池の堤体、私も13日に組の総出で堤体の草刈りをやったわけでございますが、ああいうところにもフヨウなりアジサイなりを植えれば、見た目も僕は大変きれいだし、雑草も除去できるのではないかというふうにご考えておりますので、あわせて御検討をいただきたいということでございます。

それから、5番目の学校週5日制についての余暇の開発でございますが、この学校週5日制そのものについては、これは教育委員会サイドでおやりになること、文部省でおやりになることなんで、この5日制そのものについては私は質問はいたしません。

御存じのように、この可児市というところは中村層、これは御嵩の中村ですね。それから平牧層、帷子層と、この3層から成り立っておるわけです。それで非常に化石等の産出するところでございます。カニサイとか、それから最近出てまいりましたヤマアラシ、カニオヤニラミ、それからまたメタセコイア、珪化木ですね。そうしたものが非常に産出をいたしまして、そうした化石なんかは、当時各地区の小学校あたりにあったわけでございますが、合併したり分村したりのときにどっかへ行ってしまいまして、現在、大体、旧帝国大学、もしくは国立博物館へ行っておるのではないかというふうにご言われておるわけでございます。

そこで、そうしたものを掘り起こしながら、また未来へつなげるためにも一遍見直しをす

る必要があるということで、この5日制について、子供たちにも余暇ができるし、現在どこの家庭でも亭主は土・日が休みで家でごろごろしとる。その上、また子供までごろごろしとると、せんでもいいお母ちゃんにしかられんといかんし、またいろいろ問題もあるんで、そうしたような親子ともども子供の面倒を見ながら調査・研究をして、ふるさとを知りながら、できれば現物を返してもらい、レプリカするなり、絵にするなり、アニメにするなり、親子合作の形で郷土の歴史を学び、教材の副読本でもつくらせてみてはどうかというようなことでございます。

可児市からは本当に文化財とか文化までが流出すると申しましょうか、盗まれておるわけでございます。焼き物の志野にしても、可児の発祥でありながら、焼き物というと、やっぱり土岐、多治見、瑞浪あたりというようなイメージが非常に強いわけでございます。

一たん流出したものは、一たん失われたものは、取り返すのに非常に時間がかかります。例えば、私が関係いたしておりますところの明智城の城跡ですね。あれは非常にネームバリューがあるもんですから、全国で欲しいところばかりなんですね。そういうふらちな自治体があるわけです。だからとんでもないところで、明智はおれんとかや、明智はおれんとかやというのがあります。それで僕は、そうってはいかんということで、20年前に明智城は可児市にありということで、ことしでちょうど20年になるわけでございますが、ちょうど昨年、明智城は可児市にあったという古文書が発掘をされたわけです、旧家の土蔵の中から。それでもって、もうこれで間違いのないということになったわけでございますが、なかなか一たん出たものを取り戻すということは大変なことでございます。

瀬戸に陶磁器博物館というのがあるんです。あれは名古屋何とかいう放送局の偉い人が経営しとるそうですが、みんなあれは盗品の山なんですね。私の氏神様が日吉神社です。そこで50年ほど前に狛犬が忽然と消えたわけです。それで大萱のお宮の狛犬も一緒に消えた。それでしばらくしましたら、それが瀬戸の博物館にあるということがわかったもんですから、教育委員会をお願いをいたしまして、一度10年ほど前に、4月15日のうちの祭礼のときに1日だけ里帰りをさせていただいた経緯があるわけでございますが、こういったようなことも含めて、可児にあった文化財、それから文化的な遺産、そういったものをしっかりと守っていくためにも、やっぱり子供のころから郷土の歴史の勉強をしてもらわんといかんというような考えでおるところでございます。

6番目になりますが、きょうの私の質問の根底にあるものは、これすべて老人福祉の問題にあるわけでございます。これから21世紀を踏まえて何をやっていくかということになりますと、これからは文部省と厚生省、要するに教育委員会と社会福祉事務所ががっちりと手を握らん限り老人福祉の仕事はやっていけないと思うんですね。そういうことを頭に置いて、私のこの質問をちょっと聞いていただきたいと思うわけです。

今後の老人の福祉政策、これ先ほど申し上げましたように、老人はどんどんどんどんふえていくわけですね。それで、また住居の問題も当然絡んでくるわけでございます。ところが、子供は最近出生率が大変減りまして、子供が減っております。将来は桜ヶ丘小学校、それか

ら東明小学校、帷子小学校、この3小学校は児童数が激減をしまいいります。これは全部団地学校ですね、三つとも。そうした生徒が減った——これ、教育長と福祉事務所長とよく聞いて。そうした余剰教室を、老人のための、要するに老人ピラというんですか、別荘ですね、そうしたものに活用していく方法はないのか、これを一遍よく模索をしていただきたいです。空き部屋にしてほうっておくというのも、これもまたいろいろ不都合なこともございますんで、ぜひ老人と子供たちの対話の中で、また自炊でもさせたり、そしてまた学校近辺の掃除でもしたり、そんなような形で人間性の回復を図っていくというような指導がしていただけるとありがたいというふうに考えておるわけでございます。

それから、そのためには何か手伝ってくれる人がないといかんとお思います。そこで私が考えるのは、可児市には婦人会という会がございまして、社会教育団体。六十数年にわたって、歴史と伝統とはえある実績のある婦人会がございまして。ところが、ともすると、今ちょっと婦人会のメンバーが減りつつあるわけでございまして。そこで、婦人会そのものを今後老人対策のためにお手伝いをしていただけるような団体に、21世紀に向けての方向転換とでも申しましょうか、組織がえとでも申しましょうか、そういった老人福祉のために活動ができるような団体になっていただければ、市内全域からの参加者が僕は当然ふえてくると思うわけでございまして。ところが、何でもかんでもこの年代の方は出てらっしゃいということになりますと、これまた今は共働きの家庭も多うございまして、なかなか難しい問題があるかとお思いますんで、出れる人で、ボランティア精神の旺盛な方に可児市全体から出ていただいて、そして将来の老人のお守りをしていただくと。そしてまた、子供たちの健全育成のためにもお力添えをいただくというようなことをしてみたらどうかというふうに、私の私見でございまして、検討の余地がありましたら検討をしていただきたいというふうに考えるところでございまして。

それから、質問をいたしました助成金について、これは私は非常に結構なことだと思うわけでございます。そして、将来は年寄りの面倒も見てもらえるような、施設が余ればそういうような方法も考えていただきたいということですが、ただし過剰な設備をすることによって無益な園児の引き抜きのないような指導だけはきちんとやってもらわんと困る。よろしいですか。

最後に一つ、経済部長と建設部長、草刈りと雑木退治、あれはやっぱり任せた場合には違うわけですか、木があっても草だけ刈っておけばいいぞということですか、ちょっとお答えください。

議長（奥田俊昭君） 後でまた答弁はさせますので、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時06分

---

再開 午前11時16分

議長（奥田俊昭君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

経済部長 可児文一君。

経済部長（可児文一君） ただいまの御質問でございますが、ため池の堤体にアジサイ等を  
というような御意見もございました。ため池につきましては、先ほども申し上げましたよう  
に堤体の保守管理ということで、年一遍は草刈りをしていただくように地元関係者にお願い  
をしておるところでございます。堤体につきましては、雑草はともあれ、雑木まで生やしま  
すと、堤体のいわゆる鋼土が緩むというようなことで、ため池の管理上、どうしてもそうし  
たものは刈り取ってもらうということでございます。

可児川防災ため池につきましては、現在、ため池管理組合が管理しております池が十ござ  
います。そうしたものについては組合の方から草刈り等の委託事業で出しておりますけれど  
も、これは草刈り機による刈り取りということで、年1遍ということで発注をいたしており  
ます。そうした可児川防災ため池につきましては、年1遍そうした草刈り委託をしておりま  
して、雑木等もすべて刈り取っていただくというような方法をとっております。

御質問のように、堤体にアジサイをということでございますけれども、可児市のため池 1  
60幾つございますけれども、ほとんどの池が洞合いの奥の方にため池がございまして、道路  
から目立つような池は数えるほどしかございません。で、そうしたものについては、今後ひ  
とつよく検討していきたいというように考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（奥田俊昭君） 建設部長 井藤實義君。

建設部長（井藤實義君） 中郷川沿いに、今お話のありましたフヨウとか、それからアジサ  
イが植えられないかということでございますけれども、議員も御承知のように、中郷川につ  
きましては1級河川でございまして、管轄が可茂土木でございますから……。それと、お話  
のございましたように、あの近くでは可児公園が花フェスティバルということでございま  
すもんですから、できるものならやっていただいて、あの中郷川と、それから土岐・可児線と  
いうことも恐らくこれから出てくる問題だと思うわけでございますけれども、そういう木、  
結局低木ですけれども、あまり高木を川のふちにということになりますと、やっぱり川の保  
守管理ということもございすもんですから、いろいろ条件があると思うわけでございま  
すけれども、御意見は非常に、事は美しくするということが原点でございすもんですから、  
趣旨は十分理解できますから、関係の方とこれから協議させていただきまして、やれるもの  
なら取り組んでいきたいと思うわけでございます。

それから草刈りと雑木の違いでございすけれども、議員さんが御指摘のようございま  
して、お願いしたところで、もし木が残っておるようなところがあれば、これからも一緒に  
刈っていただくということでお願いしていきたいと思うわけでございます。以上でございま  
す。

〔24番議員 挙手〕

議長（奥田俊昭君） はい、24番議員 林 則夫君。

24番（林 則夫君） 雑木につきましては、信号のない交差点なんかには繁茂しますと、ど  
うしても交通安全上、非常に危険な状態になりますんで、ああいうところは早急に除去して  
いただきたいということをお願いしておきます。

ほかに答弁漏れはないかね。ないようでしたら終わります。ありがとうございました。

議長（奥田俊昭君） 以上で24番議員 林 則夫君の質問を終わります。

3番議員 亀谷 光君。

3番（亀谷 光君） 林議員、10年選手の後で、私はまだ1年余りですから、昼の時間もあると思いますので、時間に間に合うような形で質問を終わらせていただきたいと思います。

議長のお許しをいただきましたので、通告をしましており質問いたしたいと思うんですけども、きょうは帷子の自治会、連合会、会長初め15人の方においでをいただきました。ちょうど昨年9月もおいでいただきまして、可児市の西の玄関であります西可児全体のことについてお聞きをいたしたいと思うんですが、その中で、まずは1点目でございます。レジュメのとおり西可児地区のバス路線、交通体系全体のことについてお聞きをいたしたいと思います。

まずは、西可児地域の団地ももうできまして、早いとこですと約20年余りたっておるわけです。団地から駅に行く、団地から団地へ行く、そして団地から帷子インターチェンジに行くという、その三つの交通アクセスの問題ですが、これは駅前のふるさとの顔づくりの区画整理で、おおむね平成7年度にはできるんじゃないかということでの構想は発表され、整理をされておるわけではありますが、問題は、先ほど言いましたようにバス路線の問題です。これは、現在光陽台から西可児の駅、それから愛岐ヶ丘を通過して若葉台を通り、そして若葉台から西可児の駅という、この路線については現在ないわけであります。ちょうど先々回、この件につきましては質問も申し上げた記憶もでございます。御返事もいただきました中で、この整理につきましては、御承知のように、ある企業（名鉄さん）にいろいろ交渉をして、我が地域には村上議員がおられました。企業との交渉段階についての報告はございました。と申しますのは、光陽台から西可児の駅まで持っていくのが第1の問題ですけれども、これはいわゆる単一のルートだけをつくるということは、企業として利益が出なければやることはできないと、これは当然な問題だと思うんです。当然、愛岐ヶ丘を経由して西可児の駅へ行くのか、もう一つほかのルートで光陽台から西可児の駅のルートまで行くのがベターなのかはわかりませんが、きょう質問させていただく内容については、それを起爆剤として、バス路線と、団地から団地間の交通体系の質問を申し上げたいと思います。これは経済部長にお聞きをいたしたいと思います。

2点目でございますけれども、可児市のキーワードづくり。キーワードという言葉は、英語で調べますと、きっちりとしたイングリッシュで載っていない部分があります。御承知のように、今、真ただ中ではありますが、可児市も10周年を迎えました。この1年というのは有意義な年とも言え、考えなきゃいけない年だなあともいうようなふうに思うわけですが、せんだって、東京で商工会の物産展がございまして、東京の池袋サンシャイン60ですが、あそこで日本全国の物産だとか、村おこしだとか、いろんなキーワードを持ち寄った会が年に1回ございます。それにお邪魔をいたしましたときに、私は可児市の出身でありますから、それで若干の分科会でパネルディスカッションがございましたときに、可児というの

はいわば商工会の、いわゆる自営業者がふえる、つまり増加率では5本の指にも入っておるだろうということで、ひとつどうかということで舞台上上がったわけです。

その中で、先ほど1番目の質問者である村瀬議員からちょっと質問がございましたけれども、可児市の命名をどうしようかっていうことがございました。ちょっとその質問を3点ほど内容を申し上げたいと思うんですけれども、当然、「かに市」と書いてあるわけじゃなくて、漢字で出ておりますから、これは何て読むのかと。当然「カゴ市」と言うのか、「カジ市」と言うのかという二つの質問がありました。当然、「カニ市」と読むようなことは一切出ていない。それから、当可児市の自慢できるものは何かということが2点目ですね。3点目につきましては、まちづくり、村おこしのキーワードを一言でいいからまとめて言ってほしいという、それは即興で質問があったわけでありまして。

最初の1点目でございますけれども、私も実は「カニ市」でありますよと。体系的に考えてみますと、やはり昔は「ワニシ」というのがありまして、非常に重みのあるまちですけども、いずれにしてもわかっていただけないということは、人間にするならば、名字もなきや名前でもない、つまり幽霊みたいもんだなと、可児市は。そんなふう感じて、非常に寂しい思いをしたのであります。それが一つの、こういった質問を申し上げる1点であります。当然、可児市の中には歴史も文化も自然も多くございます。その中で、市長、あるいは助役に可児市のキーワードは、三つで結構です。三つ、どんなものがキーワードとしてベターなのかをお聞きをいたしたいと思っております。御答弁を求めます。

議長（奥田俊昭君） 助役 瀨瀬義昭君。

助役（瀨瀬義昭君） 議員の御質問にお答えをいたします。

議員が言われるところのキーワードづくりとは、いわゆる魅力のあるまちづくりの、ふるさとづくりの一つの御提案だろうと、こう受け取っておるわけです。そこで御存じのとおり、国におきましては昭和63年度のふるさと創生1億円事業以来、ふるさと創生関連施策を充実し、強化されてこられました。さらに来年度予算の概算要求を見ますと、ふるさと振興が地方行・財政重点施策に上がっております。来年度以降、新たに第2次ふるさとづくりの時期と位置づけで、ふるさとづくりに関連した地方自治体の独自の施策に対して、より充実した財政支援を講ずる予定となっております。また県では、夢おこし県政の推進の中で「花の都ぎふ」づくりや、「おんさい岐阜」運動等の施策を推進する一方、市町村振興補助金を充実するなど、「日本一住みよいふるさと岐阜県」を目指してふるさとづくりを展開中でございます。このことは御存じのとおりでございますが、本市におきましても、ふるさとづくりは時代の潮流でございます。最も重要な課題であることを認識して、現在進行中の第2次総合計画におきまして「心豊かな活力と潤いのある住みよいまち」を標榜いたしまして、市民が住んでよかったと言えるようなふるさとづくり、都会の人に住んでみたいと言わせるようなまちづくりを展開しようとしておるところでございます。

しかし議員御指摘のとおり、本市には全国的に有名な観光名所や、行事、またイベントが少ないわけございまして、可児市を象徴するようなキャラクターも残念ながら今のところ

見当たりません。これは、この限られた地域ではないことはございませんけれども、いわゆる全国レベルではないと、こういうふうに認識しております。

ふるさとづくりは一つの方向性を持って展開していくことが重要でありますので、議員御指摘のように、市制10周年記念のイメージソングの制作や、コンサートの開催がそうでありましたように、可児市民としてのアイデンティティー醸成のためのこうしたキーワードなり、あるいはキャラクターを市民の皆さんとともに作り出していかなきゃならんと、このように思っております。いわゆるキャラクターは、市民全体の手で作り上げていくものであると、こういう基本認識をしっかりと持たなくてはならんと、こういうふうに思っております。

今後は、先ほど申し述べました国や県の施策による財政支援を十分に活用しながら、全国的規模のイベント、花フェスタ95の開催や、市民が一丸となって参加し、そしてまた楽しめる行事を新たにつくり出すなど、ふるさとづくりを積極的に推進する考えであります。

イベントの開催を初め、ふるさとづくりは市民の皆さんの熱意と情熱による盛り上がりが一番重要だと言われております。どうか、議員の皆様方、市民の皆様の積極的な御支援、御協力をいただきますようお願いをしたいと思います。

なお、つけ加えて申し上げますと、総合計画の中で、私どもは五つの基本目標を掲げております。言うなれば、これがキーワードに当たるものと思っております。

その第1番に、快適で潤いのあるまちづくりと。そして、実際キャラクター性を求めて我々がふるさと創生事業の一環として手をつけましたのが四つございます。参考までに申し上げますけれども、一つは可児川下流の自然化公園計画でございます。それから二つ目には、久々利の町並み整備、あわせて小淵ため池周辺の整備事業でございます。これも現在、既に進行中でございます。三つ目には、歴史と文化の森でございます。これは、「ゆとりピア」完成に伴い、あるいは平成記念公園、そしてまた身隠山一帯の文化遺跡、こうしたものを素材として計画を立てて、現在これも実行しつつあるところでございます。さらに、順位は特に優劣はございませんけれども、おことわりしておきますが、もう一つは帷子の今の西可児駅周辺の御協力いただいております区画整理事業、ここにふるさとの顔づくり事業を導入いたしまして、今までにないグレードの高いまちづくりを行おうと、こういう一つのキャラクター性を求めて今おすることは御存じのとおりでございますが、ただおっしゃいますように、全国的にこれこそと訴えるようなキャラクター、これはやはりこのまちとして今後努力してつくっていかなくちゃならんと、こういうふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（奥田俊昭君） 総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） では、西可児地域のバス路線について、お答えをいたします。

これまで西可児地域のバス路線の整備につきましては、議員の皆様初め地域の皆様大変御心労を煩わしているところでございます。従来から、小牧の自動車営業所を可児市の窓口にいたしまして、いろいろ要望を繰り返してお願いをいたしているところでございます。特に、先ほど来お話がございました光陽台からのバス路線については、御存じのとおり企業と

交渉を何度かいたしました。企業等のバス提供によりましての運行といった方法を含めまして話し合いを進めていたところでございます。これはいろいろ検討の中で採算性が壁になりまして、加えて今回の、特に名鉄のバス部門で大勢の合理化があったということが一つのネックになったという事情もありまして、その後、進展を見ていないのが一つの状況でございます。しかし、現在事務担当での折衝は段階的に続けておりまして、ただいま事業施行中の西可児区画整理事業と、そしてあわせて多くの道路整備をいたしておりますけれども、そうしたバス路線全体のもう一遍ロケーションをしようではないかということ、現在、双方で話し合っております。

具体的に、じゃあどうしようとか、いわゆる議員が御指摘のようなロータリー方式とか、いろいろな方法がございますけれども、そういったものを含めて今回の協議の中へ入れていきたいと思っております。したがって、西可児駅を起点といたしました交通アクセスについて、もう一度検討をお互いにしようではないかということでございます。その際は、本日の御提案をいただきましたいろいろな件につきましても、当然相手方に御提案を申し上げますし、今回引き続いてやる以上は、村上議員にもひとつお助けをいただかなきゃなりませんけれども、名鉄に対して強い要望なり提案を引き続いて行っていきたいと思っております。

何につけても、今後ともよろしく御協力をお願いしたいと思います。以上です。

〔 3 番議員 挙手 〕

議長（奥田俊昭君） 3 番議員。

3 番（亀谷 光君） それでは、私、1 番目の質問はバスでありましたので、バスの方から再質問させていただき、2 番目にキーワードについてということで逆になりますが、申し上げたいと思います。

今、総務部長の方から、採算面は企業として当然だと、私もそれを確認をいたしております。西可児地域で一番光陽台近郊でガンになっているのは県道であります。これは善師野・多治見であります。これは長い間、澤野議員、柳生議員が御苦勞をなされた懸案ということは住民にもわかっておりますが、いろんな意味での大砲を撃つんではなくて、やはり細かい玉でも撃って、県、あるいは地権者の方に交渉していかなきゃいかんということは必至の問題だと思うんですが、バス路線についてのことをちょっと申し上げるのは、現在ちょうど長坂でバスはUターンをして、当然西可児の駅へ来ておりますけれども、長坂のちょうど八丁目、これは私たち素人から見ても危ないぞというような形でUターンをして戻っておりますね。これはどういう形で許可が取れているのかわかりませんが、お聞きしますと、そつなくこういうふうでということで聞いておりますが、光陽台さんにつきましては、当然、今、平均世帯者の年齢を言いますと大体46歳、つまり若いんですね。一番若い方ですと20代の方もおいでになるわけですが、もう愛知県に非常に近い団地ということで、増加率も恐らくや可児市の中で一番多いわけですから、可児は増加率は停滞しているものの、光陽台というものは御承知のようにふえております。当然、その年齢ですと、老人を抱えて団地においでになる方が本当にふえております。それで私申し上げますのは、体系というのは、そういう

技術的な採算面で無理であれば、長坂から美濃田を通り、美濃田から今計画しているやすらぎの森を通り、古瀬の上を通り、光陽台を通りという。したがって、これは県道の整備にかかってくるわけですが、そんなこともオンをしながら、地権者の方、地元の方にも理解をしていただきながら話をしていっていただけたらどうかと。

もう1点は、美濃田で非常に長いこと、地元の方も市の方も県の方も苦勞をいたしておりますのは、あるお一方が本当に首の根っこのこの土地をお持ちなわけでございますけれども、これも美濃田の方も今区画整理を進行いたしておりますして、その区画整理の部分として代替地をいち早く先方に交渉すれば話がうまくいくのではないかなというような話もあったようにも聞くんですが、これはまた地元の方からしてみれば、非常に難しい問題等もあります。ですが、やはり県道をいち早く解決するには、さっき言った区画整理の問題と合体させて、バス路線をいち早くこういうふうにしてバスも通るんだよというような形で、県道善師野・多治見線をいち早く整備をしていただきたいと思います。

このロータリー方式といいますのは、片っ方だけ回るロータリーじゃなくて、両方から回るロータリーのことを私は申し上げているつもりです。長坂を通り、光陽台を通り、愛岐を通り、むちゃだと言いますけど若葉台を通りということです。もう一つは、逆に上がっていくという、こういった回りのロータリーを申し上げているわけです。

もう一つは、バス路線と並行してくるわけでありますが、帷子には若葉台という第1ステーションパークですが、これが先ほど言いましたように20年ほど前にできておりまして、戸数と老人の数と比率を考えますと一番多うございます。それで、当然若葉台と愛岐ヶ丘の間には、鍛冶屋洞という池がありまして、その隣にゲートボール場と、若葉台のすばらしい集会所がございます。いつもですけれども、若葉台から愛岐ヶ丘へ、愛岐ヶ丘から若葉台へおりてくるときに、御承知のように大変な道を通っております。乗用車でも、バス路線を、愛岐ヶ丘からも若葉台へ、若葉台を経由して西可児の駅へということになりますと、車が通れんのにバス路線を考えるとということは三段跳びの事業かもしれませんが、そこに池がございます、池の東側を、何らか方法を講じてあそこを、ですから若葉台の二丁目から真っすぐ上がっていったら一気に愛岐ヶ丘の一丁目まで抜ける、池をかすめるわけですが、ああいったルートでもって道路はできないものかなんていうふうに、私はあそこに長いことおりますから思うんです。池というのはため池で、水田用の池でありますから、なかなか大変かと思うんですが、そんな方向でもひとつお考えをいただくといいかなあというふうに思います。

それから、先ほど2点目の可児のキーワードについてのことでありますが、助役の方で答えをいただいた件はふるさと創生で例の3点。私がお聞きをいたしておりますのは、これは可児市内での一つの創生をしていくためのものでありますが、私がお聞きしているのは対外的に可児市の自慢できるものを、すぐと言わずに時間をかけてつくったらどうかという意味なんです。当然ふるさと創生では、やっぱり可児川から久々利、歴史のまちでありますから、住みよいまちづくりをしていくことは、これは当たり前のことです、このキー

ワードについては聞いておりますし、住民としてもわかっておるんですが、よそへ行ったときにということなんですね。我がまちに誇れるものは何だと言ったときに答えられるもの、土産なり芸なり何なりということですよ。

ちょっと、この前の杉山清貴氏のコンサートの歌詞の中に、「花とにじと星のまち」ということで、この歌が3番まできっちり書いてあるんです。この言葉走りを見ますと、30代前半、あるいは20代後半の女性たちは、ここに非常に耳に心地よくいい歌だなあと、がしかし、歌うのは非常に難しい。これはやはり「花とにじと星」というこのキーワードが、これもおもしろいだろうと思うんですね。当然、今度「花フェスタ95」があるわけですが、これは花でしようし、私は岐阜県にとって最たる場所だと思いますから、可児市の一番の財産だと思います。当然、岐阜県も日本全体、世界に向けても花のキーワードでやっております関係で、私は岐阜県には可児がありということは、これはいいだろうというふうに個人的には思うんです。

それから、「にじと星のまち」というのがありますが、私もちょっと調べました中に、可児市で日本一はないかなあとということで調べました中に、市長もおわかりかどうかと思うんですが、空が一番広いそうであります。お空が、行政の土地、高さかげんで、このお空が日本一広いまちだということであります。これは何にも努力しなくても日本一でありますから、それを一つ仮にキーワードとすれば、にじと星もセットされるわけであるわけです。

キーワードというのは、そういった意味のキーワード。つまり岐阜県一、日本一、強いて言えば世界一というものをつくるか、見つけるか、努力をするかということを経験をかけてつくり上げたらどうかということです。せんだっての可児市製の映画を見せていただきました。これは原風景を求めてということで、すばらしい映像がつくられ、相当の時間とお金もかかったと思うんですけども、その中に出てくる可児市の「やぶさめ」もあれば、これはどこでも当然あります。

ただ一つ気になりましたのは、箕浦君の鷹匠であります。これは御承知のように、吉田流、本家本元の伝授者でありますから、こういったこれは生きた人間でありますね。文化財にしたら無形文化財ということでしょうけれども、そういった意味で、これは探さなくても可児におるといっても、僕は一つのキーワードだと思うんですね。これを何らかいい方向で展開をしていくことも一つではないかと。これは、当然岐阜県一でしょうし、日本に2人といないということでは日本ナンバーワンということですから、そういうキーワードなんです。それを思うのであります。

それと、可児市の名前が、「可児」が読みにくい、わかりにくい、しゃべりにくい、電話で話してもなかなか字が書いていただけないということなんですが、これは、私はあえて申し上げると、やっぱり可児市はよくいろんなキャラクターで前に出ておりますが、カニで結構だろうと。それもサワガニ、久々利はございますけれども、サワガニをキーワードにして、可児市をサワガニでいっぱいの方にしよう。つまり、どういうことかということ、環境問題でありますから、それをキーワードに、各場所にサワガニを育てるといような運動もし

たらどうかということをおもうんですね。というのは、可児市の「可児」と「サワガニ」というものですが、国県の事業で、今、可児川のふるさと川づくりの工事をしておりますけれども、一つのキーワードは、正直言って助役じゃございませんけれども、みんなで話し合っただけで決めたもの、やっぱりキーワードはリーダーシップを発揮する者がその中にいて、そうしてキーワードをつくっていかないとなかなかできないという経緯があると思うんです。その中で、今、私が言うサワガニというのは、ねぶたではございませんけれども、30メートルか40メートルの大きな、サワガニってそんな大きいもんじゃありませんけれども、そんな大きなカニをつくって、夏のイベントの中にカニの可児川渡りを、こっちから向こうへ渡るとか、先入観的に、そういった住民の方にもイメージしていただけるようなキャラクターづくりを行政でしていくことも一つの戦略じゃないかなと思うんです。それについては、サワガニであり、環境問題でありということに関連をしてくる。

そうすると、当然、淡水魚ということになってきますが、日本にも淡水魚の水族館というのがあるにはあるんですが、全く小さいものなんですね。ですから、これは法律上、いろいろ問題があるかもしれませんが、ふるさとの川づくりで可児川ができましたら、そこに、そこにというのはちょっと説明させていただきますが、淡水魚の水族館、日本一の淡水魚の水族館をつくったらどうかと。これは、可児川を利用した水族館。通常は箱の中に、横から見る水族館でございますけれども、可児川の川底に水族館をつくって、下から上を見る水族館、これは当然、魚は上を泳いでいるでしょうし、そういうふうに、いわばそういったキーワードというか、キャラクターというか、夢があるというか、そういったものを私は思っております。ですから、岐阜県にも有名な淡水魚の権威であります先生が、岐阜大学においでになりますし、そういった意味では淡水魚の研究をしていち早く可児市に日本一の淡水魚水族館、つまり環境問題を取り上げた、可児市も「カニ」だし、サワガニという一つのセットした形のキャラクターづくりが必要ではないかなというふうに思うのであります。

いろいろ申し上げましたけど、そんなようなことでのキーワードという意味でございますが、自分の家の庭先をきれいにしようというキーワードじゃなくて、よそから来ていただくために、そういったもののキーワードで、よそへ可児の土産を持っていける話とか、お話でも物でも持っていける、そういった私はキーワードという意味を言っております、おわかりいただけたかと思うんですけれども、そんなふうなことでいろいろ御検討もいただけたらどうかと思います。

以上、2点の再質問はその程度で終わらせていただきます。ありがとうございました。  
議長（奥田俊昭君） 助役 瀨瀬義昭君。

助役（瀨瀬義昭君） 御質問の趣旨に若干沿いかねた分があるようでございますが、ただいま御高説をいろいろ伺いまして、私も改めてなるほどという部分がございます。これは、いずれにしても一朝一夕に事がなるものではございませんので、いわゆる市民の総意のもとで英知を結集して、やっぱりこれは基本的にはつくり出していかなきゃならんというふうに思うわけでございます。

今おっしゃいました「花とにじと星」というお話がございました。花は今、花フェスもさることながら、県のいろんな企画をその中で、例の運動公園、花トピアを中心にして、日本一のチューリップ園、あるいは世界一にしたいと、こういうことを知事が盛んに言っておられます。これは、今おっしゃいましたことに合致すると思います。また、星につきましては、これは空が非常に広いということをおっしゃいました。にじにもある程度関連しますけれども、例えば、今いろいろ企画の中で話題として出ているのが、例えばでございますけれども、非常に高い塔をつくったらどうかと。その塔から、遠くは伊勢湾も眺望できるんではなからうかと、そんな話も実はちょっと出ておるわけですが、おっしゃいますように、いわゆる可児市そのものが日本全国隅々にこれだと訴えられるような、そういうキャラクターといますか、これは絶対に必要だと思いますし、できるかできないか、これはとにかく一生懸命努力していかざるを得ないことだというふうに思います。

キーワードと一口に、まちづくりの場合で言いますと、一つはソフト部門の事柄でとらえる場合もございまして、というのは、可児市はどういう一つの基調のもとにまちづくりをしていくかということが一つございます。また、いま一つは、非常にハード面が中心になりますけれども、いわゆるキャラクターを仕立てていくと、こういう面があるかと思うんです。

私どもも総合計画策定に当たっては、いろいろこれまでも話をしておりまして、例えば、よく可児市は緑が多い。名古屋方面からいらっしゃって、本当に住環境としてはすばらしいと、これ以上もう緑をなくさなくてくれというお話もございます。そんなことで、私どもやはりここは木曾、飛騨の流れにも沿ってございまして、いわゆる水にも恵まれておると。そして、緑に恵まれておると。そして、もう一つは土だと。この肥沃な土、土地、そして同時に御存じのように、志野、織部に代表される古陶器の発祥地でもございます。したがって、水と緑と土と、こんなことも私なりに考えたこともございますけれども、まだ残念ながらこれらを具体的にどう発展させるかということには至っておりませんが、いずれにしてもいろんな素材を模索しながら、皆さんのいろんな御指導を得ながら、いいキーワードを仕立て、キャラクターを追求しなきゃいかんと、こういうふうに考えておりますので、今後ともひとつ御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（奥田俊昭君） 総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） バス路線の話でございますけれども、先般、一般質問の御提案をいただいたときに、うちの建設部では一応図面に落としまして、いろいろ検討をしてもらったようでございます。もちろん、議員のおっしゃっておられますように、県道、あるいは市道、そして団地内の道路、おっしゃったとおりで大変難しい部分があるようでございます。が、しかし、先ほどおっしゃたように、採算面だけではもちろんなんですけれども、地域の方が利用できるものでないといかんとすることは、これはもちろん基本でございます。ですから、我々がいたずらに交渉だけ重ねるのではなくて、そうした下地の道路の改良、いわゆるその他については関係部署と一遍よく引き続いて検討させていただいて、仕事を進めていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

〔 3 番議員 拳手 〕

議長（奥田俊昭君） 3 番議員 亀谷 光君。

3 番（亀谷 光君） 大変ありがとうございました。それでは、一番最後ですが、可児市のキャラクターづくりですが、我が可児市の一番の大将であります市長、絶えず私もこっちへお邪魔するときには、市長がこの役所の中においでになる時間も多く、可児市の中においでになる時間がかなり多いかと聞いておりますが、こういったキャラクターをつくっていくには、トップが年間に、例えば1ヵ月とか、45日とか、やっぱり他市、他町、他村、他県、外国までも1ヵ月ほどは、市長はそういったキャラクターづくりというか、まちづくりのキーワード、そういったものに向けて僕はやっていていただきたいと思うんです。

ある一例を申し上げますと、岐阜県の中でも、新しく、そのまちにまるっきり新しいキャラクターをつくった市長、村長さんは、月のうちに1週間ほどはおらのまちにはおらんぞと。おれらの村長は北海道へ行つとると。おれらの村長はオーストラリアへ行つとると。その費用はきちっとつくて、僕はそういう意味では、市長がそういったものに予算をつけて、そういうものを勉強していただくと。そうすれば、私は説得力もあるかと思うんですね。そういった意味で、ひとつ市長の時間をみんなでつくっていただきたいと、執行部で。年にせめて30日は、月にしたらやっぱり2日、3日は外へ出て行って見てもらう。それがやはり僕は市長の仕事じゃないかなというふうに思うわけです。

そんなことを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（奥田俊昭君） 助役 瀬瀬義昭君。

助役（瀬瀬義昭君） ただいまの御指摘については、私どもも十分心してやらなきゃならんと思いますが、ただ一つお断りをしますけれども、なかなか市民サイドに立ちますと、いろんな行事にぜひ市長をと、こういうお話が非常に多うございます。目下のところ、市長が非常にそれで忙殺されておるという状況でございまして、そのあたりも私としては何とかならないかなあ、何とかしなくちゃいかんと、こんなふうに思っておりますので、おいおいこの点はひとつ皆さん方にも御理解いただきたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（奥田俊昭君） 以上で3番議員 亀谷 光君の質問を終わります。

午前中の一般質問をこれにて終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（奥田俊昭君） はい。

7番（村上孝志君） 帷子の自治連合会の皆さん方がおいででございまして、午後からは催しもあるようでございますので、1点だけでもいいですから、自治会の皆さんから御要望のあった事項、質問をさせていただければありがたいんですが、いかがでしょうか。

議長（奥田俊昭君） それでは、質問要項だけ。答弁は午後いたします。質問だけお願いします。

7番議員 村上孝志君。

7番（村上孝志君） 7番議員 村上孝志でございます。

もう本当に時間が来てしまいまして、本当に申しわけないと思っておりますが、議長の御理解ある決断によりまして、このように質問させていただきますことを本当にありがたく思います。

きょうは、帷子地区の自治連合会の皆さん方15名おいででございますので、その中から出た要望事項、また意見などにつきまして質問させていただきたいと思っております。

通告書にございませんが、まず第1点。先ほども出ました西可児駅前の交通アクセス問題についてでございますが、昨年の9月議会におきまして補助金制度、またいろんなものについて質問させていただきました。その後、名鉄本社の自動車事業本部、並びに市役所の方からは総務部長さん初め企画調整課長、いろいろと、今、将来へ向けてのロケーションの変更、と申しますのは、鳩吹台、緑、並びに長坂、光陽台、それに愛岐ヶ丘路線の再変更を求めたような施策と申しますか、いろいろと調整中でございますが、非常に難しい部分がございますので、また市当局の方の御理解と御支援の方もよろしく願いたいと思っております。

それでは、自治連合会の方から御質問いただいた事項でございますけれども、これもやはり昨年の9月議会で質問をさせていただきました、各自治会への補助金制度のあり方ということでございます。昨年、愛岐ヶ丘の「第2ふれあいセンター」、また長坂団地の「ふれあいセンター長坂」というようなことで、公民館補助金約500万ないし650万というように補助金をいただきまして、特に長坂団地におきましては、きのう初めてその公民館で敬老会と申しますか、それを盛大に行われたというように、地元の方も非常に喜びじゃなかったかと思っております。

その中で、昨年も私と同じようなことで、街灯と申しますか防犯灯などについていろいろとお願いしたわけでございますけれども、去年、そのような街灯というものは市内で約4,000カ所あるというように、非常に困難な部分もあり、できるだけ市の方といたしましては、自治会の方でお願いしたいというように回答をいただいているわけでございますけれども、自治会の役員さんの中から出た要望の中で、例えばある団地では、防犯灯ないしは街路灯が約680から750基あるから、そのうちの補助ないしは更新などお願いしたいという要望がございました。これは、確かにおっしゃることもわかるわけでございますけれども、やはり自治会と申しますか、利用者負担、受益者負担というような感じで、各自治会の方で非常に苦しい会費の中ではございますけれども、やはり対処していただきたいなと私思うわけでございますけれども、一番問題となりますのが、通告書の方にも記入してございますように、主要道、また地域間道路の維持・管理の問題だと思うわけです。特に今、市道14号線というように、東西線と申しますか、それが今年度の秋に完成をめどに今工事が進められているわけでございますけれども、その街路灯の設置基準並びに方法、照明方法、それに灯数と申しますか、道路照明灯、防犯灯、またいろいろあるかと思っておりますけれども、その個数、それに費用分担、また将来的にわたる維持、保守管理の問題などをお尋ねいたしたいと

思うわけです。

今、市道14号線につきましては、多分道路照明というようなこともありまして、市行政の方での建設、並びに維持・管理などもあるかと思うわけです。ところが、現在私どもが一番お願いしたいというのは、団地内ではあるんですけども市道ですね。で、通過路線、通過線路という箇所の維持・管理だけは何とかお願いしたいなということでございます。特にこの件につきましては、団地と団地の間、また通学路の問題を含めまして、特に通学路の問題ですと、うちの団地といいますか自治会には関係ないんですけども、よその地域の通学路となっているような箇所、そこへの照明設置というのは現実の問題としては非常に難しい問題じゃないかと思えます。また現実に行われていないからこそ置き去りにされているんじゃないかと思うわけです。そのような点を踏まえまして、やはり重要路線と言われております市内の幹線の防犯灯、道路照明灯、街灯などは、ぜひ非常に難しい部分ではありますけれども、市行政の方で維持・管理の方をお願いできれば、またぜひお願いしたいということでございます。

次に、2点目の老人福祉問題についてでございます。

昨日、15日というようなことで、各地域で敬老会などが開催されたと思っておりますが、1989年、平成元年度でございますけれども、12月に策定されましたゴールドプランでは、従来の施設収容偏重型では超高齢化社会に対応できないというようなことから、在宅福祉の大胆な転換を図ることを目指して、いわゆる在宅3本柱、ホームヘルパー、ショートステイ、デイ・サービスを整備目標として設定されております。在宅福祉対策の緊急整備といたしまして、ホームヘルパーを10万人、またショートステイを5万床、デイ・サービスセンターを1万カ所というような目標が出ているわけでございます。ちなみに、デイ・サービスセンターは、1989年度に1,080カ所ございましたので、これを1万カ所、非常にこの部分についての拡充を切望しているわけでございます。また、施設の緊急整備といたしまして、特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウスの拡充を設定しているものでもございます。これは、これまでの施設収容に主眼を置いた福祉対策からの脱却であると思えます。住みなれた地域の中で、その上在宅で、家族や親しい人々とともに安心して人生を全うできる、その体制を確立することが政策の基本といたしまして、それに基づいて数量化した整備目標を設定したことは高く評価されるものでございます。しかし反面、市町村に在宅福祉の責任を負わせる、また負わせながら、財政的には、恩恵的、また援助的性格でございます。補助金方式として、国庫補助率を2分の1とするなど、負担率を引き下げた今度の答申は周知のとおりでございます。

こうした中であって、我が可児市でも平成4年4月1日現在、高齢人口と言われております65歳以上の方々が7,444名、人口比率でまいりますと約9%を占めております。今後ますます高齢化社会へ移行するに当たって、急激な政策が必要じゃないかと思っております。また、老人ホームヘルパー制度事業を見てもみますと、対象者は独居老人が137名、寝たきり老人が140名、痴呆性老人が25名の計302名でありながら、平成3年度の派遣世帯数は2,511

件でございます、1世帯に平均8回の訪問となっております。

そこで質問でございますが、ゴールドプランの設定に対し、当市の老人保健福祉計画の進行状態はいかがでございますでしょうか。現在、ホームヘルパーは正職員が4名、嘱託が11名の計15名でございますが、将来の職員増計画はいかなるものでございましょうか。また、そのホームヘルパーは正職員か、また嘱託か、いずれでしょうか。寝たきり老人などの介護者にかわって一時的に保護、預かっただけ、介護家庭にとって一番ありがたいショートステイ事業の個人利用料金は幾らでございますでしょうか。在宅老人、デイ・サービスセンター、または居宅において通所、または訪問により入浴サービス、日常動作の訓練生活、送迎などの各種サービスを提供している、その家族の方々の身体的、精神的な負担を低減する目的のデイ・サービス事業、この利用料金は現在1日1,200円でございますが、無料にできないものでしょうか。また、福祉電話器、現在5台ございますが、その利用状況は。また、利用者の利用料金は幾らでしょうか。これらの施設の入所、利用待機者数は何人でしょうか。

後ほど提言させていただきますが、このような対策といたしまして、待機者全員を対象にするような制度、設備の整備、また、ただそういう養護老人ホーム、また特別養護老人ホームなどへの入所施設よりも、利用施設の拡充をぜひ願いたいものだと思っております。それに加えまして、寝たきりになる前の施設、また相談窓口の一本化を実現していただきたいと、このように考えております。

最後になりますが、簡単に申し述べさせていただきます。

先日、防災訓練がございまして、そのときに市長並びに収入役が、防災状況調査視察というようなことで、県警ヘリ「雷鳥」によりまして、可児市内を上空から視察されたわけでございますが、一言ずつでお願いいたしたいと思っておりますが、空から見ました可児市の現状と、今後の予測、抱負などございましたらお教えいただきたいと思っております。またできましたら、行政執行部、議員、並びに新任教師などに空からの視察制度の導入を検討いただけたらと思っております。

以上、簡単でございますが、質問を終わらせていただきます。

議長（奥田俊昭君） 3番の公園はよかったですか。

7番（村上孝志君） すみません。議長から今教えていただきまして、申しわけございません。あと1点だけ追加させていただきます。

市から各自治会への補助金制度のあり方ということでございますが、この中で街灯を含めまして一番声の高かったのが、公園内の遊具の更新の補助でございます。現在、公園の遊具の更新並びに設置につきましては、都市計画課、また社会福祉協議会で対応していただいておりますが、年間の更新計画は、また新たに設置する計画はいかがになっておりますでしょうか。また、塗装、塗油などの点検はどうなっているでしょうか。これなどでも、今、シルバー人材センターが発足いたしまして約1年になりますが、現在シルバーセンターでお世話になっておりますことは、ふすま張り、並びに自転車の違法駐車と申しますか、駐輪場の自転車の整理などがあるわけでございますけれども、できましたら、先ほども出ておりましたよ

うに、65歳以上の本当に働き盛りの健康な方々に、より以上このシルバー人材センターの方に登録していただきまして、将来的に働きがい、生きがいを含めまして、ぜひこのように簡単だと申しますか、各自治会の役員さん、自治会ではできないようなものをシルバー人材の方々にお願いするということができたら最適じゃないかと思っております。以上です。どうもありがとうございました。

議長（奥田俊昭君） 以上で午前の質問を終わりにして、答弁につきましては午後からお願いをいたします。

午後からの会議は1時10分から再開をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

休憩 午後0時15分

---

再開 午後1時10分

議長（奥田俊昭君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 村上議員のヘリコプターで見た可児市の感想ということでございますが、私はちょうど鳩吹山火災のときにヘリコプターで市内を回りました。率直に言って、時間が短いのであまり詳しくはわからなかったわけでございますが、あの当時よりは若干きれいになったんじゃないかなという感想を持ったわけでございます。その程度の感想で、また可児市全域を見たわけでもございませぬし、時間も短かったということでございます。

先ほど、議会で視察したらどうかというようなお話もございましたが、過去にも一遍、ずうっと前に議会の皆さんにヘリコプターで市内を見てもらったこともございますので、これはヘリコプターの都合もございまして、なかなかどうかということとはわかりませんが、そういう希望があれば一遍検討したいというふうを考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（奥田俊昭君） 総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） 集会所の件についてだけお答えをいたします。

集会所の補助金につきましては、昭和52年から制度化いたしまして、これまでそれぞれ4回改定をいたしておりますけれども、平成2年の4月には、特に大規模自治会とか集会所に配慮いたしまして改正を行っております。建設の場合には、補助率は総経費の4分の1ということで一応は定めております。限度額は、4分の1の500万円。が、しかし、総戸数が200を超える自治会が300平米を超える集会施設を建てる場合には、限度額は700万といたしております。最近では長坂だったと思っておりますけれども、つくられまして700万の補助をいたしております。また、改修、修理の場合は、補助率は総経費の4分の1以内で、限度額は100万ということで定めております。

参考までにでございますけれども、平成2年度については建設、改修合わせて20件、1,643万2,000円ほど補助をいたしております。また、平成3年度につきましては14件、2,574万5,000円でございます。ことしの4年度につきましては、これまで3件御相談をいただい

ております。ここ当分はこのままの補助額で、改定の予定は今いたしておりませんが、将来的にはその状況に合わせての改正もあろうかと思っております。以上でございます。

議長（奥田俊昭君） 建設部長 井藤實義君。

建設部長（井藤實義君） 議員御質問の東西線と、それから公園の遊具についてお答えいたします。

御質問の東西線につきましては、都市計画道路広見・土田線として工事着手して以来、先ほどの御質問の中にもあったわけでございますけれども、本年度全線開通に向けて最終の工事に入っておるわけございまして、この道路は都市計画道路ございまして、都市基盤を基本といたしまして、市民生活に重要な役割を果たす東西の幹線道路であることは議員も御承知のとおりでございます。

今回お尋ねの工事区間の中に街灯の設置の件でございますけれども、この設置につきましては、公安及び道路管理者が協議により、交通安全上必要な交差点や橋梁につきまして、場所といたしましては路線のうち3カ所で、合計にいたしますと24灯ほどを設置しておるわけございまして、この照明の設置につきましては、市で行いまして維持・管理も行っておるわけでございます。

また、主要道路についてでございますけれども、あくまで街路灯といたしましては、交通量の多い市道及び交通安全上必要な箇所に街路灯を設置しておるわけございまして、市の設置したものにしましては、市で維持・管理をしておるものと、それから道路の状況によりましては、維持・管理を地元で御協力を願っておるものもあるというのが現在の実情でございます。

それから引き続きまして、公園内の遊具の更新の補助の件でございますけれども、公園につきましては、ただ単に子供たちの遊び場というだけでなく、市民の憩いの場、レクリエーションの場として、また地域のコミュニティーの拠点という立場になりまして、また考え方によっては緊急の避難場所、それから景観というかレクリエーションの場として都市生活環境の向上に大きな役割を持つておると思うわけございまして、ちなみに現在、市内には150カ所ほどの公園というか広場というものがあるわけございまして、このうち都市計画公園として指定整備した公園が16カ所あるわけございまして、残りの大半は地域の方々の御理解と御努力によって、地域で用地を確保されて独自に整備されたものや、民間の宅地開発によって設置されたものであるわけでございます。

お尋ねの公園内の遊具の更新の維持・管理につきましては、一部の公園を除き社会福祉協議会による新設の場合は1カ所15万円の補助、あるいは補修に伴う経費といたしまして、上限5万円で3分の2の補助は、昨年まで社会教育課で実施しておったわけでございますけれども、先ほどお話のございましたように、本年度から都市計画課が担当してやっておるわけございまして、大体年間2カ所ほどの遊具の新設・更新がなされておるわけでございます。これ以外はすべて地元でお願いしているのが実情でございます。しかしながら、遊具の新設・更新、それから高木の剪定、殺虫剤の駆除等、地元ではなかなか手に負えないというもの

もございまして、管理上の問題も発生していることは事実でございまして、でき得る限り対応しておりますけれども、地元としては決して満足していただけるものになっておるものはありません。

さらに、歴史と文化の森、これは小淵ため池公園、可児公園や可児川下流公園の計画等をネットワーク化し、形成する広域的な大規模な公園を初め、日常的な必要頻度の高い地域の公園等、幅広い市民の御要望にこたえるべく各種の公園整備を進めていかなければならんと思っておるわけでございますけれども、そこで財政的な面もございまして、今後は組織の確立というか、体制を図りまして、地元への補助の内容につきましても、関係者と十分協議をしていながら調整し、今後は全市的な公園整備なり管理体制の制度化を確立しなければならんと思っておりますから、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（奥田俊昭君） 福祉事務所長 鈴木益廣君。

福祉事務所長（鈴木益廣君） 高齢者福祉問題につきまして、お答えをいたしたいと思いません。

高齢者福祉につきまして、非常に幅広い角度で御注目をいただいておりますことを、担当者として大変喜ばしく思っております。高齢化の指標としましては、総人口の中に65歳以上の方が何名おられるかということの率によって今あらわされておるわけでございますが、先ほど議員さんおっしゃいましたように、約9%ということで、岐阜県下14市の中の一番低い率であります。ことしの敬老会ですが、6.6%対象者の方がふえました。中でも桜ヶ丘、これが26%の伸びであったと。それから帷子が10%の伸びであったということでございます。裏返してみますと、これは住宅団地で非常にふえておるということが言えるかと思えます。先ほど林則夫議員さんのおっしゃった急減急増の本当の反動みたいなものが、やはり少しずつあらわれてきておるということが言えるかと思えます。

そこで、先ほどおっしゃいましたように、21世紀は超高齢化社会を迎えるであろうと言われておりまして、それに対しまして高齢者保健福祉10ヵ年戦略、いわゆるゴールドプランというものに基づきまして、このたび老人保健福祉計画をつくるということになっております。これは、県は県、市町村は市町村でつくりなさいという指示でございまして、5年度につくるということでございます。それで、平成11年までの5年間を想定してつくりなさいということになっておりまして、今年度は高齢者とか介護者の方を対象に、約1,500人ほどの方にニーズの調査、あるいは各種基礎データ、そういったものの収集を行っておりまして、来年度それをもとに、保健福祉関係者の皆様方を市民の代表として構成する計画策定委員会を設けまして、その中で広く御意見を伺いながら、可児市としてのレベルの高い福祉行政を推進できるような計画をつくっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いたいと思えます。

それからホームヘルパーの増員計画でございまして、在宅福祉の第一線で活躍してくれる人でございます。現在17名、社会福祉協議会にありまして、その内訳は、市からの派遣が2名、それから社会福祉協議会の職員が9名、嘱託が2名、パートが4名ということに

なっています。嘱託とかパートの方は、家庭の事情で勤務時間がフルに勤めれないという事情もありまして、その条件が解決されれば正式な職員にしてあげようということで御理解をいただいております。

中でも、県や国が進めておりますパートヘルパー、これは民生委員さんと同じ数だけつくりなさいということで、昨年度から3年間かけてそういう充実を図っていきなさいという指示が来ております。一遍にやるということはなかなか大変でもありますし、昨年度は平牧と春里地区を設定して配置をいたしております。今年度は久々利、桜ヶ丘、姫、土田ということで4地区、それから来年度は残りの広見、今渡、帷子ということで、マンパワーを充実していきたいというふうに思っております。当然、これから高齢化が進みますと、そういう対象者もふえてきますので、年間常勤の方は一、二名ずつふやしていきたいというふうに思っております。パートヘルパーも同じく社会福祉協議会の任命する職員ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからショートステイ、デイ・サービスの問題でございますが、デイ・サービスの利用料金1,200円ですが、これを無料化できないかというお話でございました。実は、これは表に出ない金額が1万2,354円、1人の方をお預かりするのにかかるということでございます。1,200円は食事とか本当の入浴料とか、そういった実費的なものでございますので、これだけはぜひ続けてちょうだいをいたしていきたいというふうに思っております。

それからショートステイの利用でございますが、痴呆性の方が1日2,020円ということになっておりますが、これも国からの措置費を入れますと、市も当然ですが7,830円という金額になっております。それから寝たきりとか虚弱の方は、トータルで5,830円負担をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。これは所得には関係なく御負担をいただくということになっております。

それから福祉電話の方でございますが、いろんな制度がありまして、市で設置しておるのが5台、それから社会福祉協議会で設置しておるのが5台、それから個人でやっておられる方が6名ありまして、最近是非常に各家とも電話を使われる方が多くなりまして、自費設置をされる方が多くなっておるようでございます。これは独居老人の方が、あるいは老人世帯だけの方が多いようでございます。料金の方でございますが、2種類ありまして、ワイヤレスリモートスイッチという方式は月額400円だそうでございますけれども、NTTの方で半分にしていただいておりますし、それからリモートスイッチという方式は100円だそうですが、これを50円ということで使用料として徴収をしておられるようでございます。市としてまだ受け入れ態勢が十分でないものですから、これから特別養護老人ホームができ、24時間管理体制ができれば、そちらの方でやれるようになるんじゃないかというふうに思っています。

それから、入所利用者の待機者数はどのようになっているかというようなお話でございますけれども、特別養護老人ホーム、いわゆる寝たきりと痴呆性の方をお預かりする施設ですけれども、こちらの方の待機者は約20名ほどあります。

それからデイ・サービス、可児川苑でっておりますデイ・サービスの待機者が2名おられます。送り迎えの関係で、どうしても全員の方を今受け入れられないような状態でございますが、これは特別養護老人ホームができましたら、そちらでもやっていきたいというふうには思っていますので、その点はクリアできるかと思えます。

それから入所施設より利用施設の拡大をということでございますが、利用施設というのは多分通所施設のことではないかと思っておりますが、いずれにしましても、これも順次整備をしていきたいというふうには思っておりますので、よろしく願いしたいと思えます。

それから寝たきりになる前の施策とか、相談窓口の一本化というお話でございますけれども、可児市の中に高齢者サービス調整チームができておまして、その各部署から担当者も来ておりますし、またそこを所轄するトップの方もチームの中に入っておりますので、そことの連携をとりながら十分密度の濃い福祉サービスをしていくようにしていきたいと思えます。

で、寝たきりになる前の施策ですが、実は今のところ全くその方面には手が出せないわけです。ということは、一つは医師会とか、医療とか、保険とのタイアップの問題もありますし、それと理学療法士とか作業療法士、そういった方にやはり加わっていただかないと非常に危険な問題も出てくるということで、これからそういった面も考えて前向きに取り組んでいきたいというふうには思っておりますので、よろしく願いしたいと思えます。以上でございます。

〔7番議員 挙手〕

議長（奥田俊昭君） 7番 村上孝志君。

7番（村上孝志君） はい、いろいろとどうもありがとうございました。また昼食を挟んで本当に申しわけありませんでした。

まず集会所の関係、随分と本当に御努力いただいておりますありがとうございます。その中で街灯の関係、よくわかりましたけれども、主要道といいますか、それとか交通の関係で非常に危険な箇所などについては道路照明というようなことを考慮いただいているみたいでございまして、私の一番お願いしたかった点は、何度も繰り返すようでございますけれども、特に危険箇所と私どもで思っているわけなんです、通学路を一つ例にとってみましても、その地域の方々に負担しなければならない、かといって自分たちの子供はそこを通らない。だから、だれが面倒を見るんだというようなことで、ほかの地域の子供がその道を通るような箇所などの設置、維持ということが一番の問題じゃないかと思うわけです。ですから、そのような場合でも、とにかく地元の方々にお願いしても、何でやらないかんだという意見がございましてしょうし、反面、今度はほかのといいますか、わかりづらいものですから例えば例をとるといたしましょう。西可児駅から春里経由の清水ヶ丘団地というものを例にとったといたします。そのような場合に、例えば春里地内のある地点がまったく真っ暗だというような場合に、そこに照明灯をつけてくれと言っても、だれも立てる方、また維持する方も見えないわけですね。そのような箇所を、じゃあどうするんだ、そのまましておくのか、

ではやっぱりだめだと思うんです。そのような一つのエポックといいますか、どちらの方も面倒見切れないというような箇所、そういうのはやはり市、行政の方でやるべきじゃないのかなというふうに思うわけでございます。

それに、あと同じようなことでもございますけれども、やっぱり主要幹線、現時点においては通行量も少ないかもわからないんですけども、将来的にはたくさんの通行車両などもふえるだろうと。現実には、例えば団地の真ん中を通っているから、そこは団地の方にお任せしておけばいいということもあるかもわかりませんが、現実問題といたしまして道路照明というものは、先回も申し上げましたように蛍光灯のたぐいじゃなくて、道路上7メートルもあるような高いところについている水銀灯、ないしはナトリウム灯がほとんどじゃないのか。そのようなものを自治会の方で対処せよと言ってもなかなかできるものではないと思うんですね。そのような対処の仕方を現時点においても、例えば市道であるとか、主要道であるというようなことで、市の方でその分については管理していただいているわけですから、そのような管理体制があるのであれば、今申し上げましたようなその地域の照明灯などでも維持・管理してもらえないだろうかという強い希望でございます。照明灯の関係はそれぐらいにさせていただきます。

次に、公園内の遊具の更新の補助でございましてけれども、この中で今回答をいただきましたように、社会福祉協議会などが中心になってやられているようでございますけれども、実際の話、塗装とか注油といいますか、だれでも簡単にできそうできて、かといって自治会の役員さんの方々だけでできるものでもないと思うんですね。そのような簡単な仕事というようなものについては、やはりそれぞれの自治会で個々でやるのではなくって、例えば、シルバー人材センターの方々にお助けいただく方法だってあるのじゃないかと思うわけです。これはほかの、今お聞きしましたところ、可児市内の中で150カ所ほど公園があるということでございますし、こういうもの150カ所をそれぞれの、極端な話が150自治会が一つ一つのためにやるのではなくって、その150カ所をシルバー人材センターの中で、例えば1チームあれば年間でも十分対応できる数じゃないかなと私思います。そのような点も踏まえまして、例えばシルバー人材センターの方に一括移管するというような方法を考えられないだろうかということでございます。

次に老人福祉問題です。本当に、少し勉強してみましたところ、可児市の場合、非常に先を読んだ対策を講じていただいておりますので非常にうれしく思っております。今出ましたように、ホームヘルパーないしはデイ・サービス、ショートステイなど、いろいろと問題があるわけなんでございますけれども、その中で特にお願いしたいなといたしますのが、今、事務所長の方からもお答えいただきましたけれども、待機者全員を対象にという表現を使っておりますが、実際、例えば今まで病院に入っていたと。病院に入っていてもう退院させられたというのか、もうこれ以上は自分の自助努力で機能回復訓練をやってくださいというような場合に、一応退院させられるわけですね。ところが、それで今度自分でやるといってもなかなかできるものではないと思います。また、足を使えない、または自分で生活するについても

非常に不便だというようなことがあると思うんです。そのような方がやっとここまで回復してきた。で、今度もう帰れということのうちへ帰させられた。で、デイ・サービスかどっかにちょっと通いたんだけど、今、たまたま2名ほどということでございますけれども、枠内に入ってないから、ちょっと待っててくださいと。それが2ヵ月、3ヵ月になる。せっかくそこまで回復訓練してよくなってきたものが、その2ヵ月、3ヵ月の間にまた悪化するっていう可能性もあるかと思うんです。それが一番怖いことだと思うんですね。せっかくそこまで自分でリハビリを一生懸命やってきていながら、ちょっとの間それなりのアフターサービスがなかったというようなことで不幸になっていく。で、結局はもう何にも歩かなくなって寝たきりになってしまうんじゃないのかというふうに考えるわけでございます。

それに加えて、寝たきりになる前の施策をということで、医師会、また医療上、理学療法上いろんな難しい問題もあるかと思っておりますけれども、今よく言われておりますように、そういうサービスネットワークの強化と申しますか、そういうのも非常に難しい部分ではありますけれども、現時点から、今から考えていかなければならない重要なことだと思うわけです。急増急減じゃございません。もう目の前に見えております。ぜひ、今から強力に進めていただきたい事業だと考えております。

最後に、相談窓口の一本化ということでございますけれども、これも保健、福祉、医療の連帯強化とサービス提供の一体的体制をつくる必要があるんじゃないかということでございます。特に在宅で寝たきりになっている老人、また訪問看護婦や保健婦の訪問看護指導、ホームヘルパーによる身体介護や家事援助、さらには介護器具の貸与や生活保護受給のための手続など、多くの課題を抱えているのがそういう御家庭じゃないかと思うわけです。現在では民生委員の方々や、また行政窓口の方でいろいろとやっていただいているわけでございますけれども、行政窓口が一本でないというようなことで、もう面倒くさい、またもういいわというような一つのあきめらみたいなのがございまして、なかなかお願いに来ていないというのが実情じゃないかと思うわけです。そのような観点からも、一元的な体制確立を強く要望しておきたいと思っております。そのほかにいろいろと申し述べたいことはたくさんあるわけでございますけれども、一応福祉の関係はこれぐらいでやめさせていただきますが、先ほど3番目で市長の方から感想をいただきましたけれども、空から見た可児市の現状、そして今後の予測、抱負ということ。きれいになったなあとか、仕事はそんだけじゃないんじゃないかなあと思っておりますけれども、可児市といいまして、ある方にお聞きしましたら、上空から見たときには、可児、可児と言ってるけれども、ただ可児市だけで考えれる問題ではなくって、例えば美濃加茂市、また御嵩町が一体となった政策を考えていかなきゃならないと思われたということですし、また可児市の場合ですと、緑豊かで本当に、例えば食糧危機になっても十分自給できるなというような感想を抱いたというふうにお聞きしておりますけれども、私があえてここで行政執行部、または議員、並びに新任教師などというのを申し上げた理由は、今、可児市は、将来を占うといいですか、将来に向けて今やらなければならない都市基盤整備を含めていろんな重要な課題があるかと思うわけです。私の場合でも、ちょうど今議

員にさせていただいて1年になりますけれども、今やらなければならない何とか何とかというものは、あくまでも地上から見た平面思考でしかないわけですね。長い将来展望に立った、可児をいかにどのようにすべきだというものは、机上で、ただ写真を見てしか判断ができないのが実情です。そんなことを踏まえまして、ここに26名の議員が今いるわけなんですけれども、それぞれ議員が空から、例えばこの可児市全体を見回したときに、何がおくれている、また何々、どこはどうすべきじゃないのか、道路の基盤整備といっても一本化につながっていない、またこの地域はまだほかの面で開発すべきじゃないのかというようなことを個々に感じ取るんじゃないかと思うわけです。これは、当然議員だけじゃなくて執行部でも同じじゃないかと思います。ましてや新任教師、私たちがいつも言うておりますように、かわいい我が子をこの可児市の中で住ませ、また将来も住んでもらいたい、住ませるような地域づくりをやっていかなきゃならないってことを申しておりますけれども、それを一番教えてくれる身近な先生というのがやはり教師じゃないかと思うわけです。初めて、この可児市というものはどういうところだろうというような不安感を持ち、また期待を持って赴任してみえるのが新任の教師じゃないかと思うわけです。ですから、そのような地域を空の上から眺めた現状、並びに将来展望というようなものを子供に教えてやれる、やる立場にある、そういう先生方をぜひ……。金はかかります。金はかかりますけれども、ほかの地域へ行政視察などに行くよりは、こうしてまず自分自身のまちというものを足元からではなくて、空の上から見回すというのも非常に重要なことじゃないかと思います。ちなみに坂祝町ですか、あそこなどは成人の日に、成人になった新成人を空からの遊覧飛行というのを企画しているみたいです。そのような点もぜひ御勘案いただきたいと思います。

以上です。2次質問を終わります。

議長（奥田俊昭君） 建設部長 井藤實義君。

建設部長（井藤實義君） ただいまの御質問でございますけれども、例えば通学路等で受益者がいないというか、通過的な通学路あたりに街路灯の設置ができないかということと、団地内の道路の中で、幹線道路的なものと、それから一般の主要道路に設置されている街路灯と、それから地域間を結ぶ道路のようなものの街路灯の維持・管理を市の方で対応できないかというのが趣旨じゃないかと思うわけでございますけれども、この問題につきましては、相当の数もございますし、それと、先ほどお話しにもございましたような、確たる制度的なものも持ってありませんもんですから、他市の設置状況、並びに維持・管理状況等も今後検討させていただきますまして、一つの目安にさせていただきたいと思うわけでございます。

それから公園の中で、できればシルバー人材センター等を利用して有効に維持・管理をされたらどうかというお話でございますけれども、現在、公園につきましては、シルバーセンターにお願いできる範囲というのと、例えば草刈りというようなものは、現在お願いしておるわけでございます。これは公園ばかりじゃなくして、道路の維持・管理の面もことしからお願いしておるわけでございますけれども、まだ何といたしましても、センターの方も設立されまして、まだあまり組織的にもそういう事務的なことも不慣れな点がございまして、なか

なか一括的にお願いするということはちょっと、今の段階では私ども事務局でやらんならんとおもうわけでございますけれども、センターの方でやっていただけるものは、今後とも前向きに取り入れていきたいと考えておりますから、よろしく願いいたします。

議長（奥田俊昭君） 福祉事務所長 鈴木益廣君。

福祉事務所長（鈴木益廣君） 病院から家へ帰る、その間に何かいい方策はないかという御質問だと思いますが、これは老人保健施設といひまして、中間施設と略称で言っておるわけですが、これはリハビリを兼ねて、1年まではこの施設でお預かりするという施設でございますが、これは担当からいひますと民生部の方でございますが、一応、最近東濃病院でそれをつくったらどうかというようなお話もあるようでございます。そういったものを整備していただきながら、できるだけ健康で幸せな生活を送っていただきたいというふうにおもういます。

それから窓口の一本化の問題でございますが、これは制度でございまして、いわゆるいろんな制度があります。これを一本化するということは非常に難しい問題があるかと思ひますが、先ほど申し上げました高齢者サービス調整チームの中で連携を深めていくということで御理解をいただきたいと思ひますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（奥田俊昭君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 空から見るといひことは確かにいい面もございまして、実際は、きめ細かく見るには、やはり空から見ただけでは十分ではございませぬので、我々は地上からでもいいまちになるように努力をしていきたいというふうにおもういますが、そうした意見もあることを十分踏まえて、一遍研究をさせていただきたいと、かように思ひます。

議長（奥田俊昭君） 7番議員、よろしいですか。

7番（村上孝志君） はい、御親切な回答をいただきましてありがとうございました。特に道路照明の関係につきましては、本当に全面的に前向きな検討をしていただきたいと思ひます。

また、今、お願いしたいことは、相談窓口の一本化、並びに寝たきりになる前の施策などでございまして、一般市民といたしまして、高齢者サービス調整チームというのができたということでございまして、そのようなチームといたしまして、大体老人福祉について、この番号を回せば何とか解決できるよというような窓口が、市民の皆さんにPRできることを一日も早くお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（奥田俊昭君） 以上で7番議員 村上孝志君の質問を終わります。

21番議員 松本喜代子君。

21番（松本喜代子君） 21番 松本でございます。3点にわたりまして質問をいたします。よろしく願いいたします。

第1点ですが、夏休みのプール利用についてでございます。市内の小中学校のプールの利用が、ことしの夏休み期間中は土曜日も休みとなりました。これは、教師の4週6体制の実

施のためということでお聞きしております。各小中学校下に公営プールはないわけですから、学校のプールは児童・生徒が最大限利用できる条件を整備することが求められていると思うわけです。そのためには、各小中学校に水泳指導員を、この夏休み期間中だけでも配置をすることだというふうに思うわけでございます。夏休み中の子供たちにプールの利用日数をふやし、教師の休みを保障するために必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

第2点です。子供たちによい遊びの環境をという点でございますが、名鉄ストア今渡店がゲームセンターに変わるらしいという話が市民の間に広がりました。ゲームセンターから受けるイメージは、まず子供たちにとってよくないたまり場であるとか、未成年者のたばこの喫煙だとか、夜間の営業というようなことが浮かぶわけでございます。子供を育て上げた人からも、つくってほしくないねという声をお聞きしております。名鉄ストアは、場所柄、蘇南中学校生はもちろん、可茂地域の高校生が行き交う場所でございます。PTA、子ども会、青少年健全育成協議会、また地域の人たちが心配されるのは当然であると思います。児童福祉法の第2条には、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」とあります。この精神を大切にする立場から、名鉄ストア改店の計画の調査と、地域住民に喜ばれる内容の改店となるよう、行政からの申し入れはできないでしょうか。

3点目でございますが、ふるさと川整備事業についてでございます。この事業は、昭和62年、ふるさと川モデル河川の指定を受け、完成までの期間は、昭和63年から平成6年というふうに聞いております。今広の市民の中から、現在、今のこの時期に事業の全容がかなり見えてもよいはずなのに何の具体的な話もない、どうなっているのか。家の移転の人、また営業関係の人、それぞれ計画が立てられなくて困っている。なかなか具体的ににならないなら、この計画は中止してもらってもよいと、そういう強い声があるわけでございます。この声にどのようにこたえられるのか、お尋ねいたします。

また、可児駅周辺整備は、以前には説明会が開かれまして、土地区画整理の手法で行うということでした。このことにつきまして、市民の間には区画整理について反対という、まだ強い声もあります。ふるさと川整備事業との関連で、まちづくりをどのように進められるつもりでしょうか。

以上、3点についての質問を終わります。

議長（奥田俊昭君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 松本議員のふるさと川整備事業についてお答えをいたします。

この事業は、昭和62年、ふるさと川モデル河川の指定を受け、昭和63年度から事業化されていることは御存じのとおりでございます。昭和63年度から中恵土地区、下恵土宮瀬地区の用地買収を進め、一部工事にも着手しております。今年度から広見地区の立ち会い、丈量を進め、今月11日に単価発表を行ったところでございます。今後は、用地、あるいは補償等、具体的に交渉を進めてまいります。それは、今広地区につきましては、昭和63年6月、平成元年1月に説明会を開催して以来、話を進めておりません。今広地区においては、ふるさと

川の整備に伴う広見橋、螢橋のかけかえが必要となってくること、都市計画道路可児駅前線の整備、公共下水道の広見幹線の計画など、各種の事業計画が重複していることから、単にふるさと川だけの事業を進めるのではなく、総合的な調整が必要であるからでございます。

現在、ふるさと川改修による堤防高、あるいは道路高の変化等、諸条件の検討をいたしておりますが、その概要がまとまった時点で、今広自治会、あるいは地元で組織されております可児駅周辺整備研究会の皆さんと御協議させていただき、早い機会に具体的な話ができるようにいたしたいと存じます。

第2点目の駅前、駅周辺整備関係につきましても、駅前線、駅前広場等、総合的に整備していかなければならない事業が多くございますが、これらも地元の皆さんの御理解を承りませんと実現できないことばかりですから、どちらにいたしましても、まちづくりは行政だけでできるものではありませんので、地元の皆さんのお知恵をお借りしながら駅周辺地域の将来像を描き、住民参加のまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（奥田俊昭君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） 松本議員の夏休みのプール利用についてお答えを申し上げます。

夏休みにおける小中学校のプールの利用につきましては、児童・生徒の泳力を育て、健康な体づくりを図るために、教育的な配慮をもって学校の管理のもとに開設し、指導に当たっているものであります。したがって、現在は、各小中学校のプール利用については、学校の管理のもとに、教員が当番制によってその指導に当たっておるわけでございます。

ところで議員も御承知のように、本年8月から県職員の週休2日制が実施されましたわけでございまして、教職員も県教育委員会の所属の職員ということで、それに準じて実施することになるわけでございますが、学校教育の特質がございまして、通常の土曜日は休まないで、夏休み等長期休業時にまとめて休むように、特例によって定められておるわけでございます。そのために、ちなみに申しますと、本年の夏休みにつきましては、まとめ取りの分が17.5日分あるわけでございます。そのようなことから、職員の勤務の割り振りが非常に困難になってきておるといこともありまして、土曜日の開設をしないことにしたわけでございます。

お尋ねの件でございますが、昨年度までの利用の状況等から見まして、月曜日から金曜日までの開設を充実していくことによって対応できるものというふうに考えておるわけでございます。なお、指導員の配置につきましては、現在のところ、管理基準でありますとか、管理責任の問題等、検討すべき課題がありますので困難であると考えております。御理解をちょうだいしたいと思います。

それから、第2点の子供たちによい遊びの環境をの御質問にお答えをするわけでございますが、御質問の名鉄パレの改造につきましては、企画調整課が、8月10日に建物用途変更についての説明を求めたのでありますが、そのときは企画会社のディレクターによるコンセプトの説明がなされたとのこととあります。まだ詳細な計画については作成中ということで、

その全貌がわかった段階ではありませんが、その段階で法的規制等にかかわる問題等は特に認められなかったということでもあります。ゲームセンターの設置について地域で問題となり、8月初旬に蘇南中校下のPTAの役員会が持たれまして、校下各団体に働きかけることを決められたようでございまして、その後、8月19日に蘇南中校下の各PTAの役員さん、それから青少年育成市民会関係、あるいは子ども会、自治連絡協議会、あるいは婦人会等の役員の皆さんがお寄りになって会議が開催されまして、9月1日に蘇南中学校のPTA会長が中心になりまして、フジレジャー株式会社に対して要望書を出されたと伺っております。これに対しまして、会社側が9月18日に説明会を開くというふうに回答があったようでございます。

市といたしましては、関係機関と調整を図りながら、また諸団体との連携をとりながら対策を講ずる所存でございます。とりわけ青少年の健全育成の立場からは、問題になるような内容でありますれば、改善すべき点については強く申し入れてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔21番議員 挙手〕

議長（奥田俊昭君） はい、21番 松本喜代子君。

21番（松本喜代子君） 21番 松本です。

ふるさと川の整備事業の問題についてですが、総合的な調整が必要という、その難しさはよくわかるわけでございますが、地元の今広地区の住民からいたしましたならば、以前できていた協議会から研究会に変わりました、それから今7年目ぐらいであろうかと思えます。3人目の方が今この研究会の責任者をやっておられて、1人が3年ずつだというふうに聞きました、そうしますと今7年目かなと思えますが、そういう長い期間、市は大変大きな事業なので、とても調整に時間がかかるというふうに言っておられますけれども、その地区に住んでいる人から見れば、5年6年という期間は大変長い期間で、家を建てかえようとか、商売の方向を変えようとか、そういう方たちにとっては、この期間は大変長いものだと思います。で、早い機会にというふうに言われたんですが、今広地区の人たちの中には、それはいろいろ意見があるわけですが、やはり動きを見せてほしいという要望が強いわけです。で、その早い機会にというのは、この平成4年度にということでしょうか、まだ来年度にということでしょうか。その辺を具体的に答弁をしていただきたいと思えます。

それから夏休みのプール利用についてですが、先生方は、週休2日制でお休みしていただきたいと思えます。でも子供たちは、特に長い夏休みの期間、水遊びというふうに私はとらえたいと思えますが、とくに小学校ですが、水遊びというその機会を、小学校のプールを利用して遊ばせてあげたいということから言いますと、この土曜日をぜひ、夏休み中ということになります、土曜日でもプールが利用できるようにしてほしいというふうに思います。それは、今の子供たちが戸外に出て体を動かして遊ぶ、そういう遊びというものが大変少なくなっているということは、もう私たちの共通の認識であるというふうに思いますが、そういうことであればあるほど、夏休み中は、小学生が自分で出かけていける小学校のプールとい

うのは、たくさん利用してもらった方がいいと思うわけです。今はいろいろ状況が変わりまして、中には暑いから行かないとか、プール遊びのやり方がおもしろくないとか、いろいろな声を聞くわけですが、それはさておきまして、利用する日数というものをぜひふやしていただく。これは学校開放になるかと思いますが、そういう方向で、まだ1年ありますので、ぜひ検討の課題としていただきたいというふうに思いますが、困難であるというお答えですので、来年に向けて困難であるからやらないということでしょうか、検討はするという事でしょうか、その辺をお尋ねします。

それから、子供たちにより遊びの環境をとということですが、これはゲームセンターが来るということで、大変、PTAを初め、青少年健全育成、子ども会協議会、また自治会連合会、婦人会、そういうところの方たちが、今度9月18日に説明会があって、それを聞くというような方向になってきているというふうには私もお聞きしております。ちょうど可茂ジャーナルさんがまとめたものを出されるようでございますが、それを私きょう昼に見せていただいたんですが、これでいきますと、何か大変明るい感じの内容になっております。ところが、地域の方々たちは大変な心配をしておられる。そのところに随分差があるというふうに思っています。

市長さんにお尋ねしたいんですが、これは子供たちにより遊びの環境をとということで取り上げたんですが、今渡の玄関である今渡駅ビルになるわけですが、そこに地域の人たちが心配するような内容のものが来るかもしれないということがあるわけですので、それは今渡の地域全体の生活環境ということからとらえまして、例えば工業団地に公害のない企業を誘致するというようなことをやってきたわけですけれども、今渡地区の玄関である今渡駅ビルに、特に地域の人たちが、これならまあ来てほしいなあという内容の、安心して来てもらえるという内容のものができるように、やはり教育委員会も、また市長さんの方からも申し入れてといたしますか、そのような申し入れをしていただきたいというふうに思うわけですが、この点はどのようでしょうか、お尋ねします。

議長（奥田俊昭君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 最初に、ふるさと川の問題についてお答えをいたします。

駅前整備につきましては、大変おくれておることは事実でございますし、またいろんな条件が加わってきたということもございます。それだけに、今、都市計画街路の橋をかけますと非常に高くなると。そうすると、今広地域が鍋底のような形になるというようなこともございましたので、今、その問題について鋭意再検討をして、検討を加えておるところでございます。今年度じゅうには大体それをまとめたというふうに作業を進めておるところでございますので、まとめ次第、また地元にお話し申し上げて、また御相談申し上げたいというふうに考えております。

それから今渡駅の問題につきましては、確かに地域のためになる施設ならばいいけれども、地域に害を及ぼすようなものではないように、私もお願いしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（奥田俊昭君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） まず、夏休みのプール開設の日数をふやせと、そういう御意見でございますが、御意見としてお聞きする上で、今年度は間に合いませんので、来年度以降についての日数の確保についてどのようにしていくか、あるいはまたプールの有効活用という立場からも、今後の検討課題にはしてまいりたいと思っております。なお、ちなみに先ほど申しました、ウィークデーでかなりの日数の充実ができるのではないかと申しましたが、これまでの実施の状況から見ますと、平均二十二、三日の開設でありますので、土曜日を含めなくても、もう少しの日数の増加はできるというふうに考えております。ただ、先ほども御意見がございましたように、お盆前後を中心としまして、私も現場にありましたときも経験がございましたが、プールを開いておりまして、参加する児童・生徒は非常に少なくなるという時期もありますので、ウィークデーの中でもそういう時期は、今年度もそうでございますが、開設しない日数が多くなっておることがあるかと思っております。

先ほどお話しにございました水遊びということでございますが、本来の目的から申しますと、子供たちの泳力指導、特に通常の体育の時間の中では指導し切れない部分をそういう場で指導していくという面もあります。例えば、統計等によりますと、子供の泳力につきましては、小学校期において85%程度が身につく、それ以降はほとんど泳げるようにはならないというような統計もあるわけございまして、小学校ではできるだけ児童がみんな泳げるようにしていかなきゃならないというふうには思っておるわけでございます。そういうために開設する学校のプールでありますので、一般のレジャープールと同じような扱いはできんかと思っております。今後、将来に向けてどんな利用の仕方、あるいは管理・運営の仕方、先ほど申しました管理基準でありますとか、その他の問題についても検討を加えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔21番議員 挙手〕

議長（奥田俊昭君） 21番 松本喜代子君。

21番（松本喜代子君） まちづくりの関係ですが、地元の研究会というものがずうっと続けられて、役員さんだけは決まっておりますので、私は市民のつくられた研究会を認許して、今年度じゅうにということですのでなんですが、もっと細かく、その研究会の役員さんだけにでも、新しい係もできましたので、理解をしていただくような、お互いの相互理解が図れるような、そういう機会をもっとたくさん持っていただきたいと思うわけです。それは、計画の段階からそういう交流を持ってもいいんじゃないかというふうに思いますので、この点ぜひ強めていただきますようお願いをいたします。

それからプールの件ですが、お盆の休み中の利用が少ないというふうに言われるわけですが、お盆休みでどこかへ遊びに行く子供たちはそれはそれでいいと思うんですが、全部が全部出かけるわけではありません。利用が少ないといいましても、うちにいる子供たちは学校のプールを使うわけですので、そういう点で、プールの利用の計画というものは、やはりもっと細かく見ていただきたいといいますが、一人ひとりの子供に合わせて見ていただきたい

というふうに思います。学校のクラスを持ってみえる先生の中には、プールの開設した日数全部来た子があってねえというふうにお聞きもしておりますので、お盆休みだからといってプールへ行くのをやめる子ばかりではありませんので、こういう点もぜひ考慮に入れていただきたいというふうに思います。

それから、体育の中で指導できない水泳の指導を夏休みのプールで行うということなんですが、それであれば本当に、もっと指導員をふやして、楽しく水泳ができるように、そういう指導を強めていただきたいというふうに思います。といいますのは、泳げる子は泳げるけど、泳げない子はいつまでたっても泳げないわねという声も聞きますので、やはり水泳指導員の方は学校の先生だけでなく、ふやしていただきたいというふうに要望をいたします。議長（奥田俊昭君） 21番、要望でよろしいですか。

〔「はい」と21番議員の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 以上で21番議員 松本喜代子君の質問を終わります。

16番議員 大江金男君。

16番（大江金男君） 議長から発言の許可を得ましたので、通告に基づきまして質問をいたします。

まず第1点でございますが、普通交付税不交付団体になったことにつきまして、これは午前中の渡辺佳彦議員と同様の質問でございます。さらに渡辺議員の方からは、市民の感覚からは富裕自治体というふうに見られるようになったことが実感できないという御意見がございました。これにつきまして全く同感であります。ちょっと午前中の質問の中で、答弁が、私が意としておる答弁と若干違っておりましたので、あえて同じ質問でございますがさせていただきます。

従来から、国の本来の負担金・補助金のカットに対して、私が質問をしたり、あるいは意見を述べてまいりましたところ、市長は交付税で算入されるので影響はないというふうに答弁をされてきております。普通交付税が不交付となっても影響はないと言えるのかどうか。

また、今回議案として条例改正が予定されている地域福祉基金についても、交付税算入されることになっておりますけれども、不交付団体であれば、一般会計から基金として繰り出して積み立てをしなければならない。少ない財政の中から金を寝かせることになるわけです。大垣市と並んで不交付団体になったわけですが、大垣市と比べてみましても、可児市は基準財政需要額と収入差が1億4,000万円と、非常に大きいわけです。可児市の場合は、下水道、あるいは道路整備など、基礎的な都市基盤整備が他市に比べて大きく立ちおくれしている中にありまして、不交付団体になったことについて、新聞報道の額面どおり昇格になったとか、あるいは名誉なことと考えるのかどうか、この辺について市長の見解をお伺いしたいというふうに思います。

さて、二つ目でございます。特別養護老人ホームの問題であります。

きのうは敬老の日ということで、きのうだけじゃありませんが、ここ数日マスコミ等で特別養護老人ホームの問題、さらには在宅福祉を初めとした高齢者老人問題が特集として取り

組まれております。寝たきり老人を出さない施策を実行しておられる自治体だとか、あるいは自治体が本当に高齢者を助けてくれるのかどうかというふうな問いかけなどもなされておりました。私もそのテレビを見まして非常に参考になり、テレビの前でじっと各自治体の取り組み状況などを見させていただきまして、非常に参考になりました。江戸川区などでは、お年寄りの住宅改造、これについては全額区で負担をすとか、いろいろな施策が本当に出されておりました。まさに自治体挙げて高齢者対策に取り組んでおるなということ強く感じたわけでありまして。

さて、特別養護老人ホームの問題であります。土地を取得してから約4年が経過しております。先月、隣接地主や自治会の開発同意も得られまして、保安林の解除のための申請がなされたと聞いております。一方、運営につきましては、市長は社会福祉法人に運営を委託すると、過去の質問の答弁でなされておりますけれども、どこの社会福祉法人に委託することになったのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。さらに特別養護老人ホームの今後の建設手順を明らかにされたい。

老人問題は、実は私は団塊の世代でありまして、ここ数年前から最年少議員ではありますけれども、非常に私事のように感じて質問をする次第です。高齢の議員もお見えになる中で、大変遠慮されておられるのではないかとこのように思いますので、あえて質問をさせていただきます。

三つ目ですが、身体障害者の通所施設をということでお尋ねをいたします。

これも、かつて身障者の問題については、いろんな角度から取り上げさせていただいております。きょうは、身体障害者の更生施設「可茂学園」が今年の4月に開園されました。障害児の親の皆さんから大変喜ばれておるわけでございます。さらに通所できる施設が欲しいという声もたくさん寄せられています。可茂学園の方にもそうした声が大変多く寄せられておるそうですし、私のところにも寄せられております。したがって、可茂学園に通所施設の計画を尋ねてみましたが、可茂学園側では、今、作業棟をつくろうと計画をしておるそうです。しかし、資金的にかなり厳しいと。通所施設についての要望もたくさん親の方から寄せられておりますけれども、資金面、人的な面、どちらから見ましても、当面は要望にこたえられる状況ではないと、こういうふうな返答でございました。こうして見ますと、一施設にお任せするというわけにはいかんだろうと。当然、行政としてその対応をしなければならぬという問題であると考えます。授産施設を含めまして、通所できる施設に対する市当局の見解をお伺いしたいというふうに思います。

それから四つ目でございます。中学校にコンピューターが導入されました。その問題についてお尋ねをしたいと思っております。

市内全部の中学校にコンピューターが導入されましたけれども、その活用状況だとかソフトの充実状況についてお尋ねをいたしたいと思っております。私が耳にいたしましたある中学校では、今年のPTA特別会計、つまり廃品回収による財源であります。そこから70万円ほどコンピューターソフトの購入に充てられたと聞いております。こうして見ますと、市の財政

措置が、コンピューターを導入したけれども、ハードだけであってソフトの方まで回っていないのかどうか、お尋ねをしたい。

さらにその中学校では、2年生までは男女生徒ともコンピューターに関する授業がカリキュラムの中に組み込まれておりましたけれども、3年生になりますと、女子は家庭科の授業に変わって、男子生徒だけがコンピューター授業を受けることになるというように伺いました。各学校の現状とコンピューター授業の本来の目的、そして、いいあり方をお伺いしたいというふうに思います。

五つ目です。午前中、帷子の自治会の役員の方々方が傍聴されておられました。自治会役員の労力の軽減をということで、本来ぜひ聞いてほしかったなあというふうに思いますけれども、自治会長さん初め、自治会役員の労力が非常に大きくなってきているように感ずるわけであります。例えば、市、あるいは警察、その他各種団体からの配布物の仕分け、そして配布。回覧板の手配に始まって、日赤の社費、各種の募金、いろんな会費の徴収、各種公民館活動などの広報から、人集めやその手配、自治連合会や各種団体との連携調整、自治会独自の活動以外にも非常に数え上げたら切りがないほどたくさんございます。ある自治会長さんの中には、有給休暇だけで消化し切れないということで、ことしはどれだけ欠勤になったという話が公然と聞かれるようであります。自治会独自の各種の活動につきましては、それは自治会の自主的な活動でありますので、ここで触れるわけではございません。行政サイドからのものにつきましては、極力自治会役員の方々の負担や労力を軽減されるような方策はないものかどうか、お考えをお聞きしたいというふうに思います。

最後の質問ですが、みたけエアポート計画についてお尋ねをいたします。

これは昭和63年の12月議会で、日本共産党市議団の松本喜代子さんが過去に質問をしております。63年12月です。御嵩町の可児市境、久々利の境にアルペン等が中心になりましてみたけエアポート、軽飛行機・ヘリコプターのための飛行場ができるという問題であります。その当時の議事録を振り返ってみますと、これは当時の渡辺助役でございますが、御嵩のエアポートについては、新聞にいろいろ出ましたので、うわさ程度で聞いておったと。御嵩町に早速この経緯について尋ねたところ、62年の1月16日に、御嵩町に対してアルペン株式会社というところが、工場とあわせて飛行場計画を提出したと。62年の10月8日に、工場と飛行場を分離した計画に変更をしてきたようでございますというふうに。さらに6月30日に、読売新聞が「コンピューター専用空港、中部圏御嵩町に来年開設、地域の活性化に威力」というような見出しで新聞に出ました。さらに63年の9月30日に、今度の飛行場の計画を大幅に変更して、アルペン独自ではなしに、アルペンを含んだ8社で運営、建設をしたいということの変更計画が出されたということで、こういうふうな経過説明の後、市長あてに御嵩の町長から、飛行場計画の協力についての文書が参ったというふうに答弁されております。それで、当時の答弁では、内容はまだまだ我々の方も検討中であるということで、ただ御嵩町は前向きに検討しており、いずれは可児市の方にも御協力を願わなならんで頼むという文書が来ただけでございますというふうな答弁でありました。その当時、やはり地元の意見を尊

重して今後対処するという答弁で締めくくられております。

私はこの問題について、下火になっておるといのか、立ち消えになったのかなと思っておりましたら、御嵩町の住民、あるいは議員さんの方から、おい、あれはまだ続いておると。そろそろまた機首がもたげられたぞというふうな意見がございました。先般、該当する御嵩町まで行ったわけではありませんが、可児市民の久々利の皆さんから、いろんな角度から皆さんの声を聴取してまいりました。そうしましたら、特に久々利の原見、我田、大萱地区の皆さん方は、騒音などを中心に、環境破壊を含めて心配の声が非常に強いということで、久々利の自治会を挙げて陳情書が出されたようであります。これは御嵩町と、それからアルペン、さらには県事務所、そして可児市にも届いておるようでございます。特にみたけエアポート建設計画に反対する陳情書ということでございます。こうした住民の皆さんの心配する声がありますし、また隣接する地元自治会では、こうした反対する陳情書も出されて、その反対の意思を明確にされておられるわけですが、市当局のこのみたけエアポート計画、そのものに対する見解をお伺いしたいというふうに思います。

以上、明快な御答弁をお願いいたします。

議長（奥田俊昭君） ここでお疲れもあるようでございますので、10分間休憩いたします。

休憩 午後2時32分

---

再開 午後2時42分

議長（奥田俊昭君） 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 大江議員の質問にお答えをいたします。

最初、交付税の問題でございます。午前中の渡辺議員の質問にもお答えいたしましたように、不交付団体になって富裕団体だというような感じはないわけでございます。これは、確かに基準財政需要額より収入額が多いということで不交付団体になったわけございまして、全国で3,650市あるわけでありましたが、不交付団体は91市でございます。ただ、可児市のように、かつかつで不交付団体になったとこと、例えば財政力指数が1.5以上、そうしたのが富裕団体だろうと思うわけですが、現在では1.5以上というのは豊田、鎌倉、袖ヶ浦、成田、刈谷、碧南、浦安、東海の各市が財政力指数が1.5以上と、こういうところが富裕団体ではないかと思うわけでございます。確かに不交付団体は、昇格ということではないと思うわけでございます。昇格という言い方は適当でないというふうに思うわけでございます。ただ、交付税の構成する基準財政需要額については、午前中にもお答えいたしましたように、必ずしもその地方公共団体の姿と一致するものではないわけございまして、これは全国一律の基準で算定するために標準的な事務事業遂行経費のみが導入されておるということでございます。当市もその基準財政需要額が前年度に対して10.5%増ということでございますので、大体この人口増に見合った伸びであろうというふうに思うわけでございますが、ただ基準財政収入額が14.2%の増ということで、この収入額が伸びたために不交付になったということ

であろうかと思えます。ただ、確かに不交付になるということは、基準財政収入額、税収というのは100%見るわけではございません。基準財政収入額は75%を見るわけでございますので、25%は余裕があるということが言えようかと思うわけでございます。ただ、先ほど御質問ございましたように、そうしたことによって、例えば、財政対策債と元利償還金については、交付税で補てんされるというのは、もちろんそれは基準財政需要額には算入されます。算入されますけれども、それで交付税で補てんされたとは言えない、税収が多いからそこで補てんされるということになるかと思うわけでございます。

ただ、先ほどの地域福祉基金の積み立てというのは、これは確かに今度の交付税の需要額の中に土地開発基金費と地域福祉基金、それから財源対策費の償還費というものが基準財政需要額の中に見込まれております。可児市はそれが約6億8,000万円、需要額があるわけでございます。だから、これはやっぱりそういうことがあって、さらに収入があったということでございますけれども、ただこれが恒常的に不交付になるかどうかということになりますと、確かに臨時的な収入があるということがあり、内容をよく検討いたしますと、市民税の中で譲渡所得というのが非常に大きな伸びを示しておりました。来年度は、これはかなり減るだろうということを考えます。そうしますと、今の計算方法でいきますと、交付団体になるのではなからうかということをおもうわけでございます。今、可児市でほかの団体と比べまして多いのが、それと、それから固定資産税の償却資産が非常に大きなウエートを占めております。これは新しい工場が多いということが言えると思うわけでございます。それからゴルフ場の利用税交付金、これは群を抜いて多いわけでございますが、こうしたものによって収入額が多いということが言えると思うわけでございます。

今まで過去においても、平成2年度に、当初算定では不交付になって、再算定で交付団体になったという経緯がございます。ことしの再算定でじゃあ不交付になるかということ、ちょっとそれは難しいんではなからうかというふうに考えております。来年度はそうした臨時的な収入が減りますので、あるいは交付団体になるかと思えますけれども、交付税の総額というものが、国税3税の32%が交付税の総額でございますけれども、これは所得税、法人税、酒税というものでございますが、法人税が新聞で見ますと随分落ち込んでおりますので、そうしたことを考えますと、交付税の総額というのが来年度は減るんじゃないかという心配をいたしておるところでございます。そうすると、やっぱり不交付にならない場合もあろうかと、交付団体になるということも考えられるわけでございます。

そうしたことで考えますと、必ずしも富裕団体ということにはならないのではなからうかと。確かに可児市は人口増によっていろんな施設、都市計画、都市施設等もやらなければならない事業が非常に多いわけでございますので、そうした点で、これは基準的な財政需要額ということでございますので、そうした臨時的なものについて、かなり厳しい財政状態ではなからうかというふうには私どもは考えておるわけでございます。

次に、特養ホームの建設見通しでございます。人口の高齢化に伴いまして、先ほどもお話しございましたように、老人問題というのは大切でございますし、特に入所希望者、現在、

特別養護老人ホームへの入所者は32人でございます。その施設の定員に余裕がないために、待機者というのが現在20人あるわけでございます。一日も早くそうした方を収容できるような特養ホームをつくりたいということで、議員にも大変御尽力賜りまして、清水ヶ丘の隣の土地につくるということで土地も買ったわけでございます。しかし、保安林の解除という問題で、事前審査に手間取りまして、ようやく事前審査が終わりまして、現在、本申請をした段階でございます。大体今年度じゅうぐらいには許可が出るだろうというふうに考えております。そうしますと、平成5年度に造成工事をしたいと。そして、平成6年度には建設して、平成7年4月には開所できるように持っていきたい。当初の予定よりも約1年おくれたわけでございますが、これは保安林解除の問題が非常に難しかったという面がございます。

それから、施設の委託法人の問題でございますけれども、昨年9月の定例会一般質問でお答えしましたように、議会、民生委員、老人、建設予定地区住民等、市民の代表者からなる検討委員会に諮問いたしまして、慎重な審議の上、答申をいただいたところでございますが、その答申では、日常の事業活動を通じて、地域住民とのつながりの深い可児農業協同組合が中心となる新設予定法人に委託してはという一致した強い意向を示され、しかも医師会や社会福祉協議会等の地元関係者の支援が見込まれ、新設予定法人に施設建設及び運営をお願いすることにいたしました次第でございます。農協も既にことしの総代会で議決しておりますし、農協法の改正で、農協もそうした老人福祉事業をやれるということになったようでございますので、農協をお願いしてやっていきたいというふうに考えております。

開設予定は、先ほど申しましたような状況で進めてまいりたいというふうに考えております。

次に精薄者の通所施設についてでございますが、可茂学園は精神薄弱者更生施設でございまして、吉田園長が設立登記されて以来8年の歳月をかけて、ようやく一昨年4月にオープンされたことは御承知のとおりでございます。可児市から用地の提供を受けるまでは、土地確保のため大変な御苦労があったと伺っておるわけでございます。議員皆様方の温かい御理解、御承認がなければ、もしかすると可茂学園もここまでできなかったのではないかと存じておるわけでございます。現在は、定員いっぱいの50の方が手厚い保護のもとに福祉の恩恵を受けておられるわけでございます。

そこで、議員お尋ねの通所施設をどう考えているかということですが、私自身は、通所施設も入所施設と同様大切な施設であると認識いたしておるところでございます。議員御指摘のように、可茂学園では、作業棟、重度棟、精薄老人棟の整備を順次考えておられますが、率直なところ、通所施設には手が回らないようでございます。そもそも市有地を法人に提供したいのは、入所施設だけでなく、通所施設を含めて民活で整備していただくことを期待しておったところでございます。幸い、可茂学園と同じ施設の多治見市の陶技学園では、現在、建物の全面改築を進めておられますが、この改築に対し可児市からも相応の補助金を差し上げておりまして、通所施設も来年4月にオープンされることになっております。地理的にも、可児市からも大変近い距離にあるところから、既に5名ほどの通所希望者を受け入れていた

だくことになっております。可茂学園が、将来、通所施設、精薄老人棟などを整備できるように、用地として市有地2万5,000平米を別に貸与して、施設整備を申請いたしておるところでございますので、御理解を賜りたいと、かように思うわけでございます。

議長（奥田俊昭君） 助役 瀨瀬義昭君。

助役（瀨瀬義昭君） みたけエアポート計画についてのお答えをいたします。

本件については、過去の経緯は議員よく御存じでございますので省略をさせていただきますが、久々利住民から騒音など心配の声を聞いていると。隣接市の市長として、そうした住民の声にどう対応するのかと。この点につきましては、現時点では、事業者に地元側と十分協議をなさないと。あくまでも地元関係地域の了解なくしては市としての対応は一切あり得ないと、今私どもとしてはこういう立場をとっております。同時に、先ほどお話のありました6月の3日に反対要望、陳情がございましたので、業者に、先ほどの話ではありませんけれども、もうこれは立ち消えになりかけたんじゃないかなというくらい間合いがございましたので、動きが一向に聞こえなかったものですから、どうなっておるのかということで担当部門で話を聞いたところ、その報告結果では、私どもとしてはあきらめておりませんと。地域住民の方々に対しては説明不足の点もあったと。その後、いろいろかなり調整もしております。そして、同時に関係地域に対しては公聴会等も開きたいと、このようなことを申しおるわけでございます。私もこの話を聞きまして、いま一度行政としては、当事者である御嵩町さんがどのようなお考えでいらっしゃるか、これを一遍お聞きしようということで、これは非公式の話でございますけれども、御嵩の助役さんをお訪ねして状況を聞きました。まあしかし、現在、事業者側とあれこれと調整をしておる模様であって、本町として、さらに重ねて可児市の方へ強く、これを何とか御要請をして御協力をいただくという、今のところ行動はとらないと、もう少し事態をよく見きわめると、こういうお話でございました。そのときに出た話でございますけれども、例えば飛行計画につきましても、当初の話と昨今の話と、発着回数においても若干内容が変わってきておると。またその開発予定エリアの面積においても変動が出てきておると、こういうお話でございました。現実に私どもの方も、事務当局が耳にいたしておりますのは、当初8万8,000平方メートルが可児市域にかかっておるということでもございましたけれども、昨今では1ヘクタールというようなことにも聞いておるわけです。これはまだ正式な文書として受け取ったわけじゃございませんが、そのように、現在もって何とかならないかということで、事業者側が調整を、いろんな形でかけておられるのではないかといいふうに想定しておるわけでございます。したがって、ここは私どもとしては、事慎重に事態の推移をよく見ていかなきゃならないと。同時に、当然地元側の御要望はどこまでも尊重していかなくちゃなりませんので、地元側と事業者側の直接的な接触も今後あるかと思っておりますけれども、そうした結果もつづさに情報をキャッチしながら、あるいは、時には事業者に報告もさせながら、よく見きわめて判断をしなければならんと思っております。

いずれにしても、基本的には地元地域の御了解をなくしては、これはでき得ない話だと、

こう判断しております、現実に開発に関する届出前協議も出てきておりますけれども、県には一切まだ進達をいたしておりません。そういう状況でございます。

それから、2点目の計画そのものに対する市当局の見解はどうかということでございますけれども、これは純粋に地域開発、そしてまた多極分散化という国策、並びに県都から1時間アクセス整備と、こうした一連の政策からいきますと、これは別に、そのこと自体は悪いことではないと思います。が、しかし、やはりそれはいろんな諸条件がすべて整っての話でございます。その条件の中は、重ねて申し上げますけれども、やはり地域の方々の不安が解消されなければならない。了解がなきゃならない。それから、行政としての、公害、その他いろんな問題点がそれなりに解決のめどが一応立たなければ、これを正式な扱いとしていくことはできないと、こういう考え方で現在のところあります。以上でございます。

議長（奥田俊昭君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） コンピューター導入後の問題についてお答えを申し上げます。

大江議員御質問のコンピューターの導入につきましては、このたびの学習指導要領の改訂によりまして、中学校の技術家庭科の学習内容に「情報基礎」という領域が示されたことによるものであります。なお、この学習指導要領は、平成5年度から中学校においては全面実施するものでありまして、現在は移行期間中であります。したがって、各学校では来年度からの指導計画に生かすために、試行的、実験的に利用しております。なお、前後するかもしれませんが、コンピューター学習の目標であります、コンピューターの操作等を通して、その役割と機能について理解をさせ、情報を適切に活用する基礎的な能力を養うということが目標でございます。その目標のもとに、指導内容といたしましては、コンピューターの仕組みを理解すること。二つ目には、コンピューターの基本操作を理解すること。三つ目には、コンピューターの利用について理解することと、大きく三つに内容が分かれておるわけでありまして、教育委員会といたしましては、平成5年度の完全実施を控えて、事前に各学校での担当教員の研修を初め、授業での活用の研究をしてもらうために平成2年度から順次各学校にコンピューターを設置してまいったわけでありまして、なおそのときに、先ほど申しました指導内容についての必要なソフトにつきましては、一括購入して学校に配付してあるわけでございます。お尋ねのPTA特別会計によるソフトの購入につきましては、先ほど申しました内容のほかに、他の教科等でコンピューターを学習支援機器として利用することを進める立場から、例えば理科でありますとか、数学でありますとかで利用するという立場から、それらの教科に関するソフトを購入されたものと思うわけでありまして、PTAの御協力をいただいて買ったということでありまして、そう理解をしております。

ただ、コンピューターの効果的な利用の面から、ただいままでのソフトだけで十分であるというふうに私どもも思っておりませんので、現在は教育研究所におきまして、学校の先生方の代表を交えて、利用法、ソフトの開発等について研究をしておりますので、その結果を踏まえて充実を図っていきたくて考えております。なお、念のために申し上げます

と、ソフトの購入予算でございますが、昨年度は89万 9,396円を使っております。本年度、4年度の予算としては245万円を計上しておりますので、ただいま各学校の要望について上げてもらい、それに検討を加えておるところでございますので、今年度中にはその分は充実できるものと考えております。

また、後段でお話しのございました男女履修並びに学年等の問題でございますけれども、今度の学習指導要領の改訂によりまして、従来は、男子は技術、女子は家庭科というふうに別々に学習をしておったわけでございますが、今度の新しい学習指導要領では、男女が共通で履修する領域を、木材加工、電気、家庭生活、及び食物という四つの領域を、男女共通で履修をしていく。そしてまた、選択履修の領域として、金属加工、機械、栽培、今問題になっております情報基礎、それから被服、住居、保育というような領域がありまして、合わせますと11の領域があるわけでございますが、その中から、先ほど申しました男女共通履修の四つと、そのほかに選択したものを含めて7領域以上を3カ年にわたって学習させることになっておるわけでありまして。したがって、現在行っている、試行的にといいますか、移行期間として行っておる指導計画では、学校によって順序が変わったり、あるいは時期が変わったり、履数が変わったりという場合があるわけでございます。ただ、可児市といたしましては、情報化社会に備えて、そういう中で子供たちに基礎的な能力を身につけさせることは大切であるというふうに考えておりますので、全中学校で、情報基礎について取り入れて履修させるように計画をしてもらっておるところであります。したがって、3年生の女子でなくなったとか、あるいはそのほか学年の違いというような問題は、カリキュラムの組み方次第でありますので、やや違いがあるかと思えますけれども、今、教科の研究会の方では統一的なカリキュラムを考えておっていただくので、それは徐々に充実してくるものと思っております。

なお、整備状況についてお尋ねが最初のところにあるわけでございますが、ソフトの整備でございますが、今、研究所の方に11種類49セットのソフトを用意しておりまして、これは各中学校へ共通に貸し出し利用できるような形にしております。それから、先ほど申しました基本的な表計算のソフトでありますとか、図形、グラフ、データベースとか、あるいはワープロのオアシス等のソフトにつきましては、各学校に設置してありますハードは24台ありますが、その分全部配付してあります。なお、これからはそれについて研究を加えながら、御承知のように著作権の問題がありますので、1校に1セット配ればよいというふうにはならぬわけで、コンピューターの台数分だけソフトを準備しなきゃなりませんので、膨大な金額になると思えますけれども、その著作権法に触れない、あるいは自己開発したというか、研究所等で共同で開発したものであれば、その辺は自由でありますので、今後、教員の代表等も含めながら、そういうソフトも開発して配っていきたいと、そういうふうにお思っておりますので、御理解をお願いします。以上でございます。

議長（奥田俊昭君） 総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） では、自治会の活動の関係で、自治会役員の労力を軽減するよう

にというような御質問でございます。

自治会長さん初め自治会の役員の方には、市政を初め、県、あるいは各種団体につきましては大変御協力をいただいております。感謝するばかりでございますけれども、御質問の中で、例えばですが、各種文書の配布につきましては、昭和57年に「広報かに」を月1回から2回にして、その1回はお知らせ板とすることとして、配布物を減らしたという経緯がございます。現在、そういった市からの配布物等につきましては、そういった関係で四、五年前とは比較にならないくらいうんと少なくなっております。が、しかし、反面、各種協議会とか、団体とか、そういった関係の広報紙は若干増加いたしておるように考えております。いずれにしても、これまで自治会にお願いいたします各種文書の配布、あるいは募金、それから会費の取りまとめ等につきましては、毎年4月に行われます市の自治連合会にいる御相談をして、

御依頼しておるところでございますけれども、なるべく広報紙と配布時期を合わせるように、ほかの方の文書も御迷惑をかけないようにということで配慮いたしておるところでございます。

ただいま申しました各種団体からの依頼につきましては、例えばの例でございますけれども、社会福祉協議会からは、やはり最近の地域の要望の増大によりまして、組織の拡充、あるいは事務の拡充でふえております。また、各地区の公民館からの配布物も若干ふえておりますが、これはやっぱり公民館活動の活発化によりまして、そういった広報等がふえております。

また、御質問の中にありました募金、会費の取りまとめ等につきましても、全市を対象とした募金は、先般、「社会を明るくする運動」でございますけれども、こういったものはいろいろの関係で取りやめたという経緯もございます。しかし、地域ごとの会費、これは別だというお話しがございましたけれども、行事等の増加によりまして、こういったものもふえておるように感じております。

こうしていろいろ申し上げましたけれども、実際のところ、なかなか自治会の役員さんの労力を軽減するという事は難しい状況でございます。こういう私も自治会の末端で配布をしておりますし、会費も集めて歩いております。大体夜の仕事が多うございますけれども、そういった関係で、各自治会の皆さんが大変忙しいということは身をもって感じております。どうしても自治会と市役所とは、まちづくりの同じパートナーとしてこれからも協力していかないといけないという考えのもとで、市役所としても少しでもそうした労力を軽減するという方向で一生懸命考えておりますけれども、今のところ、ただお願いするという方向で、大変申しわけないことで頭を下げるばかりでございますけれども、ひとつよろしく御理解をいただきたいと思っております。

〔16番議員 挙手〕

議長（奥田俊昭君） 16番 大江金男君。

16番（大江金男君） 16番 大江でございます。再質問をいたします。

1 番目の普通交付税不交付団体になったことについて、市長も富裕団体ではないというふうにお答えいただいております。特に都市基盤整備が非常に弱い可児市においては、非常に迷惑な話だというふうに逆に感ずるわけです。実際に、国の方でいろいろ削ったりしながら、一方で交付税で補てんしてやるなんていうことで、交換条件みたいなことで、いろいろ地方自治体に対する負担をしわ寄せをしてきた。そのことが、もろに不交付団体になりますとかかってくるというふうに思います。そういう点では、決して喜ばしいことではなしに、私としては苦々しく思うというふうに、これは私の私見ですが、市長は公的にはそういうふうには表現できんだろうと思いますので、またほかの言葉で表現されるんじゃないかというふうには思います。

次に、二つ目の特別養護老人ホームの建設見直しにつきましては、今、御答弁いただいたとおりで、平成7年の4月開所を楽しみにしておるわけです。特別養護老人ホームは、施設がつくられるということだけではなしに、在宅福祉に対する一つのセンター的な役割を果たすということから見ましても非常に待ち望むわけであります。さらに、懸案でございました法人が農協を中心とした法人に委託をすることになったという御答弁でしたが、その中で、いろんなところから参加いただいて検討委員会をつくられたと。その中で、農協を中心とした法人に委託をすることになったというふうにはたしかお聞きしたんですが、その中に地元住民代表という言葉が出ておりましたが、例えばあそこでいきますと、地元住民代表というのはどなたがやられたのか、ちょっと後でお尋ねをしたいというふうに思います。

三つ目の身体障害者の通所施設につきましては、可茂学園の敷地につきましては、十分に通所施設をつくる敷地が確保されておられるようでございます。市長が御答弁いただいたわけですし、可茂学園の方でもそのように認識をされておられるわけですが、何分にも金回りが悪いと、端的に言うともうそういうことで、可茂学園では今のところ通所施設は無理だと。それではということで、市長の御答弁では、陶技学園に、来年4月にオープンするので5名ほど受け入れるよう依頼されたということなんですけれども、陶技学園は陶技学園でいいわけで、言いわけというのか、一つの駆け込み的な意味があって、そのためにも若干の負担金というのをされておられるわけですが、せっかくできた可茂学園にぜひともできるような、市としての方策をできるだけ早くお考えいただく御用意はあるのかどうかということ、再度お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、中学校のコンピューターの導入の問題です。いろいろ細かく御答弁いただきまして、非常にわかりやすいというのか、頭が混乱するというのか、ちょっと食事の後で頭の回転がよくないんで、あんまり細かく言ってもらったもんだから余計わからんようになってしまったわけですが、わかりやすく言いますと、平成5年度、来年度から実際のコンピューター授業が導入されると。新学習指導要領の中で導入されると。今は実験段階だというわけですが、そこでお尋ねをした一つの趣旨として、そういう中であって、廃品回収で子供たちが一生懸命やったそのお金で、学校の名前をあえて出しますが、広陵中学校ですが、70万円の予算を組んでソフトを購入された。その中の女生徒のお母さんは、せっかくそうやって

やりながら、3年生になったら一遍もなぶらせてもらえへんと。一体何やったんやろかと。端的に言いますと、そういう御意見があるということです。で、こういう質問になったわけです。それは表面ですけれども、今後きちとした共通履修、あるいは選択履修、いろいろありますけれども、今後どんな産業の分野にかかわって生徒たちが進路を選ぶにいたしましても、コンピューターというのはどんな分野でも欠かせないものになってきておる。家庭の中にあっても、今やコンピューターというのはいろんな角度で入り込んでおります。したがって、男女分けることなくおやりいただけるようになるのかどうか。

それからソフト購入などで、廃品回収で今後も引き続いてそういうソフトを購入する際に、今年度は245万というふうに聞いております。昨年度は約90万ですね。1校で70万ほど使うわけですから、昨年度の90万というのはいかにも小さいなというふうに思うわけです。今年度は245万ということですから、まあそんなもんかなあということになるわけですが、それでも別枠で70万を計上して購入されておられる学校がある。その辺に僕らはちょっと疑問に思うわけですが、その買ったことがいかんと言っておるわけじゃなくって、いわゆるそうしなければいけなかったのかどうかということ、ちょっと疑問に思うということです。それについてちょっと御答弁をお願いしたいというふうに思います。

それから自治会役員の労力の軽減についてですが、総務部長も自治会の役員さんの一員として大変お骨折りをいただいております。私も地元ですのでよくわかっておりますが、これは行政サイド、市の方からいきますと、大変皆さん方に労力をかけておると。今後も引き続いて協力をお願いする次第ですということに答弁はなっちゃうわけですが、おかしいんですね。要するに、行政の手となり足となっていくのが自治会であってはならんというふうに思うの。自治会というのは、本来自分たちで自主的に組織されておられる団体なんですね。したがって、行政サイドとの関係でいけば、いわゆる行政から自治会の皆さんに意見を求めたり、そういうことについてはどんどんやっていただきたい。住民を組織しておる任意の団体として、そういうところに意見を求めたりすることは、どんどんこれからも引き続いてやっていただきたい。しかし、意見を求めるんじゃなく労力を求めてはいかんのじゃないかというふうに思うんです。

かつて、私もこの場所から、配布物だとかそういったものについては、別の専任の方を配置して、例えば名古屋の例を出しましたが、市政協力員さんというのがありますね。あるいは専属に配布をされる方がお見えになるわけです。そういう方をお願いをしていくべきではなからうかというふうに思います。私も昭和53年、54年に自治会長という立場でございましたけれども、そのときには、今の配布物に加えて選挙の入場券の仕分けまで、私は清水ヶ丘、当時ライン東山と言っておりましたが、その自治会は百数十戸の自治会でした、当時は。今は400軒過ぎておりますが。百数十軒の入場券を6畳の、うちは一番広い部屋が6畳でしたので、6畳なり8畳の部屋にずうっと並べてやるというようなことが行われました。今は、これは全部郵送になっておりますね。それだけでも助かったなというふうに思うわけですが、でも、どんどん改善できる余地はあると思うんですね。ですから、個々に配布したりする

ようなことについては、これはもう自治会の手を煩わせるということはやめたらどうかというふうに思うんですね。実際に、月に2回だけじゃないんです、配布物というのは、いろんなところから来ますよね。警察から来たり、いろんなところから来るんですね、いろんな団体から。これは配ろうかどうしようかということをお悩んだり、いろいろしていくわけです。それから数百軒、こちらは自治会としては小さいんですけど420軒です、今。420軒で、組が約十五、六に分かれております。したがって、来ますと、まず全部部数を数えて16に仕分けをするわけです。16軒をずうっと歩いて帰ってくると、もう夜中の、あしたになってしまうというふうな時間になれるそうです、実際に今。ですから、そんなことはもういいかげんにやめなきゃいかんんじゃないか。きちっと専任で委託をする。ちゃんと有償で委託をするというふうにするべきではないだろうかというふうに思います。まだまだ改善できる余地はたくさんあると思うんです、そういうことで。だから、どなたかの無償の労力を当てにすることとはもうやめるべきだというふうにはっきりとお願いをしたいということです。その辺について検討されておられるかどうか、お尋ねします。

それからみたけエアポート計画につきましてですが、実際に6月3日でしたか、久々利の自治会長さんを初めとして5人組と言われておる方々（相談役を含めて）から、みたけエアポート建設計画に反対する陳情書というものが出されております。さらに、業者が持って回っておるようですが、これは調査が平成元年11月12日に行われた騒音測定調査書があります。平成元年の11月12日のものが、最近これを持って回っておられると。何をやっておるかということですね、平成元年に調査したものを。しかもこの中身を見ますと、どうしてもまゆ毛につばをつけてでも理解できんということがたくさんあります。一例を挙げれば、いわゆる空を飛んでおるヘリコプターやセスナ機の音と、横を走っていくセドリッククラスの2000ccの乗用車の模擬走行の音とがほとんど同じだという、理解できんですよね、そんなことは。そういうふうな調査報告書を持って住民の皆さんにお願いをしに歩いておるということですが、一番大事なのは、先ほど助役の御答弁の中にありましたけれども、計画そのものについては悪いことではないというふうにおっしゃいましたが、その場所がいいのか悪いのかということとは、当然、行政として判断をしなければいかんところだというふうに思うんですね。何でも、どこへつくってもいいということではないと思うんです。せっかくいいものでも、場所を違えれば逆に大変な問題になるということもたくさんあるわけでございますので、そうしたものについて、やはり行政サイドとして、可児市は可児市として、隣の問題ではありませんけれども、わずか1ヘクタールだといいますが、1ヘクタールは可児市の久々利の原見地区にかかっておるわけですね。ですから、可児市としても決して対岸の火事ではなしに、住民としても非常に関心を持っておられる。しかも反対の陳情書を出しておられるわけですから、本当に適切な場所かどうか。問題は、計画そのものが悪いものではないということであったとしても、場所とかいろいろありますので、そういったことについては、やはり可児市なりのきちっとした見解を持つべきではなからうかというふうに思います。その辺について、御答弁もお願いしたいというふうに思います。

議長（奥田俊昭君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 最初に交付税の問題でございますけれども、確かに富裕団体というふうに世間では言われますけれども、これは私の実感としてはそうっていないわけでございます。

確かに全国の不交付団体の分布を伺いますと、北海道とか東北、中国、九州というところは全然1市もないわけございまして、不交付団体は、首都圏が大体46市、東海4県が29市、近畿圏が13市ということで、市の数からいきますと愛知県が一番多いわけでございますが、そういうことから富裕団体に見られがちでございますけれども、確かに需要額の伸びは全国平均よりも1%余計伸びておりますが、収入額が、全国平均が7.3%の伸びに対して可児市は14.1%の伸びであるということで、そういう結果になったわけでございますが、先ほども申しましたように、譲渡所得というのがことしは大体5億ぐらいあったのではなかろうかと思っておりますので、それがなくなると随分違ってくるのではなかろうかというふうに考えておるわけでございます。

確かに基準財政収入額は大体101億5,000万円、需要額が100億1,000万円ということで、1億4,000万円の増ということになるわけでございます。ただ、この基準財政収入額は100億1,500万円でございますけれども、先ほど申しましたように76%を見ておりますので、交通安全対策交付金とか譲与税は全額を見ますけれども、そのほかは76%を見ますと、国の見ておる基準財政収入額は137億ということでございますので、約三十何億多いということは言えると思っておりますけれども、ただこれは、私は必ずしも可児市の得策かどうかということを考えながら、さらにことしは景気対策で、地方単独事業というものに対して国がある程度、この元利償還については交付税の基準財政需要額に算入するというようなことが出ておりますので、そういうのを借りて積極的な地域整備を進めてまいりたいというふうに、これは適債事業というのが決まっておりますけれども、そういうのをできるだけ入れていきたいなというふうに考えておって、来年はどうなるかわかりませんが、事によると交付団体になる可能性もあるということをお考えおるわけでございます。

次に特養ホームの問題でございますが、これ地元は塩河の人でございまして、可茂学園の役員をやっておる方を代表として入れて検討をいたしたわけでございます。これは市外からも申し込みがあったわけでございますけれども、やはりきめ細かな、これからのショートステイ、いろんなことを考えますと、地元でやっていただいた方がいいだろうということで、可児農協が法人を設立されることになっておりますので、これは2年ございまして、十分検討していただいて、立派な法人にさせていただいて、地域に密着した施設になるように考えておるわけでございます。

それから通所施設でございますけれども、可茂学園の問題でございますが、現在のところは、まだ可茂学園にはそうした考えはないようでございますが、これから可児市もそうしたことも考えてやらなければなりませんけれども、まずとりあえずは特養ホームの来年度造成事業、約5億ぐらいかかるんじゃないかならうかと思っておりますので、そうしたことを主眼に

進めていかなければならないということで、まだそこまでは手が回らないという面がございますので、先ほど申しました陶技学園、これは、従来は東濃3市1町が補助金を出してやっておったようでございますが、入所者が、今、通所者を含めまして可児市が非常に多くなってまいりましたので、可児市へも今度の改築についての補助要請があったわけで、これに補助を出しまして、可児市からも近い位置でございますので、先ほど申しました通所をお願いするということで、とりあえずはいきたいというふうに考えておるわけでございますので、よろしく願いいたします。

議長（奥田俊昭君） 助役 瀧瀬義昭君。

助役（瀧瀬義昭君） お答えします。

事がよければ手段選ばず、無条件でというわけには当然まいらないことございまして、開発エリア1ヘクタールはもちろんでございますが、もう一つ大切なことは、飛行ルートでなかろうかと思うんですね。この問題も、今現在まだ最終的な、確定的なルートというのが明らかになってきていないんです。いろいろ案はありますけれども、最終的なものはまだ調整中であるというふうに聞いておりまして、これでもう是が非でも、ひとつ地元地域並びに行政当局も御理解いただきたいという形にはまだ私どもは受けとめておりませんので、当然そのあたりも十分見きわめながら、場所その他これが適当であるかどうか、改めて私どもとしても判断をさせてもらわなきゃならんというふうには思っておりますので、よろしく願いします。

議長（奥田俊昭君） 教育長 渡邊春光君。

教育長（渡邊春光君） 欲張って説明をしたために、かえっておわかりにならなかったということでもありますので、繰り返して申しますと、コンピューターの学習につきましては、平成5年度から技術家庭科の中の「情報基礎」というところで学習をするために導入しました。そのためのソフトは、必要最低限のものについては配っております。それからさらに、先ほど名前が上がりました学校での、特別会計で買われたソフトにつきましては、技術家庭科以外の各教科でもコンピューターを利用できないかということで、市販のいろいろなソフトが出ておるわけです。これは図書と同じように出ておるわけでございますので、その中で適当なものをお選びになって、PTAの好意に頼って買ったということになるかと思えます。したがって、そういう貴重な財源で買ったのにもかかわらず3年生の女子は使えんというお話でございまして、それにつきましては心情的にはよくわかるわけではありますが、この点につきましては、先ほども申しましたように、新しい学習指導要領をやるのは平成5年度からでございまして、一昨年から順次学年を追って、新しい学習指導要領でやらんならん分を移行措置としてやっておるわけでありまして、したがって、来年になると全部がスタートできるように調整しながら内容をやっておるものですから、ことしの3年生は、現実的には古いというか、従来の指導要領の内容で終わっていいわけございまして、そういうことも含めてカリキュラムにないということもあり得ると考えております。しかしながら、広陵中学校の例が出ましたけれども、当初の計画では、3年生は男子のみでという計画をしてお

ったようでございますが、現在の電気の領域の中でソフトを使った授業を女子も交えてやろうと検討しておるといようなことでございます。今後、また学校と連絡をとってみたいと思っております。

なお、ソフトの充実につきましては、先ほど申しましたとおりであります。今後、単に技術家庭だけではなくて、生徒たちは非常に興味を持って喜んで取り組んでおりますので、学習の個別化であるとか、個性化という時代から考えてみましても、機器を利用しながら学習するということは効果的であると思っておりますので、その充実については研究をしながら努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

議長（奥田俊昭君） 総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） なかなかいいお答えができないんですが、まあしかし、確かに自治会の役員の方に多大な労力をかけておるといことは事実ですし、今後、もちろん中には郵送でできるものもあるかもしれませんし、そんな方法もいろいろあるかと思えます。一遍現場の人たちと、それから自治連絡協議会の方たちともう一遍いろいろ洗い直しまして、できるものなら少しでも軽減する方向で一生懸命一遍検討させていただきたいと思えます。あまり検討検討と言うとおしかりを受けることは承知しておりますけれども、ひとつ時間をいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

〔16番議員 挙手〕

16番（大江金男君） 最後の質問ですので、1点だけ絞ってやります。

自治会の問題です。自治連合会でお話しをされると、なかなか皆さん、大変いい御意見というのか、まあ引き受けましょうみたいになっちゃうわけですけども、現実、現場でやっておられる方々というのは、1年交代であったりいろいろするわけですね。そうしますと、予期せぬ時期にぼんと自分のところへ回ってきますと、その態勢ができておりません。したがって、企業の中でも非常にまずい立場になったりするということも実際に起きてきているんですね。それで、そういうことからいっても、できるだけ早くそういう方向に向けていただきたいと、あえて要望して質問を終わります。

議長（奥田俊昭君） 以上で16番議員 大江金男君の質問を終わります。

6番議員 小池邦夫君。

6番（小池邦夫君） 6番議員 小池邦夫でございます。

議長のお許しを得まして、最後の質問者として4点ほど質問をさせていただきますので、今しばらく熟睡を我慢していただきたいと思えます。

可児市も組合消防の充実によりまして、市民の生命・財産の安全確保に関しては、かなり能力が向上してきました。市民としてまことに喜ばしいことと思っております。また、並行して消防団の存在に対し、その実績と郷土愛、犠牲的精神に基づく日ごろの御活動に心から感謝いたしております。その消防団員の団員確保が年々困難になりつつあることを最近よく耳にいたします。昔は、特に田舎では、消防のはんてんが素通りしていくと、お見合いにも差し支えると言われるぐらい、社会人として一人前に認められる、または扱われる第一歩が

消防入団であったと、よくそういう話を聞いております。

しかし、可児町が可児市になりまして、形態が変わり、団員適齢者も、その勤めの関係で消防団活動に参加することが不可能になってしまう人が大多数になったのは無理もないことだと思っております。しかし団員の確保の難しさは、それ以外にもあると感じております。各自治体では、それぞれの部に協力金等が支払われており、またそれ以外にもさまざまな支援がなされていますが、一部の人の間では、税金を払っているのに、何でほかにその費用がかかるんかとか、組合消防が充実したということもありますが、もう消防団は不要ではないかという、そういう極論さえ聞いたことがあります。行政の責任とか、税金がどうのという議論の以前に、災害に対しては一致団結で立ち向かい、助け合う心が大切であり、またその精神は、まちづくり、人づくりの原動力の一つに数えられるものだと私は思っております。消防団活動にかかわることによりまして、防火、防災の意識が高まり、家族及び地域に対する啓蒙がなされるばかりでなく、今月6日に行われたばかりの総合訓練の想定のような東海大地震、または伊勢湾級の超大型台風の襲来には、消防団は欠くべからざる存在であります。団員の方々自身は無償であることに、むしろ誇りを持ってその任務を全うしていらっしゃるが、私たちがそれに甘え、新入団員の確保が困難になったことを社会現象の一つとして、人ごとのように傍観してぶつぶつ言っているだけでは、受益者自身である市民としてまことに申しわけない心地がいたします。消防団の運営に干渉は許されませんが、市当局におかれましても、伝統ある可児市消防団の運営によりよい環境づくりを御検討くださいますようお願い申し上げます。

2点目でございます。私は商売人の子供として育ったわけですがけれども、一般小売商業には、政策としての保護とか補助はあまりありません。制度としてはあっても、実際に活用できるものは小口の融資ぐらいのものであります。通産省でも、小さな小売店はやめた方がいいと受け取られるような指導をいたしております。経営者がそれぞれ努力を重ねるより道はないわけですが、嘆いてばかりでは結果は出ませんので、できることから、小さなことでもまずは行動を起こすということでお尋ねします。

市民による市への納入件数、及び金額の増加について、可能性はあるでしょうか。もしその可能性があるならば、地元業者に対し、改めるべき点も含め、各業者としての努力の方向を御指導いただきたいと思っております。このことが可児市の経済にとってどれほどの意義があるか、活性化の要素になり得るかどうかは私もよくわかりませんが、そしてまた地元優先ということが税金のむだ遣いになっては決していいとは思っておりませんし、やってはならないと思っておりますが、市の姿勢が地元に向けられていることをもう少しアピールしていただき、市民が実感として受けとめることができるならば全体の雰囲気も大いに変わるのではないかと、そう思っております。

次、3点目ですが、お経はわけのわからないところにありがたみがあると、そういう罰当たりな冗談がありますけれども、料理なんかには、その秘法とか、極意とか、いわゆる門外不出のノウハウがあってもいいと思っておりますけれども、行政に外部から見えない部分があって

はならないと思います。昨今、国民の知る権利とか、情報公開の原則とか、いろいろ取りざたされておりますが、市民から私のところへ寄せられる行政に関する苦情なり疑問というものは、よくわからない、知らせてもらっていないということから来るものが、その大部分であります。これは、議員としての広報活動、意見や要望の収集に関する私自身の努力不足がその原因の第1なんですけれども、「広報かに」や、そのほかの印刷物は、立派なものが豊富に用意されているにもかかわらず、市民に対して知る権利はちゃんと満たされているはずなのに、なぜこういった声が起こるのでしょうか。

私はまだ13ヵ月しか議員を経験いたしておりませんが、可児市が、市民のコンセンサスと平等性を非常に重要視しながら市政の運営を進めていることをよく承知いたしております。対象が2万4,342世帯、9月1日現在ですが、それだけ対象があるということは、いかに大変かということはよくわかります。しかし、何も聞いとらんとか、知らされるのは結果だけという誤解が少しでも減るように、市長が社長で職員が社員、市民はお客様という感覚から、市長が社長で残りの8万3,684人が全員社員と。お客が100年後の孫、ひ孫。そして、一人ひとりがまちづくりの当事者であるという市民意識の醸成に向けて、事業の進め方、及び広報活動に御尽力いただきたいと思っております。

それとちょっと関連する部分がありますが、4点目といたしまして、先ほどふるさと川と駅前のお話が出ましたが、現在、広見、特に村木地区でございますが、今広地区の再開発と、山岸、伊川の区画整理計画に挟まれて、このままではいけないなという機運は高まりつつあります。地域では、さまざまな構想と小さな計画が幾つか持ち上がっていますが、起死回生の起爆剤は、やはり都市計画道路、可児駅前線の実現であります。地元住民のまちづくりに対する意見の集約には、行政による目標期限を含めた具体的な意思表示がどうしても必要な気がいたしますので、どうかよろしく御答弁ください。

もう一つ、「可児市中心商店街の再生に向けて」というレポートが、可児市商工会の方から発行されましたが、行政当局の所感をお聞きいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上で終わります。

議長（奥田俊昭君） 市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 小池議員の消防団の運営、また団員の確保について、お答えいたします。

御指摘のとおり、徐々に難しい状態になりつつあることは確かでございます。本来であれば、常備消防が整備充実されれば消防団の必要性が問われるところですが、現状では、人員、消防力についても十分とは言えず、今後についても、整備には時間と莫大な経費が必要であります。また消防団は、常備消防だけではできない初期消火活動、あるいは過去にあった鳩吹山火災や、台風、集中豪雨、いろいろ広範にわたる災害時には、その機動力等が不可欠であると考えておるわけでございます。こうした現状の中で、団員等に対して少しでも活動しやすく参加していただける環境づくりとして、行事の簡素化、団員の任期の適正化、消防音楽隊の育成等、負担軽減を図るなど、団員相互の親睦を目的とした行事の計画や、各公式行

事等に、団員の家族はもちろん、市民にも積極的に参加、見学を願い、消防団の任務と使命を認識し、理解していただくことが必要であると同時に、団員を雇用されている各事業所に対しても、消防団のPRを兼ねて、その活動に御理解と御協力を賜るようお願いし、団の育成強化を図っているところでございます。

いずれにいたしましても、市民の皆様方が、さらに消防団活動の必要性、重要性を認識していただけるよう努力し、団員に対しては、少しでも活性化が図られる、魅力ある団の育成指導に当たりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に市の物品購入に対して、経常的に発生する一般的な物品については、ほとんど市内業者からの購入となっているのが現状でございます。御質問の納入件数、及び金額の増加の可能性につきましては、納入物件の内容と照らし合わせながら、極力、市内業者からの納入増加に努めてまいりたいと考えております。なお、地方公共団体の規則に基づく契約事務の執行につきましては、機会均衡の原則にのっとり、かつ公正性及び経済性の原則を維持しながら、市内業者を中心に業者を選定しておりますが、特殊物品で市内に取り扱う業者がない場合、及び販売業者が特定されている物品で市内に指定された業者がない場合等には、市外業者から納入することになります。また、市内に取り扱い業者が少ないというような物品については、公正を図るために、市内業者に市外業者も含めて入札を行っておるわけでございます。

次に市内業者育成補助については、振興補助金として、商工業者の団体である商工会に対し、毎年度所要の額の補助をいたしておるところでございます。

次に広報活動についてでございますが、現在、月2回、1日号と15日号を編集・発行しております。1日号は市の行政施策、あるいは新たに始まる事業などを中心に編集し、15日号はお知らせ板として編集しています。議員御指摘のとおり、広報の持つ役割は、行政と市民とのキャッチボールであります。広報によって市政の方針なり施策を公開し、その意見を行政に反映することが、これからの広報の果たす役割だと認識しております。住民の行政への参加意識が以前と比べ高まってきた現在、広報で言えば、お知らせ型広報から問題提起型広報へ、また住民参加型広報へと変革が求められており、そのように努力をしているところでございます。広報のみならず、行政全体がそのような気持ちを持って、今後も市政全般に対処していく所存ですので、今後ともよろしく願いしたいと思うわけでございます。

次に、昨年から景気の減速、大型店舗やロードサイド店の進出、消費者ニーズの多様ななど、可児市の商業活動を取り巻く状況が大変厳しい中、商工会として、議員を初め商業者の皆さんがこの難局を乗り切るため、熱意と情熱を持って研究・検討され、今後の商業活動の指針となるべき報告書、「可児市中心商店街の再生に向けて」をまとめられ、発行されましたことに対し、深い敬意を申し上げます。

さて、御質問の道路計画につきましては、御承知のように都市計画道路、可児駅前線として、可児駅前と主要地方道可児・金山線を結ぶ路線であり、幅員20メートル、延長710メートルで計画決定されている道路でございます。この路線の計画されている区域、可児駅前周

辺、並びに広見地区は、本市の行政、業務、商業の中心地区であるとともに、可茂地域における広域の核となるべきところと考えております。そのためにもこの幹線道路の整備推進は極めて大きな課題であります。ただ単に幹線道路の整備のみならず、周辺整備、並びにふるさと川整備等とも十分調整の上、この地域の基盤整備、町並み整備を進める必要があります。このたびの報告書や地域の皆様方の御意見を十分にいただき、皆様方の御理解、御協力のもとに早急に事業推進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔 6 番議員 挙手 〕

議長（奥田俊昭君） 6 番議員 小池邦夫君。

6 番（小池邦夫君） もう長時間にわたりましたので、再質問はやめますが、いわゆる具体的に市民がわかるということをもう一度お願いして、その広報活動に期待を込めて私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（奥田俊昭君） 以上で 6 番議員 小池邦夫君の質問を終わります。

以上で通告による質問はすべて終了いたしました。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

---

認定第 1 号及び議案第 84 号から議案第 93 号まで、並びに議案第 96 号から議案第 99 号まで、及び議案第 102 号について（質疑・委員会付託）

議長（奥田俊昭君） 日程第 3、認定第 1 号及び議案第 84 号から議案第 93 号まで、並びに議案第 96 号から議案第 99 号まで、及び議案第 102 号を議題といたします。

これより各議案の質疑に入ります。

通告がございますので、これを許します。

〔 16 番議員 挙手 〕

議長（奥田俊昭君） 16 番議員 大江金男君。

16 番（大江金男君） 質疑をいたします。

第 1 番目として、認定第 1 号 平成 3 年度可児市水道事業会計決算認定についてですが、事業報告の中で有収率が、平成元年度 88.91%、同 2 年度 88.92% に対し、平成 3 年度は 87.99% になっており、過去 2 ヶ年と比較し、若干ではありますが低下をしています。この原因についてお尋ねをしたいと思います。

二つ目、議案第 96 号 可児市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。並びに議案第 84 号 平成 4 年度可児市一般会計補正予算と関連させて質問をしたいと思います。

そのうちの一つですが、ちょうど先ほどの一般質問の中でもございましたが、普通交付税の不交付団体になったわけでありまして、本来ならこの可児市地域福祉基金条例の原資については交付税算入にされるということですので、後から補てんをされるということでありましたが、不交付団体になりますと、これは原資そのものを一般会計から捻出をしなければいけませんということになるわけです。ですから、原資としてお金を寝かせることにするよりは、一

般会計で計上してもよいというふうに思われるわけですが、あえて基金とし、条例改正をやって、さらに金額を6,600万円からさらに増額をする目的は何かということです。

それから2番目の二つ目ですが、補正予算では、財政管理費の中で2,360万円減額し、老人福祉費でこの基金が8,300万円増額されております。ということなのか、ちょっとよくわかりませんので、説明をお願いしたい。

それから三つ目に、同じくこの基金による具体的な事業計画を明確にされたいということです。

次に、大きい三つ目の質問です。

議案第97号 可児市水田農業確立特別対策基金条例を廃止する条例の制定についてであります。補正予算の方では、これを廃止して一般会計へ繰り入れ、東明小学校の学習田を購入する等というふうになっております。水田農業確立という言葉と、小学校の学習田購入というのが私の頭では理解できんわけではありますが、その関係を詳細に説明していただきたいというふうに思います。

議長（奥田俊昭君） 水道部長 大沢守正君。

水道部長（大沢守正君） 質疑の1番目の水道の有収率につきまして、お答えをいたします。

このことにつきましては、私どもも気にしておるところでございます。漏水等の調査を続けながら、漏水しないよう、有収率を高めるよう努力をしておるところでございます。

一番原因になっておりますのは、やはり一般的な漏水がその要因になっておりますけれども、これは漏水件数と有収率がやはり比例をしておりますので、それが一番の要因であろうということは思うわけでございます。ただ、ここ一、二年につきましては、下水道の面整備が始まっておりますが、この本格的に始まりました下水道の面整備に起因するものもあるかと思えます。これは、現在、下水道の面整備を行うときには水道の仮設を行いまして、そして下水道の整備、そしてあわせて水道の布設がえを行っておりますけれども、その際、仮設ですので、地表に仮設をいたしますから、夏場におきましては水温が上がりますし、冬場におきましては凍結というようなことの原因になりますので、そういったことを防止するために、常時数ヵ所から水を流しておるといふのもふえてきておるといふのが一つの原因にもなっております。これは今後も続くものと予想しております。

それから、管の老朽化とか、あるいは電食による漏水も増加しております。2年度では一般的な漏水が226件ございましたのが、3年度では297件と。このほか、一般的に見当たらない、いわゆる委託に出しまして調査したものにつきましても、年々30ヵ所程度は発見しておりますが、そういうことで漏水箇所もふえてきておるといふのが原因でございます。これは布設がえを進めるといふことによって防げるということもあるわけですが、私どもは常に漏水調査を進めながら早期発見に努めているというのが実情でございます。これ、布設がえを行いますと、他の市町村の傾向から見ましても、データの的には有収率が上がってきておるといふ実情がございますので、これには期待をしておるところでございます。

また、最近では、水の需要状況とか、あるいは給水時間の関係、あるいは交通事情によりまして、漏水事故が起きましても、その修理が夜間にしかできないというようなこともふえてきております。漏水があった場合はできるだけ早く水を迂回させて、漏水しておる管をとめるということには努めておりますけれども、どうしても送水をしなければならないという管もふえてきておるといようなことから、長時間にわたって漏水の状態が続くというのもふえてきておるようでございます。いずれにしましても、これは先ほど申しましたように、新しい管の布設が進めば有収率が高くなるということを期待しておりますので、そういったことを進めてまいりたいと思っております。

それから、この有収率が低下してきておることは事実でございますので、私どもとしましては、県水も受水しまして水価も高くなってきておりますから、できるだけむだな水をつくらぬということにつきましては努力しておりますが、今後とも、水道事業の適正な運営と安定した水の供給というのは、水道事業に課せられた問題でございますので、職員一丸となって努力してまいりたいと、かように思っております。御理解を賜りまして、よろしく願いしたいと思います。以上でございます。

議長（奥田俊昭君） 総務部長 山口正雄君。

総務部長（山口正雄君） では、福祉基金の問題でございますけれども、第2点目ですが、3点にわたって御質問をいただいております。

基金には、御存じのとおり、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるために設置される基金と、もう一つは、特定の目的のために定額の資金を運用するための基金と2通りございますけれども、今回の福祉基金はいわゆる前者でありまして、その原資から生ずる運用益によって目的を達成するというものの基金でございます。御質問の中で、原資を寝かせることについては、一面、一般会計で計上してもいいんではないかという話がございましたけれども、確かにそのとおりでありますけれども、ある面では今後の経済状況、あるいは市における収入の状況によりまして、支出の分配はそれぞれ変更されることがございます。いわゆる土木費にたくさん予算をつけるとか、あるいは教育費に偏る年もあるというようなことで、このような中で安定的に目的を達成させるためには、どうしても特定の財源を確保することが必要ではないかという考えを持っております。したがって、今は財源の厳しいときでございますけれども、あえて国のゴールドプラン計画の一翼を担う所存で今回の基金を設けたものでございます。

また、今回の条例改正では、その原資についての限度額を撤廃しまして、「毎年度予算の定める額」としたのはどういうことかということがございましたけれども、原資の財源が交付税に算入されておりました、これが今後も継続されることは一応考えられますので、事務処理上の障害、いわゆる金額を日々条例改正をしなければならないというような分も出てきますので、こういった原資の積み立て計画については、予算でその都度御審議をいただいて行っていくということに変更をさせていただいたものでございます。

また、当初予算において、市の一般的財産として総務費の総務管理費の財産管理費という

項に計上を当初いたしておりましたけれども、その後、基金の性質、及び用途の限定等が明らかになりました。いわゆる使い道は、老人の生きがい、あるいは在宅福祉、高齢者の保健、あるいは各種民間団体が行う、いわゆる諸行事の先導的な仕事や事業に対する助成でなければならないと明確化いたしました。こういったことから、民生費の社会福祉費の老人福祉費に計上することが一番妥当ではないかと判断をしたために組み替えたものでございます。

また、増額したことにつきましては、この積立額の大まかな根拠が、先ほどおっしゃっていただきました交付税算入額とされておりまして、その額を計上することといたしましたものでございますけれども、何せその算入額は約1億3,000万円でございますが、先ほど市長からも説明がありましたし、大江さんからも話がございましたように、不交付団体となった関係で、その中の見合う金額として5,000万円を減額して、計上することといたしております。いわゆる8,300万円計上させていただいております。

それから、事業計画について詳細に説明をせよということでございました。これは平成3年度において、高齢者等の保健福祉の増進を図るために、地域においても在宅福祉の向上、あるいは健康づくりの課題につきまして、民間活動の活発化を図りつつ地域の特性に応じた高齢者保健福祉施策を積極的に推進すると、そういった必要があるために創設したものでございます。

なお、この基金は、その運用益を経常的な、また安定的な特定財源といたしまして、長寿社会における施策の展開を図り、主にマンパワーの充実を推進する目的だということでございます。本市におきましては、平成4年度に高齢者及びその介護者のニーズ調査を行うほか、計画策定に必要な基礎資料の収集を行い、平成5年度に、市民の代表者からなる計画策定委員会において計画策定を行うことを予定しておるものでございます。

なおその中で、地域福祉基金の運用益、いわゆる利子積み立て等がございますけれども、そういった効果的な活用を図れる、地域の特性に応じた高齢者の保健福祉施策を検討していきたいといたしておるものでございます。以上でございます。

議長（奥田俊昭君） 経済部長 可児文一君。

経済部長（可児文一君） 三つ目の御質疑でございますけれども、議案第97号 可児市水田農業確立特別対策基金条例を廃止する条例の制定についてということでございますが、詳細に説明をしてくれということでございますので、若干、前段といたしましてお話を申し上げたいと思いますが、水田農業確立対策のこの事業につきましては、御承知のように昭和62年から始まりまして、2期6年間ということでございまして、前期が昭和62年度から平成元年度の3年間、そして後期を、平成2年度から平成4年度、ことしが最後になりますけれども、この6年間で実施されております。

例年、可児市におきましては291.3ヘクタールの転作配分がございまして、これに対しまして、この6年間、100%の達成で実施をしてきたわけでございます。これを受けまして、国、いわゆる農林水産省は、前期末の平成元年度、ちょうど前期が終わった時点で水田農業確立特別交付金、全国では総額300億円という膨大な金でございまして、この交付を

各市町村の転作実績に基づきまして配分、交付されたわけでございます。可児市につきましては、1,017万8,000円という額で交付されてきました。この交付金は農業者に対して交付されたように一般的に誤解されておりますけれども、実際は、市町村の行政体に交付されております。いわゆる地方公共団体に対して交付されたものでございます。この交付金の使途につきましては、もちろん国の会計検査の対象にもなりますし、また県の指導要綱がございまして、この要綱の中で、この交付金を農業者に配付することは絶対認めないということがうたわれております。ちなみに、水田農業確立対策特別交付金につきましては、平成2年の1月19日に交付通知がございまして、その中で交付金の有効かつ計画的な使用を行うため、県から基金の設置をするよう指導がございました。これに伴いまして、平成3年の3月24日の日でございますけれども、この条例第8号ということで、可児市水田農業確立特別対策基金条例というものを設置したわけでございます。で、県の指導要綱によります使途目的でございますけれども、この基金の使途目的につきましては、水田農業の持つ多面的役割を、創意工夫に基づいて、主体的な取り組みにより発揮するようということがうたわれております。また、具体的使途につきましては、水田農業確立対策推進協議会が可児市にもございますけれども、その協議会に諮った上で、使途について決定していきなさいというようにうたわれております。で、この交付金を農業者には、先ほども申し上げたように、直接そうした金額で配付したりはしないようにということであつたわけでございます。

こうしたことによりまして、当市におきましては、ちょうど平成3年度に入りまして、県の指導を再三受けながら、具体的使途についていろいろと検討を進めてまいりましたけれども、この使途についての検討内容として五つほどを上げました。一つは、農協を含めた、いわゆる農政関係事務にコンピューター導入をしたらどうかということでありまして、二つ目には、転作の推進車等の購入、及び三つ目として、防除機等を購入いたしまして、各農事改良組合等に配ったらどうかというようなことも検討しました。また、改良組合等へ補助金でやったらどうか。農家に直接やらずに、そうした組合へ渡したらどうかという案も出しました。また、五つ目として、集団転作実施組合、実際、転作に携わって転作協力をしてもらった農家に対して、組合がそれぞれございますので、そうした組合の設立の推進費として交付したらどうかというような、いろいろの案を出しまして県と協議いたしましたけれども、県の意見として、コストの問題や維持・管理の問題、あるいは具体的な実施方法、そしてまた利用するその目的が、一定の農家に対してされるんではないかというような、いろいろのクレームがございまして、この案を出しましたけれども、具体的な策にまで至らなかったという状況でございます。

で、いろいろ再三にわたりまして検討を繰り返しましたけれども、この交付金は、いわゆる県が言う会計検査の対象になるから、うかつな扱い方をしてもらっては困るということでもございました。したがって、県においてもそうした意味合いから、非常に歯切れが悪い回答でもございましたけれども、まあいろいろ検討した結果、やむなく要綱の中に記載されております「学校教育水田」という項目がございまして、こうした案を提示いたしましたところ、

県は、これなら地域活性化のための水田の多目的利用の一面に当たるのではないかとということで、県の了解が得られたということでございます。これに踏み切ったのでございますけれども、問題は購入場所でございます。購入場所につきましては、教育委員会の学校教育課といろいろ協議をいたした結果、たまたま東明小学校の付近にございまして、いわゆる条件的に水田が学校に近い場所、かつまた地権者の協力が得られまして、そうした場所に決定したわけでございますけれども、たまたま平成3年度から学校が農地を探しており、今年度から借地したというところの、いわゆる東明小学校の正門の前にございました農地を候補地として今回掲げたものでございます。

こうした経緯を経て、条例の規定によりまして、平成4年の8月13日に可児市水田農業確立対策推進協議会というものを開催いたしました。そこで、この基金の処分同意を得まして、今回、基金条例の廃止を提出させていただいたものでございます。なお、基金額につきましては、元金が1,017万8,000円でございますけれども、今までの積立金の利息が156万8,500円ほどございまして、現在額としては1,174万6,502円という額になっております。どうかよろしく御理解のほどお願い申し上げます。以上でございます。

議長（奥田俊昭君） 16番 大江金男君。

〔「結構です」と16番議員の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 他に質問、質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 異議も質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各議案につきましては、お手元に配付してございます議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へその審査を付託いたします。

---

議案第103号から議案第105号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（奥田俊昭君） 日程第4、議案第103号 平成4年度可児市一般会計補正予算（第3号）、議案第104号 平成4年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第105号 平成4年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の3議案を一括議題といたします。

提出議案に対する説明を求めます。

市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） ただいま追加で提案させていただきました補正予算でございますが、国の大型補正予算もおおむね固まりまして、本市への配分も、公共下水道事業と農業集落排水事業で内定してまいりました。金額的にも大きく、工期等を考慮しますと、今期定例会でお願いし、工事の発注を早くするのが妥当であると判断し、追加でお願いをいたしたところでございます。

まず議案第103号 平成4年度可児市一般会計補正予算（第3号）ですが、既定の歳入歳

出予算の総額にそれぞれ 1,940万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 210億 3,110万円とするもので、農業集落排水事業特別会計への繰出金 1,260万円と、公共下水道事業特別会計への繰出金 810万円を主なものとして、その財源には財政調整基金を充てることとしているものであります。

次に議案第 104号 平成 4 年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 3,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 33億 2,100万円とするもので、下水道の管渠布設工事費を増額いたします。その財源には、国庫補助金の増額分 6,500万円、起債の 5,930万円のほか、県補助金と一般会計からの繰入金で充てております。

次に議案第 105号 平成 4 年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 8,380万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれを 10億 9,198万 2,000円とするもので、その内容は、塩河地区農業集落排水事業で処理場建設工事関係に 1 億 6,160万円、長洞地区農業集落排水事業で管渠布設工事関係に 2,220万円とし、その主な財源は、国庫補助金 9,090万円、県補助金 2,340万円、起債 5,690万円、不足分に一般会計の繰入金を充てております。

以上、3 会計の補正予算でございますが、何分十分御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥田俊昭君） 以上で提案説明は終わりました。

これより各議案の質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各議案のうち、議案第 103号につきましては、総務委員会、水道経済委員会へ、それぞれ所管部分を付託いたします。議案第 104号、議案第 105号につきましては、水道経済委員会へ、その審査を付託いたします。

お諮りいたします。委員会の審査のため、明日から 9 月 20 日までの 4 日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 異議がないものと認めます。よって、明日から 9 月 20 日までの 4 日間を休会とすることに決しました。

---

#### 散会の宣告

議長（奥田俊昭君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

次は 9 月 21 日午前 9 時 30 分から会議を再開いたしますので、定刻までに御参集くださいますようお願い申し上げます。

長時間にわたりまして、まことに御苦労さまでございました。

散会 午後 4 時24分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成4年9月16日

可児市議会議長

署名議員

署名議員

9月21日（月曜日）午前9時30分開議

議事日程（第3日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 認定第1号及び議案第84号から議案第93号まで、並びに議案第96号から議案第99号まで、及び議案第102号から議案第105号まで
- 日程第3 請願3号 公立小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める請願書
- 日程第4 意見書案第1号 第11次道路整備五箇年計画の策定に関する意見書  
意見書案第2号 第3次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の策定に関する意見書
- 

会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 認定第1号及び議案第84号から議案第93号まで、並びに議案第96号から議案第99号まで、及び議案第102号から議案第105号まで
- 日程第3 請願3号 公立小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める請願書
- 日程第4 意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書（追加日程）
- 日程第5 意見書案第1号 第11次道路整備五箇年計画の策定に関する意見書  
意見書案第2号 第3次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の策定に関する意見書
- 

議員定数 26名

---

出席議員（25名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	高木利行君	2番	遠藤久夫君
3番	亀谷光君	4番	芦田功君
5番	太田豊君	6番	小池邦夫君
7番	村上孝志君	8番	渡辺佳彦君
9番	大沢和明君	10番	渡辺朝子君
11番	近藤忠實君	12番	続木重数君
13番	可児慶志君	14番	今井成美君
15番	河村恭輔君	16番	大江金男君
17番	勝野健範君	18番	村瀬日出夫君
19番	渡辺重造君	20番	小池優之助君
21番	松本喜代子君	22番	奥田俊昭君
23番	田口進君	24番	林則夫君

26番 澤野隆司君

---

欠席議員 (1名)

25番 林義弘君

---

説明のため出席した者

市長	鈴木告也君	助役	纈纈義昭君
収入役	山田豊君	教育長	渡邊春光君
総務部長	山口正雄君	民生部長	小池勝雅君
経済部長	可児文一君	建設部長	井藤實義君
水道部長	大沢守正君	福祉事務所長	鈴木益廣君
教育次長 (総務)	可児征治君	教育次長 (学校教育)	吉田博君
秘書課長	長瀬文保君	総務課長	奥村雄司君
市民課長	青山嘉佑君	農政課長	曾我宏基君
土木課長	可児教和君		

---

出席議会事務局職員

議会事務局長	林邦夫	係長	寺尾政年
書記	勝野正規	書記	山口嘉之
書記	溝口晴美		

---

議長（奥田俊昭君） おはようございます。

まだ建設委員長の登場はないわけですが、ただいまから始めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

本日、会議を再開いたしましたところ、議員各位には御参集を賜りましてまことにありがとうございます。

---

#### 開議の宣告

議長（奥田俊昭君） ただいまの出席議員は25名でございます。したがって、定足数に達しております。これより休会前に引き続き会議を再開いたします。

本日の日程は、お手元に配付しましたとおり定めましたので、よろしくお願いいたします。

---

#### 会議録署名議員の指名

議長（奥田俊昭君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、議長において17番議員 勝野健範君、18番議員 村瀬日出夫君を指名いたします。

---

認定第 1 号及び議案第84号から議案第93号まで、並びに議案第96号から議案第99号まで、及び議案第102号から議案第105号までについて（委員長報告・委員長報告にる質疑・討論・採決）

議長（奥田俊昭君） 日程第 2、認定第 1 号及び議案第84号から議案第93号まで、並びに議案第96号から議案第99号まで、及び議案第 102号から議案第 105号までの19議案を一括議題といたします。

これら19議案につきましては、各常任委員会にその審査が付託してございますので、各委員長から審査の結果についてを報告を求めます。

総務委員長 勝野健範君。

総務委員長（勝野健範君） 総務委員会の審査結果報告を申し上げます。

今期定例会において、当委員会に審査を付託されました案件は、平成 4 年度予算の補正が 4 件、その他が 1 件の計 5 件でございます。去る 9 月 17 日、市長を初め関係執行部の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

その結果、議案第84号 平成 4 年度可児市一般会計補正予算（第 2 号）の所管部分について、議案第86号 平成 4 年度可児市平牧財産区特別会計補正予算（第 1 号）、議案第87号 平成 4 年度可児市大森財産区特別会計補正予算（第 1 号）、及び議案第 103号 平成 4 年度可児市一般会計補正予算（第 3 号）の所管部分についての 4 議案の補正については適正であると認め、いずれも全会一致で原案を可とすることに決しました。

次に議案第99号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更については、地方自治法の一部改正による監査委員の要件の変更及び一村一組合の名称の変更に伴う組合理約の一部改正をするもので、全会一致で原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、総務委員会の審査結果報告を終わります。

議長（奥田俊昭君） 文教民生委員長 田口 進君。

文教民生委員長（田口 進君） 文教民生委員会の審査報告をいたします。

今期定例会において、当委員会に審査を付託されました案件は、予算の補正が3件、条例の一部改正が2件の計5件でございました。

去る9月18日、助役、教育長を初め関係執行部に出席を求め委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、議案第84号 平成4年度可児市一般会計補正予算（第2号）の所管部分について、議案第85号 平成4年度可児市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第89号 平成4年度可児市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてはいずれも適正なる補正であると認め、何ら異議なく全会一致で原案を可とするものと決しました。

また議案第96号 可児市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定については、何ら異議なく全会一致で原案を可とすることに決しました。

次に議案第98号 可児市幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、3歳児の保護者にも減免を適用するもので、何ら異議なく全会一致で原案を可とすることに決しました。

以上、審査結果の報告を終わります。

議長（奥田俊昭君） 水道経済委員長 近藤忠實君。

水道経済委員長（近藤忠實君） 水道経済委員会の審査結果を報告いたします。

今期定例会におきまして、当委員会に審査を付託されました案件は、決算の認定が1件、予算の補正が8件、条例の制定が1件、その他1件の計11件でございました。

去る9月18日、市長を初め関係執行部に出席を求め委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

その結果、認定第1号 平成3年度可児市水道事業会計決算認定については適正なる執行であったと認め、全会一致で認定を可とするものと決しました。

続きまして、議案第84号 平成4年度可児市一般会計補正予算（第2号）、議案第88号 平成4年度可児市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第90号 平成4年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第91号 平成4年度可児市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第92号 平成4年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、いずれも適正な補正であると認め、何ら異議なく全会一致で原案を可とすることと決しました。

次に議案第97号 可児市水田農業確立特別対策基金条例を廃止する条例の制定については、基金の全部を子供たちの勤労体験学習のための学校教育田の購入等に役立てるもので、全会

一致で原案を可とすることと決しました。

また議案第 102号 分担金の減免については、さきの集中豪雨による土地改良施設の災害復旧事業に係る分担金を免除することであり、全会一致で原案を可とすることに決しました。

次に議案第 103号 平成 4 年度可児市一般会計補正予算（第 3 号）の所管部分について、議案第 104号 平成 4 年度可児市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 105号 平成 4 年度可児市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）については、今回、新たに国より補助金の増額配付があり、いずれも適正なる補正であると認め、何ら異議なく全会一致で原案を可とすることと決しました。

審査の結果は以上でございます。

議長（奥田俊昭君） 建設副委員長 渡辺佳彦君。

建設副委員長（渡辺佳彦君） 建設委員会の審査結果報告書。

建設委員会の審査結果を報告申し上げます。

今期定例会において、当委員会に審査を付託されました案件は、平成 4 年度予算の補正が 2 件ございまして、去る 9 月 17 日、助役を初め関係執行部の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

その結果、議案第 84 号 平成 4 年度可児市一般会計補正予算（第 2 号）の所管の部分について、及び議案第 93 号 平成 4 年度可児市可児都市計画西可児土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）については、いずれも適正な補正であると認め、何ら異議なく全会一致で原案を可とするものと決しました。

審査結果は以上でございますが、次の 2 点につきまして、申し添えます。

第 1 に公園について、都市計画公園とその他の公園との管理面での整合及び補助金のあり方について検討していただきたく、窓口を一本化されたい。

第 2 に「久々利区域街なみ整備促進事業」についてですが、このまちに来る人に強く印象を残すような自然、文化、潤いのあるまちづくりにしていただきたい。

以上を付言いたしまして、建設委員会の審査結果の報告を終わります。

議長（奥田俊昭君） 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 討論もないようでございますので、これにて討論を終結いたします。

これより各案件について採決いたします。

ただいま議題となっております認定第 1 号及び議案第 84 号から議案第 93 号まで、並びに議案第 96 号から議案第 99 号まで、及び議案第 102 号から議案第 105 号までの 19 議案を一括採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 異議がないものと認めます。よって、認定第1号及び議案第84号から議案第93号まで、並びに議案第96号から議案第99号まで、及び議案第102号から議案第105号までの19議案を一括採決いたします。

お諮りいたします。各案件に対する各委員長の報告は、それぞれ原案を可とするものであります。よって、各案件は委員長報告のとおりそれぞれ原案を可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 異議がないものと認めます。よって、本19議案はそれぞれ原案のとおり決することに決しました。

---

請願3号について（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

議長（奥田俊昭君） 日程第3、請願3号 公立小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

当請願については、文教民生委員会にその審査の付託がしておりますので、委員長からその審査の結果についてを報告求めます。

文教民生委員長 田口 進君。

文教民生委員長（田口 進君） 請願書の審査の結果の報告をいたします。

文教民生委員会に審査を付託をされました請願3号 公立小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の提出を求める請願書について、審査の結果を報告いたします。

国におきましては、昭和60年度予算編成以来、義務教育費国庫負担制度の見直しを進める中で、学校事務職員・栄養職員の人件費の削減を検討しております。今日、学校運営においては、事務職員・栄養職員ともに教育と同じく教育現場を支える重要な役割を担っていることを考えれば、国庫負担法から外すことは、地方自治体の財政負担も増大し、また職員の身分、勤務条件にも重大な影響を及ぼすおそれがあります。よって、今後とも国庫負担制度の維持をされるよう本請願を全会一致で採択することに決しました。

以上、請願第3号についての文教民生委員会の審査の結果の報告といたします。

議長（奥田俊昭君） 以上で文教民生委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

〔「なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 討論もないようでございますので、これにて討論を終結いたします。これより請願3号を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に対する文教民生委員長の報告は採択でございます。よって、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 異議がないものと認めます。よって、本請願は委員長報告のとおり採択することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時47分

---

再開 午前9時51分

議長（奥田俊昭君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書の意見書提出の発議がございました。

この際、本意見書案を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 異議ないものと認めます。よって、本意見書案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

なお、念のため申し上げます。

ただいま意見書案第3号は日程に追加されたことに伴い、日程第4の順序が繰り下げられたものとみなします。

---

意見書案第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（奥田俊昭君） 日程第4、意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番議員 太田 豊君。

5番（太田 豊君） 意見書の朗読をもって、説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の維持に関する意見書（案）

政府は、財政負担の軽減を図るため、義務教育費国庫負担制度の見直しを進める中で、公立小中学校事務職員及び学校栄養職員に対する給与費の国庫負担の削減を検討している。

しかるに、この制度見直しは単に地方財政負担の増大をもたらすのみならず、教育の機会均等の確保と教育水準の維持向上に重大な影響を及ぼすものである。

よって、政府におかれては、現行の公立小中学校事務職員及び学校栄養職員にかかわる義務教育費国庫負担制度を維持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。平成4年9月21日、岐阜県可児市議会議長 奥田俊昭。内閣総理大臣、大蔵大臣、文部大臣、自治大臣様。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（奥田俊昭君） これより質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

〔「なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 討論もないようでございますので、これにて討論を終結いたします。  
ただいまから意見書案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。本意見書案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 御異議がないものと認めます。よって、本意見書案は原案のとおり決  
つすることに決しました。

---

意見書案第1号及び意見書案第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（奥田俊昭君） 日程第5、意見書案第1号 第11次道路整備五箇年計画の策定に関する  
意見書、意見書案第2号 第3次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の策定に関する意見書  
を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番議員 渡辺佳彦君。

8番（渡辺佳彦君） 意見書の朗読をもって、提案理由とします。

第11次道路整備五箇年計画の策定に関する意見書（案）

道路は、わが国が21世紀に向けて、活力ある地域社会の形成、東京一極集中の是正、多極  
分散型国土構造形成等の課題に対応し、豊かさやゆとりの実感できる生活大国の実現を図る  
上で、最も重要な役割を果たす施設である。

道路は「人とくらしを支える社会空間」であるという視点に立って、まちづくり、地域づ  
くりの基盤として、使い方まで含めた総合的な道路政策の展開が期待されている。特に他の  
住宅社会資本整備や各種の地域振興施策を支援し、生活者の豊かさを支える道路整備の推進  
が求められる。

しかるに、道路予算の現状は、こうした整備の推進を図るためには、極めて不十分であり、  
今後道路投資の拡大が図られなければ、公共投資基本計画の達成に支障が生じることも考え  
られ、国民生活、地域経済への悪影響も強く懸念される状況にある。

とりわけ本市は、振興住宅都市という条件から、道路に対する依存度が高いにもかかわらず、  
道路整備が著しく、立ち遅れているため、その整備を求める市民の声は切実なものがある。

そのため、地域活性化の基盤であり、かつ地方拠点の整備を進める上での基幹となる地域  
高規格幹線道路整備の新たな展開。

日常生活に密接に関係する渋滞解消のためのバイパス・環状道路の整備。

日常生活の安全性向上のための交通安全対策事業、高齢者や身障者等のための歩行者空間整備、通行規制発生頻度の低減、冬期交通対策のための道路整備が必要である。

よって、政府におかれては、道路整備の重要性を深く認識され、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記1．第11次道路整備五箇年計画の要求総投資規模76兆円を満額確保すること。

1．道路特定財源である揮発油税、自動車重量税等の暫定率を、平成5年度以降継続するとともに、一般財源を大幅投入する等、道路整備財源の充実を図ること。

1．自動車重量税を含む道路特定財源は、全額道路財源に充当すること。

1．地方公共団体の道路整備財源の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により、意見書を提出する。平成4年9月21日、岐阜県可児市議会議長 奥田俊昭。内閣総理大臣、大蔵大臣、建設大臣、自治大臣、経済企画庁長官、国土庁長官様。

議長（奥田俊昭君） 次に、12番議員 続木重数君。

12番（続木重数君） 意見書案の朗読をもって、説明にかえさせていただきます。

第3次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の策定に関する意見書（案）

急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れ災害から国民の生命と財産を守り、国土を保全し、安全で豊かな潤いのある地域づくりを推進するため、最も優先的に実施すべき国政の重要な課題である。

しかしながら、本市の急傾斜地崩壊防止施設の整備状況は、かなり低い水準にあり、その対策が急がれているところである。

よって、政府におかれては、「第3次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画」の策定にあたっては、要求総投資規模1兆3,000億円を確保し、安全で快適な地域社会の基盤の形成に向け急傾斜地崩壊対策事業を強力に推進されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により、意見書を提出する。平成4年9月21日、岐阜県可児市議会議長 奥田俊昭。内閣総理大臣、大蔵大臣、建設大臣、自治大臣、経済企画庁長官、国土庁長官様。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

議長（奥田俊昭君） これより質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 質疑もないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告がございますので、これを許します。

21番議員 松本喜代子君。

21番（松本喜代子君） 21番 松本でございます。

第11次道路整備五箇年計画策定に関する意見書提出について、日本共産党議員団を代表

いたしまして、反対討論を行います。

これは、道路整備の現状が十分とは言えないことから道路特定財源である揮発油税、自動車重量税などの暫定税率を平成5年以降も継続し、一般財源を大幅投入する。また、道路特定財源は全額道路財源に充当する等を政府に求めるというものです。

道路整備要求は、国民生活にとって重要であり、特に歩道の完備など歩行者等の安全確保が必要です。その場合、関係地域住民の民主的な協議と納得を大切にし、人車分離の道路網づくりを進めることなどが重要で、この立場で地域の具体的な要求の促進を国に迫っていくことは大切であると考えます。

しかし、この道路特定財源は、これまで自民党政府の大企業奉仕の国土政策のもとで、高速道路網整備などの車偏重の道路整備に突出させられてきました。この中で、生活道路整備や、特に車優先のもとでの交通弱者、すなわち老人や子供など歩行者の安全無視などの事態が進められています。特定財源は、このように偏重した使い方ではなく、国民の生活基盤に密着した公共投資に使わせることが大事で、日本共産党はこれまで特定財源制度の見直しを提起してきたところでございます。特定財源をさらに全額道路に投入せよという要求に賛成することはできません。したがって、意見書の提出に反対をいたします。

以上、反対討論を終わります。

議長（奥田俊昭君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 討論もないようでございますので、これにて討論を終結いたします。

ただいまから意見書案第1号について、採決いたします。

お諮りいたします。本意見書案を原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥田俊昭君） 起立多数と認めます。よって、本意見書案は原案のとおり決することに決しました。

ただいまから意見書案第2号について、採決いたします。

お諮りいたします。本意見書案を原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥田俊昭君） 異議ないものと認めます。本意見書案は原案のとおり決することに決しました。

以上をもちまして、今期定例会に付託されました案件はすべて終了いたしました。

ここで市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長 鈴木告也君。

市長（鈴木告也君） 平成4年第4回可児市議会定例会の閉会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9月7日より本日まで、本会議、並びに委員会を通じまして、長期間にわたり慎重な御審議を賜りました。議員各位の御労苦に対しまして心より感謝の意を表する次第でありま

す。おかげをもちまして、本日、本年度の補正予算案を初め各案件を原案どおり御議決賜り、厚くお礼を申し上げます。また、議案審議の中で種々賜りました各位の御意見、御教授につきましては、十分にこれを尊重し、検討を重ねまして、今後の市政運営に反映してまいり所存でございます。

本年度も上半期を経過いたしました。豊かな活力と魅力あるまちづくりに向けて、職員一丸となって取り組んでいるところでございまして、野外コンサートを初めとした市制施行10周年記念の各イベントも多数の市民皆様の参加を得、開催できましたことを、議員皆様の御協力によるものと心から感謝申し上げる次第であります。

また、先般来、議員皆様方に御相談申し上げておりますが、平成7年に可児公園におきまして開催が予定されております花フェスタ'95につきまして、本市といたしましてもその開催は、本市のみならず県全体の活性化につながるものと大いに期待をいたし、全力を挙げて協力をいたしてまいり所存でございますので、市議会におかれましても全面的な御支援を賜りますようお願い申し上げます。

乾燥した天気が続く、水不足が懸念されるところでございますが、朝夕はめっきり涼しくなっております。議員皆様にはくれぐれも御自愛いただきまして、一層の御健勝を心からお祈り申し上げ、第4回定例会の閉会に際しましてのお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### 閉会の宣告

議長（奥田俊昭君） それでは、これをもって平成4年第4回可児市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり慎重に御審議を賜り、まことに御苦労さまでございました。

閉会 午前10時09分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成4年9月21日

可児市議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員